

資料版帝國議會衆議院規則

衆議院規則(明治 23 年 12 月 1 日議決)

- ・衆議院規則は第 1 回議會開院式挙行の翌々日即ち明治 23 年 12 月 1 日に起草委員 9 名を選挙し、これを起草させることとし、委員は即日その案を報告し、院議これを可決した。爾來 10 回に渉り改正をした(衆先彙纂 611)。

第一章 成立

第一條 議員ハ召集ノ詔書ニ指定シタル期日ノ午前九時衆議院ニ集會スヘシ

(改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第一條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ノ午前九時衆議院ニ集會スヘシ

第二條 集會シタル議員ハ當選證書ト俱ニ名刺ヲ事務局ニ通スヘシ書記官ハ當選人名簿ニ各員ノ當選證書ヲ對照スヘシ

- ・議員は総選挙後の議會の召集日において當選證書の對照を受ける。召集日に登院しなかつた者は初めて登院したときに當選證書の對照を受ける(衆先彙纂 92)。
- ・補充又は補欠當選した議員はその初めて登院したときに當選證書の對照を受ける(衆先彙纂 93)。
- ・召集当日當選證書の對照を経た議員の員数はこれを議場において報告するもその氏名は報告しない(衆先彙纂 94)。
- ・初めて登院した議員が當選證書を携帯しないときは當選者である証明をさせた後に議場に入ることを許可する(衆先彙纂 95)。
- ・當選證書の對照は停会中と雖もこれを行う(衆先彙纂 96)。
- ・補充又は補欠當選議員が初めて議席に着いたときは議長がこれを議院に紹介する(衆先彙纂 96)。
- ・保釈中の議員が召集に応じる(衆先彙纂 98)。
- ・議員の任期は総選挙の期日よりこれを起算する(衆先彙纂 104)。

第三條 午前十時ニ至リ集會シタル議員總議員三分ノ一ニ達シタルトキハ議員ハ議長候補者ノ選舉ヲ行フヘシ

(改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待つて議院が成立する(衆先彙纂 22)。
- ・議長副議長候補者の選挙手續及び投票点検心得は第 1 回議會において定められたものによる(衆先彙纂 56)。

第三條 午前十時ニ至リ集會者總議員三分ノ一ニ充チタルトキハ議員ハ議長候補者ノ選舉ヲ行フヘシ

第四條 議長候補者ノ選舉ハ無名投票ヲ以テシ候補者三名ヲ連記スヘシ

- ・選挙には議場の閉鎖を要しない(衆先彙纂 59)。

第五條 議員ハ點呼ニ應シ議長席ノ前ニ設ケタル投票函ニ投票ヲ投入シ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ

現在議員投票ヲ終リタルトキハ書記官長ハ投票函ノ閉鎖ヲ宣告スヘシ閉鎖宣告ノ後ハ投票スルコトヲ許サス

- ・選挙の投票は書記官が演壇においてこれを受取り代つて投函する(衆先彙纂 60)。
- ・選挙の際に議員が登壇できない場合は書記官がその席につき投票を受取り代わつて投函する(衆先彙纂 61)。

- ・議長席に着ける議長若しくは副議長又は仮議長が選挙の投票をしようとするときはその席においてこれをする。この場合には書記官が投票を受取り投票箱に投入する（衆先彙纂 62）。
- ・議員が投票を終ったときは議長は投票漏れの有無を注意し、投票漏れなしと認めたときはその旨を告げ、投票箱の閉鎖を宣告し、その宣告後は仮令投票漏れがあってもその投票を許さない（衆先彙纂 63）。

第六條 投票終リタルトキハ書記官長ハ書記官ヲシテ直ニ投票ヲ計算シ之ヲ點檢セシム投票ノ數名刺ノ數ニ超過シタルトキハ更ニ投票ヲ行ハシムヘシ但シ選挙ノ結果ニ異動ヲ及ホササルトキハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議長副議長候補者選挙において同一の投票はこれを合算して点検する（衆先彙纂 64）。
- ・選挙の投票点検中は定数の出席議員を要しない（衆先彙纂 65）。
- ・名刺のみを投入した者は投票を棄権したものと看做す（衆先彙纂 66）。

第六條 投票終リタルトキハ書記官長、書記官ト俱ニ議員ノ面前ニ於テ投票ノ數ヲ計算シ投票ノ數名刺ノ數ニ超過シタルトキハ更ニ投票ヲ行ハシムヘシ

第七條 投票ノ點檢終リタルトキハ書記官長各候補者ノ得點ヲ議員ニ報告シ投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

- ・無効投票は総数に算入する（衆先彙纂 68）。

第八條 投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキ又ハ過半数ヲ得タル者三人ニ滿タサルトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者ニ就キ選挙スヘキ定員ノ倍數ヲ取り決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・決選投票の点検には姓のみを読み上げる（衆先彙纂 69）。

第八條 投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキ又ハ過半数ヲ得タル者三人ニ滿タサルトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者ニ就キ選挙スヘキ定員ノ倍數ヲ取り決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ年長ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 當選人ニシテ當選ヲ辭スル者アルトキハ更ニ其ノ選挙ヲ行フヘシ

- ・選挙に際して予め当選を辞することはできない（衆先彙纂 70）。

第十條 議長候補者ノ選挙終リタルトキハ副議長候補者ノ選挙ヲ行フヘシ

副議長候補者ノ選挙ハ議長候補者選挙ノ例ニ同シ

- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待つて議院が成立する（衆先彙纂 22）。

第十一條 議長候補者ハ副議長候補者ニ選挙セラルルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

第十一條 議長候補者ハ副議長候補者ニ選挙セラルルコトヲ得

第十二條 選挙ニ付疑義ヲ生スルトキハ書記官長ハ集會シタル議員ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議長副議長候補者の選挙において投票の白紙なもの、議員でない者の氏名を記載したもの又は決選投票の場合に被選者以外の氏名を記載した部分は無効投票なるをもって議長においてこれが無効を宣告するも瑕疵ある投票については議長においてその有効無効を決定し又は院議に諮いてこれを決定する（衆先彙纂 67）。

第十二條 選舉ニ付キ疑義ヲ生スルトキハ書記官長ハ集會シタル議員ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第十三條 議長副議長ノ候補者定マリタルトキハ書記官長ハ内閣總理大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待つて議院が成立する（衆先彙纂 22）。

第十四條 議長副議長任命ノ翌日午前九時議員ハ議場ニ集會スヘシ

書記官長ハ議長及副議長ヲ議院ニ紹介シ議長ヲ導キテ議長席ニ著カシムヘシ

- ・議長副議長任命の翌日が祭日又は日曜日に当たるも議院成立に関する集会を開くのを例とする（衆先彙纂 24）。
- ・議長副議長任命の翌日の議院成立に関する集会は午前 10 時に開会するのを例とする（衆先彙纂 25）。
- ・議長副議長が勅任されたときは書記官長がこれを議院に紹介する。議長若しくは副議長が勅任されたときは副議長若しくは議長がこれを議院に紹介する（衆先彙纂 74）。
- ・議長副議長が新任されたときは各々就職の挨拶をし、これに対して出席議員中の年長者が祝辞を述べるのを例とする（衆先彙纂 75）。

第十五條 議員ノ議席ハ每會期ノ始ニ於テ議長之ヲ定ム但シ必要ト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

議席ニハ各號數及氏名標ヲ付ス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議席は府県順によって議長がこれを指定する。召集日の仮席次もまたこれによる（衆先彙纂 11）。
- ・議席の指定および変更は衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 12）。
- ・議席は臨時議會又は停会中においてもその一部を変更する（衆先彙纂 13）。
- ・議席には氏名標及び番号を付す（衆先彙纂 14）。
- ・議席の番号は一區を終りて他區に移る（衆先彙纂 15）。
- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待つて議院が成立する（衆先彙纂 22）。

第十五條 議員ノ議席ハ每會期ノ始ニ於テ議長之ヲ定ム但シ必要ト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

議席ニハ各號數ヲ付ス

（改正第 21 回帝国議會明治 37 年 12 月 1 日議決）

第十五條 議長ハ議長席ニ著キタルノ後書記官ヲシテ抽籤セシメ總議員ノ議席及部屬ヲ定ム

第十六條 議長ハ議席ヲ指定シタル後書記官ヲシテ抽籤セシメ議員ノ部屬ヲ定ム

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・部属の抽選はこれを議長に委任するのを例とする（衆先彙纂 16）。
- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待つて議院が成立する（衆先彙纂 22）。

第十六條 議長ハ議場ニ於テ議員ノ議席ヲ報告シタル後書記官ヲシテ抽籤セシメ議員ノ部屬ヲ定ム

（改正第 21 回帝国議會明治 37 年 12 月 1 日議決）

第十六條 議員ノ議席ハ每會期ニ之ヲ定メ各席ニ號數ヲ付ス

第十七條 議員ノ部屬ハ每會期ニ之ヲ定メ各部ニ號數ヲ付ス

總議員ヲ九部ニ配分シ均分スルコト能ハサルトキハ第一部ヨリ以下毎部一員ヲ加フヘシ

議長副議長ハ部員ノ中ニ入ラス

- ・部属の抽選はこれを議長に委任するのを例とする（衆先彙纂 16）。
- ・補欠議員はその前任議員所属の部に入る（衆先彙纂 19）。
- ・議長又は副議長はその職を辞するときは後任者所属の部に入る（衆先彙纂 20）。
- ・部室は委員室をもってこれに充てる（衆先彙纂 21）。
- ・議員控室は第 15 回議会以来、毎会期の始めに各派の協議により会派別にこれを定めるのを例としたが、第 76 回及び第 80 回（臨時）議会は無所属を除き府県別によりこれを定めた（衆先彙纂 657）。
- ・議員の所属届はその会派の役員よりこれをし、その異動あるときはその会派の役員又は本人よりこれを届出るのを例とする。但し会派の役員の届出と本人の届出と一致しない場合は本人の届出によるものとする（衆先彙纂 658）。
- ・院外に団体を有するもこれに所属する議員が 1 名であるときは院内においては無所属として取扱う。昭和 3 年 2 月 20 日第 16 回総選挙において選出された議員中には院外における政党に属するも院内においては 1 名のみのもものが 3 あった。よって院内における党籍取扱い方に関し同年 4 月 14 日の各派交渉会において次のとおり決定した。 一、無所属トハ院内ニ於テ團體ヲ爲サルモノヲ謂フ團體トハ二名以上ノ集團ヲ謂フ（衆先彙纂 659）。

第十八條 臨時會ニ於テハ前會ノ議席及部屬ヲ繼續スヘシ

- ・議席は臨時議会又は停会中においてもその一部を変更する（衆先彙纂 13）。
- ・臨時議会においては前会の部長及理事がその任を継続する（衆先彙纂 18）。
- ・臨時議会においては前議会における部属を継続する外、前議会の部長及び理事もその任を継続する。なお総選挙後の臨時議会においては継続すべき部属がないので、新たに部属を定め、部長及び理事の互選をする（衆委先彙纂 257）。
- ・臨時議会において部長及び理事共に前議会の通りその任を継続した場合において、部長に欠員あるときはこれを補充するのを例とする。但しこれを補充しなかったことがある（衆委先彙纂 258）。

第十九條 各部ハ年長部員ヲ以テ管理者トシ無名投票ヲ以テ部員中ヨリ部長一名ヲ互選シ其ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

最多數ヲ得タル者同數者二人以上アルトキハ第八條第二項ノ例ニ依ル

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・部長及理事互選の結果は当日これを議場において報告する（衆先彙纂 17）。
- ・臨時議会においては前会の部長及理事がその任を継続する（衆先彙纂 18）。
- ・議会召集の当日議院法第 4 条により議院において抽選で各議員の部属が定まったときは、部員は議長の命じるところにより、直ちに各部室に参集し、衆議院規則第 19 条及び第 21 条により部長及び理事の互選を行う（衆委先彙纂 254）。
- ・部長及び理事は召集に応じた議員中よりこれを選挙する。但し召集に応じない議員を部長及び理事に選挙したことなしとしない（衆委先彙纂 255）。
- ・部長及び理事の互選は推薦によるのを例とする。そして特別の事由がない限り部長にはその部における年長者を、理事には年少者を推薦するのを例とする。なお国务大臣、政府委員、秘書官等は部長及び理事に選挙しない例である（衆委先彙纂 256）。

第十九條 各部ハ年長部員ヲ以テ管理者トシ無名投票ヲ以テ部員中ヨリ部長一名ヲ互選シ其ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

最多數ヲ得タル者同數者二人以上アルトキハ年長ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十條 部長ハ部ノ事務ヲ整理ス

- ・毎会期の始めにおける部長及び理事の互選及び常任委員全部の選挙をするため、各部同時に開会する場合は議長が本会議においてその時刻を指定する例であるが、常任委員補欠選挙又は部長若しくは理事補欠選挙のため、部会を開会する場合には部長（部長欠員又は故障のときは理事）においてその日時を指定して衆議院公報に掲載する（衆委先彙纂 260）。
- ・部室は単に各部において部長及び理事並びに常任委員の選挙を行う場合等に集会するほか常時使用しないので、特にこれを設けず、各委員室をもってこれに充てる。部室の配置は毎会期の始めにおいて議長がこれを定める。第 14 回議会までは部室は即ち各議院の控室であったが、第 15 回議会以来会派別に議員控室を定めることとなったため、委員室をもって部室に充てることとなった（衆委先彙纂 262）。
- ・部会においては筆記をもって会議録を作成する。会議録には出席者の氏名及び会議の経過結果等を記載する（衆委先彙纂 263）。

第二十一條 各部ハ部員中ヨリ理事一名ヲ互選ス

理事ノ互選ハ部長互選ノ例ニ同シ

- ・部長及び理事互選の結果は当日これを議場において報告する（衆先彙纂 17）。
- ・臨時議会においては前会の部長及び理事がその任を継続する（衆先彙纂 18）。
- ・議会召集の当日議院法第 4 条により議院において抽選で各議員の部属が定まったときは、部員は議長の命じるところにより、直ちに各部室に参集し、衆議院規則第 19 条及び第 21 条により部長及び理事の互選を行う（衆委先彙纂 254）。
- ・部長及び理事は召集に応じた議員中よりこれを選挙する。但し召集に応じない議員を部長及び理事に選挙したことなしとしない（衆委先彙纂 255）。
- ・部長及び理事の互選は推薦によるのを例とする。そして特別の事由がない限り部長にはその部における年長者を、理事には年少者を推薦するのを例とする。なお国务大臣、政府委員、秘書官等は部長及び理事に選挙しない例である（衆委先彙纂 256）。

第二十二條 理事ハ部長ヲ輔ケ部長故障アルトキハ之ヲ代理スヘシ

- ・部長に故障がある場合においては理事がこれを代理し、部長理事共に故障ある場合においては出席者中の年長者がこれを代理するのを例とする。但し出席者中より推薦された部員がこれを代理したことがある（衆委先彙纂 261）。

第二十三條 議席及部屬定マリタルトキハ議長ハ議院ノ成立シタルコトヲ政府及貴族院ニ通知スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議院成立の通知は即日これをなす（衆先彙纂 26）。

第二十三條 議席及部屬定マリタルトキハ議長ハ議院成立ノ由ヲ政府及貴族院ニ通報スヘシ

第二十四條 議員一任期ノ第二會期以後ニ於テハ召集ノ期日午前十時ニ至リ議員總數三分ノ一ニ達シタルトキハ議席及部屬ヲ定メタル後議院ノ成立シタルコトヲ政府及貴族院ニ通知スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・召集当日に議長若しくは副議長又は議長副議長共に欠位の場合はその候補者の選挙を行い、勅任の後議席及部属を定める（衆先彙纂 23）。
- ・議院成立の通知は即日これをなす（衆先彙纂 26）。

第二十四條 議員一任期ノ第二會期以下ニ於テハ召集ノ期日ノ午前十時ニ至リ議員總數三分ノ一ニ充チタルトキハ議席及部屬ヲ定メタル後議院成立ノ由ヲ政府及貴族院ニ通報スヘシ

第二章 假議長選挙

(追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二十五條 假議長ノ選舉ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ第八條第二項ノ例ニ依ル

議院ハ假議長ノ選舉ヲ議長ニ委任スルコトヲ得

(追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・無効投票は総数に算入する (衆先彙纂 68)。
- ・決選投票の点検には姓のみを読み上げる (衆先彙纂 69)。
- ・議長副議長に共に故障があったので仮議長を選挙した (衆先彙纂 88)。

第二十六條 假議長ノ選舉ヲ行フ場合ニ於テ議長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ全院委員長議長ノ職務ヲ行フヘシ但シ全院委員長故障アルトキ又ハ其ノ選舉未タ施行セラレサルトキハ出席議員中ノ年長者ヲ以テ之ニ充ツ

(追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議長副議長に共に故障があったので仮議長を選挙した (衆先彙纂 88)。
- ・仮議長選挙を行うに当たり全院委員長が不在のため出席年長議員が議長の職務を行う (衆先彙纂 89)。

第三章 委員

第一節 通則

第二十七條 委員ノ審査ハ議院ノ付託シタル事件ノ外ニ渉ルコトヲ得ス

- ・開院式勅語奉答文案は委員を設けて起草させる (衆先彙纂 317)。

第二十八條 委員ハ委員會ニ於テ同一事件ニ付幾回タリトモ發言スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・委員会において発言しようとするときはその都度委員長 (主査、小委員長) の許可を受けることを要する。発言に際し許可を受けなかったときは、委員長 (主査、小委員長) はこれを中止する (衆委先彙纂 66)。

第二十六條 委員ハ委員會ニ於テ同一事件ニ付幾回タリトモ發言スルコトヲ得

第二十九條 委員長ハ委員會ノ會議ヲ整理シ秩序ヲ保持ス

- ・委員会において発言しようとするときはその都度委員長 (主査、小委員長) の許可を受けることを要する。発言に際し許可を受けなかったときは、委員長 (主査、小委員長) はこれを中止する (衆委先彙纂 66)。
- ・休憩は委員長 (主査、小委員長) が必要と認めたときにこれを宣告するのを例とするが、委員会 (分科会、小委員会) に諮ってこれを決したことがある (衆委先彙纂 63)。
- ・委員会における散会に関しては別に規定がなく委員長 (主査、小委員長) が必要と認めたときにこれを宣告し、又は委員会 (分科会、小委員会) に諮ってこれを決する (衆委先彙纂 64)。
- ・従来委員会における発言は予め通告することなく直ちに委員長にこれを要求したが、近来質疑、討論、議事進行その他の発言要求が多数に上るので、予め発言の通告をさせ、その通告の順序によってこれを許可し、同種の発言要求の間にあつては通告なき発言の要求は通告をした者の発言が終わった後、これを許可する例となった。但し発言に関連する事項に関しては通告の順序に拘らずこれを許可したことがある (衆委先彙纂 67)。
- ・委員会において発言通告が多数に上るときは理事の協議をもって委員長がその発言順位を定める (衆委先彙纂 68)。

- ・ 予め通告をしないで発言の要求をする者が同時に 2 名以上あるときは、委員長において先要求者と認めた者を順次発言させるのを例とする（衆委先彙纂 69）。
- ・ 議事進行に関する発言又は委員の身上に関する発言と雖も直ちに処理を要するものの外、その発言を許可する時機は委員長の決するところによる。そして議事進行の発言を求める場合は予めその要旨を記載して委員長に提出するのを例とする（衆委先彙纂 70）。
- ・ 発言が議題外若しくは許可の範囲外の事項に涉り、又は議事の進行を阻害するものと認めるときは委員長は注意をし、又はその発言を中止する（衆委先彙纂 71）。
- ・ 委員会において必要あるときは付託を受けた議案の提出者に出席説明を求めることは少なくない（衆委先彙纂 76）。
- ・ 議案提出者より出席説明をすることの要求があるときは委員長においてこれを許可し、又は委員会に諮ってこれを許可するのを例とする（衆委先彙纂 77）。
- ・ 建議委員会においてはその審査の日時、審査日程及び提出者の出席説明を促す通知を衆議院公報に掲載し、審査の際その説明を求めるのを例とする（衆委先彙纂 78）。
- ・ 国務大臣及び政府委員と雖も委員会において発言をするにはその都度委員長の許可を受けることを要する（衆委先彙纂 86）。
- ・ 委員の発言で不穏と認めるものに対しては委員長（主査、小委員長）が注意をし、又は取り消しを命じる。また不穏と認められる言辞に付き発言者より取消した事例は少なくない（衆委先彙纂 101）。
- ・ 委員長の取消の命に応じなかった委員の発言を禁止した（衆委先彙纂 102）。
- ・ 傍聴中の議員で秩序を紊す言動があったため、退場を命じられたことがある（衆委先彙纂 103）。
- ・ 政府提出案については委員会において審査開始の際、国務大臣若しくは政府委員より先ず議案提出の趣旨を弁明するのを例とする。但しこれを省略して直ちに質疑又は討論に入ったことがある（衆委先彙纂 128）。
- ・ 議員提出案については審査の始めにおいて提出者が委員長の許可を得て、又は委員会の請求により委員会に出席してその趣旨を弁明するのを例とする。但し議案が輻輳又は会期切迫等のため、趣旨弁明を省略して直ちに質疑又は討論に入ったことがある（衆委先彙纂 129）。
- ・ 貴族院提出案については提案理由の説明がなく、その議案に対する政府の意見を聴いた後、質疑をするのを例とする（衆委先彙纂 130）。
- ・ 委員会において質疑をするにあたっては議案の大体に付き又は逐条により若しくは項目を定めてこれをする（衆委先彙纂 131）。
- ・ 質疑が終了したと認めるときは委員長（主査）において質疑終局の宣告をするのを例とするが、委員会（分科会）に諮ってこれを決したことがある。但し質疑通告者総ての質疑を終らないにかかわらず質疑を終局しようとするときは、委員長より発議し又は動議に基づき委員会（分科会）に諮ってこれを決するものとする（衆委先彙纂 132）。
- ・ 政府提出案については会議の始めにおいて国務大臣若しくは政府委員よりその趣旨を弁明し、そして委員よりこれに対し質疑をした後、討論に入るのを例とする。但し質疑を省略して直ちに討論に入ったことがある（衆委先彙纂 133）。
- ・ 議員提出案については提出者若しくは政府委員に質疑をし、然る後その討論に入るのを例とする（衆委先彙纂 134）。
- ・ 予算案であるとその他の議案であるかを問わず、討論は議案全部を議題としてこれをするのを例とするが、議案が浩瀚であるか若しくは重要であるときは項目別に又は逐条により討論をしたことがある（衆委先彙纂 135）。

- ・議案は討論の後これを議決するのを例とするが、別に異議なしと認めるとき、会期切迫の場合若しくは簡単な議案については委員長の発議又は動議に基づき会議に諮ってその討論を省略し、直ちに議決したことがある（衆委先彙纂 136）。
- ・討論が尽きたと認めるときは委員長（主査）は討論終局の宣告をし、又は委員会（分科会）に諮ってこれを決する。但し討論通告者全部の討論を終らないにかかわらず、討論を終局しようとするときは委員長より発議し又は動議に基づき委員会（分科会）に諮ってこれを決するものとする（衆委先彙纂 137）。
- ・数個の議案が同一委員に併せ付託されたときは、委員長において又は委員会に諮って先ず議題に供すべき順序を定める（衆委先彙纂 139）。
- ・同一委員に付託された政府提出案と議員提出案とが同趣旨であるとき又は数個の議員提出案が同趣旨であるときは、一括してこれを議題に供し、その孰れかの一案を主とし又は各案を共に審査する。なお政府提出案と議員提出案と同趣旨であるとき、政府提出案のみを議題に供し審査したことがある。また貴族院提出案と議員提出案とが同趣旨であるときは貴族院提出案を主として審査する（衆委先彙纂 140）。
- ・同一委員に付託された数個の議案が相互に牽連する場合は各案を一括して議題に供し、これを審査するのを例とする（衆委先彙纂 141）。
- ・委員に付託された議案が他の議案に牽連するため、付託を受けた議案の審査を一時延期したことがある（衆委先彙纂 142）。
- ・委員会において付託を受けた議案と牽連する議案が提出されるまでこの審査を延期し、牽連議案の提出された後、その委員会に併せ付託されるのを待って、この審査をしたことがある。また既に提出された牽連議案の付託されるまで、委員会の審査を延期しその併託されるのを待ってこの審査をしたことがある（衆委先彙纂 143）。
- ・牽連する議案は同一委員に併せ付託されるのを例とするが、別個の委員に付託されたため両委員会合会してその審査をしたことがある（衆委先彙纂 144）。
- ・数分科の所管に互る議案は主たる事項の属する分科において審査するのを例とするが、両分科会合会して審査をしたことがある（衆委先彙纂 145）。
- ・審査事項の範囲が広いため、便宜上委員において分担して審査をさせたことがある（衆委先彙纂 146）。
- ・常任委員会及び特別委員会における修正の動議その他の動議の成立については別に規定がないが、全院委員会の規定に準じ、一人以上の賛成をもって成立したものと認めるのを例とする（衆委先彙纂 168）。
- ・審査事項に先だち議決の必要がある動議は先決問題とし、審査事項に直接の関係を有すると否とを問わず、直ちにこれを議題とすべきものとする。例えば審査方針に関する動議、数案を一括して議題となすの動議、趣旨弁明省略の動議、秘密会を開くの動議、速記中止の動議、議事又は議決延期の動議、質疑若しくは討論終局の動議、直ちに採決をなすの動議、採決延期の動議、採決方法に関する動議、休憩の動議、散会の動議等の如きはいずれも先決動議とする（衆委先彙纂 169）。
- ・先決問題であるべき数個の動議が成立したとき、表決に付すべき順序は各動議の性質に依り、委員長がこれを定めるものとする（衆委先彙纂 170）。
- ・動議の撤回は提出者全部よりこれを請求することを要するが、賛成者の同意は要しない（衆委先彙纂 171）。
- ・動議はその提出者より撤回の要求あるときは議題となったと否とに拘らずこれを許可するのを例

- とする（衆委先彙纂 172）。
- ・委員会における修正の動議については別に規定がないが、その案を具して提出するのを例とする（衆委先彙纂 173）。
 - ・議案修正の範囲は頗る広範で、字句の修正は勿論、議案を分割若しくは併合し、又はその内容を変更、拡張若しくは縮小し、又は種別若しくは表題を変更するはすべてこれを修正と認める。議案を分割した例、数議案を併合した例には政府提出法律案と政府提出法律案とを併合したもの、政府提出法律案に実質において議員提出法律案の内容を包含させて修正議決したもの、数個の議員提出法律案を併合したもの、議員提出法律案と建議案とを併合して建議案としたもの、数個の建議案を併合したもの、建議案と決議案とを併合して建議案としたものがあり、議案の内容を変更した例、議案の種別を変更した例には上奏案を建議案としたものがあり、また議案の表題のみを変更した例がある（衆委先彙纂 174）。
 - ・分科又は小委員の報告が修正であるときは別に賛成者を要しないで、これを修正案と認めるのを例とする（衆委先彙纂 175）。
 - ・委員会において修正案原案共に過半数の賛成を得られない場合に廃棄すべからざるものと決したときは、衆議院規則第 127 条に準じ小委員を設け、又は委員の協議をもって案を起草させ、これを議題に供するのを例とする（衆委先彙纂 176）。
 - ・修正案原案共に過半数の賛成を得られない場合に廃棄すべからざるものと決したときは小委員を設け、又は委員の協議をもって案を起草させるのを例とする。そしてこの場合において先に否決された修正案又は原案と同一の内容を有する案を起草したことがある。そしてこれを議題に供し可決した（衆委先彙纂 177）。
 - ・委員会の審査に必要な参考資料を政府に要求するには委員会議中に出席国務大臣又は政府委員に対して直接委員又は委員長よりこれを要求するのを例とするが、委員会において決議し、議長を経由して要求したことがある。また委員会議以外において委員長が口頭又は書面をもってこれを政府に要求したことがある（衆委先彙纂 268）。
 - ・第 14 回議会以来衆議院公報を発行し、議院に関する諸般の事項を掲載してこれを議員に配付する。そして委員会及び部会に関しては部長及び理事互選、部会の開会及びその経過並びに結果、常任委員及び特別委員選挙、委員長及び理事互選、委員会開会並びにその経過結果等を掲載する（衆委先彙纂 269）。

第三十條 委員會ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

- ・委員会における採決方法は異議の有無を諮り又は起立によるのを例とする。但し無名投票又は挙手に依ったことがある（衆委先彙纂 191）。
- ・委員長（主査）が表決を採ろうとするときは、その表決に付すべき問題を定め、これを宣告する（衆委先彙纂 192）。
- ・委員会において委員長が表決を採ろうとするときは問題を可とするものを先に採決するのを例とする。但し便宜上否とするものを先に採決したことがある（衆委先彙纂 193）。
- ・委員会においても修正案は原案より先に採決する（衆委先彙纂 194）。
- ・委員会においても分科の修正案と委員の修正案とある場合には委員の修正案を先に採決する（衆委先彙纂 195）。
- ・衆議院規則第 124 条に「同一ノ議題ニ付數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テハ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最遠キモノヨリ先ニス」とあり、委員会においても同条の趣旨に依り、委員長（主査）が表決の順序を定めるのを例とする（衆委先彙纂 196）。

- ・数個の修正案がある場合において共通事項が存するときは、その共通の部分を先に採決し、次いで共通でない部分を採決したことがある。また共通でない部分を先に採決し、然る後に共通の部分を採決したことがある（衆委先彙纂 197）。
- ・法律案に対する数個の修正案中に内容を同じくするものがあっても字句が異なる場合において共通事項と認めず、各別に採決したことがある（衆委先彙纂 198）。
- ・数個の議案を同一委員に付託された場合においてその数案を一括して採決したことがある。その最も多い場合は第 75 回議会昭和 15 年 3 月 16 日に所得税法改正法律案外 30 件委員会において法律案 31 件を一括して採決したことがある（衆委先彙纂 199）。
- ・付託議案の議決をするに当たり、附帯決議をし又は希望条項若しくは警告を付す場合は本案と別にこれを採決する（衆委先彙纂 200）。
- ・委員会において委員長は未だ曾て表決に加わったことはない。但し表決の結果可否同数となった場合には衆議院規則第 30 条に依り委員長決裁権を行う（衆委先彙纂 201）。
- ・表決の結果可否同数となり、委員長（主査）が衆議院規則第 30 条に依り決裁権を行う場合には、消極に決し又は積極に決し、一様でない（衆委先彙纂 202）。
- ・分科の兼務員は表決に加わらない（衆委先彙纂 203）。
- ・表決の結果の宣告に対し、異議があるときは更に採決する。その方法は前と同一の方法又は異なった方法に依る。なお反対説に付き採決したことがある（衆委先彙纂 204）。
- ・表決に付すべき問題の宣告に対し意味不明その他の理由により徹底しないとの異議があったとき又は委員長が必要と認めたとき、更に問題を宣告して採決したことがある（衆委先彙纂 205）。
- ・討論終局したときは直ちに本案について採決すべきものであるが、国务大臣又は政府委員の出席を待つため、政府の意見を聴くため、政府の調査報告を待つため、政府より参考書の送付を待つため、牽連する他の議案の議決又は付託を待つため等の事由に依り、委員会（分科会）に諮って採決を延期したことがある（衆委先彙纂 206）。
- ・委員会において議案の議決をするに当たり、附帯決議又は希望条項若しくは警告等を付したことは毎会期少なくない。そしてこの場合においてはその趣旨を記載した書面を報告書に添付する。但し議案が否決の場合においてはその書面を添付しない（衆委先彙纂 207）。
- ・委員会において数個の議案の議決に際し、同一の附帯決議又は希望条項を付したことがある。この場合においては内容が同一の書面を各報告書に添付した（衆委先彙纂 208）。
- ・委員会に付託中の法律案又は建議案が既に本会議又は委員会の審議を終わった法律案と同一趣旨の内容を有するときは、議院の議決を要しないものと議決するのを例とする。また本会議若しくは委員会において議了した建議案と同一趣旨の内容を有する建議案又は決議案があるときまた同じである。但し建議案又は決議案を先に議了したときと雖も、これと同一趣旨の内容を有する法律案は議決不要とすることはない。本会議の審議を終わった議案と同一趣旨であるときに、法律案議決の結果他の法律案又は建議案を議決を要しないものとしたもの、建議案議決の結果他の建議案を議決を要しないものとしたもの、委員会の審査を終わった議案と同一趣旨であるときに、法律案議決の結果他の法律案又は建議案を議決を要しないものとしたもの、建議案議決の結果他の建議案又は決議案を議決を要しないものとしたものがある（衆委先彙纂 210）。
- ・議案の条項中に欠字があったが、委員会は欠字のままこれを議決した（衆委先彙纂 212）。
- ・議案修正議決の結果当然異動を生ずべき事項、その他用字、例文等形式に関する事項の整理は委員長に一任するのを例とする（衆委先彙纂 213）。
- ・議案又はある条項に付き審査終了した後（報告書提出前）、動議に依りこれを再び議題に供したことがある（衆委先彙纂 214）。

第三十一條 委員長自ら討議ニ與カラムトスルトキハ委員中ヨリ代理者ヲ指名シ委員長席ニ著カシムヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・委員長（主査）自ら國務大臣、政府委員又は提案者に対し質疑をしようとするときは先ず代理者を指定し、その席を譲った後、これをすべきものであるが、簡単な質疑はその席よりこれを行うことができる。なお委員長として総合的な質疑をする場合には委員長席よりこれを行うのを例とする（衆委先彙纂 72）。
- ・委員長（主査）は代理者を指名し、その席を譲った後、発言すべきものであるが、委員長（主査）は委員会（分科会）に諮り、その席より発言したことがある（衆委先彙纂 73）。
- ・請願委員会（分科会）において委員長（主査）が自己の紹介に係る請願の紹介説明をしようとするときはその席よりこれを行うのを例とする（衆委先彙纂 74）。
- ・委員長自ら分科会又は小委員会に出席発言することについては別に規定はないが、従来分科会又は小委員会に出席して質疑又は説明のため発言した事例は少なくない（衆委先彙纂 75）。

第二十九條 委員長自ら討議ニ與カラントスルトキハ委員中ヨリ代理者ヲ指名シ委員長席ニ著カシムヘシ

第二節 全院委員

第三十二條 全院委員長ノ選舉ハ第二十五條第一項乃至第三項ノ例ニ依ル

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・無効投票は総数に算入する（衆先彙纂 68）。
- ・決選投票の点検には姓のみを読み上げる（衆先彙纂 69）。
- ・全院委員長の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日午前 10 時よりこれを行うのを例とする（衆先彙纂 133）。
- ・全院委員長の選挙は議長副議長候補者選挙の手續き並びにその先例に準じてこれを行う（衆先彙纂 135）。
- ・全院委員長選挙において同一の投票はこれを合算して点検する（衆先彙纂 136）。
- ・全院委員長が欠位となったときは直ちに補欠選挙を行う（衆先彙纂 137）。
- ・全院委員長の辞任は院議をもってこれを許可する（衆先彙纂 149）。

第三十條 全院委員長ノ選舉ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

選舉ニ付キ異議ヲ生スルトキハ議長之ヲ院議ニ諮ヒテ定ムヘシ

(改正第 1 回帝国議會明治 23 年 12 月 2 日議決)

第三十條 全院委員長ノ選舉ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行フ

同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

選舉ニ付キ異議ヲ生スルトキハ議長之ヲ院議ニ諮ヒテ定ムヘシ

第三十三條 全院委員長故障アルトキハ第一部長其ノ職務ヲ行ヒ第一部長亦故障アルトキハ順次ニ第二部長以下之ヲ行フ

第三十四條 全院委員會ハ議長又ハ議員二十人以上ノ發議ニ由リ討論ヲ用キス議院ノ決議ヲ以テ之ヲ開ク

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

・全院委員会を開くの動議は先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1 (17)）。

第三十二條 全院委員會ハ議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ討論ヲ用キス議院ノ決議ヲ以テ之ヲ開ク

第三十五條 全院委員會ヲ開クコトヲ議決シタルトキハ即時ニ開會スヘシ

即時ニ開會セサルノ議決ヲ爲シタルトキハ議長開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

・院議をもって全院委員会の討議時間を定める（衆先彙纂 156）。

第三十三條 全院委員會ヲ開クコトヲ議決シタルトキハ即時ニ開會スヘシ

即時ニ開會セサルノ議決ヲ爲シタルトキハ議長ハ開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

第三十六條 全院委員會ヲ開クトキハ議長其ノ席ヲ退クヘシ

委員長ノ席ハ書記官長ノ席ヲ以テ之ニ充ツ

・全院委員会は議場においてこれを開き、その会議を公開する（衆先彙纂 153）。

第三十七條 全院委員會ニ於ケル動議ハ一人以上ノ贊成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第三十五條 全院委員會ニ於ケル動議ハ一人以上ノ贊成ニ依リ議題ト爲スヘシ

第三十八條 全院委員會ハ自ラ其ノ規則ヲ議決スルコトヲ得ス

第三十九條 全院委員會議事ヲ終ルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ其ノ結果ヲ議院ニ報告スヘシ

・全院委員会は常任委員会及び特別委員会のように傍聴を禁ずる規定がないので公開を原則とするが院議によりこれを秘密会としたことがある。全院委員会を終わったときは委員長は全院委員会における秘密会議の結果を報告した（衆先彙纂 154）。

第四十條 全院委員會ハ自ラ延會スルコトヲ得ス若議事終局セサルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ議事ノ經過ヲ議院ニ報告スヘシ

此ノ場合ニ於テハ議長ハ更ニ開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

・議長は全院委員会の開会期日を指定する（衆先彙纂 155）。

第四十一條 全院委員會ニ於テ議院法若ハ議院規則ニ違ヒ議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ議長ハ委員長ノ請求ヲ待タス其ノ席ニ復シ委員會ヲ解クコトヲ得

第四十二條 全院委員會ノ議決スルコトヲ得サル事件生スルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ其ノ席ヲ退クヘシ

・全院委員会は付託外の事件を議決することができない（衆先彙纂 157）。

第四十三條 全院委員會ニ於テハ書記官書記官長ノ職務ヲ行フ

第三節 常任委員

第四十四條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

一 豫算委員 六十三人

二 決算委員 四十五人

三 請願委員 四十五人

四 懲罰委員 二十七人

其ノ他議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

・常任委員の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日に全院委員長の選挙に次いでこれを行うのを例とする（衆先彙纂 138）。

・常任委員については臨時議会といえどもこれの選挙をなすべきものであるが、極めて短期の臨時

議会においては院議をもって常任委員の選挙、常任委員長及び理事の互選を省略して前期議会通り選挙されたものと決したことがある（衆先彙纂 142）。

- ・決算は会議に付する前、これを委員に付託する（衆先彙纂 332）。
- ・建議案は第 63 回(臨時)議会以来、常任委員を設け、これを審査する例であるので議案が印刷配付されたときに委員に付託されたものとし、委員会の審査を終わった後、会議に付する。但し提出者より直ちに本会議において審議をすることの要求があり、建議委員会においてその要求を承認し、委員長より議長に対し、即決の要求をしたものは委員の審査を省略して、議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付する（衆先彙纂 335）。
- ・決算の提出があったときは直ちに委員に付託され、委員会の報告を俟ってこれを会議に付する（衆先彙纂 464）。
- ・国有財産法第 26 条による国有財産増減総計算書は第 50 回議会において初めて衆議院において審査することとなり、便宜決算委員に付託して審査させその報告を俟って院議に付し、将来これをもって例とすることとした。そして第 50 回議会においては委員会の報告を経るに至らず、次の議会において審査を了し、報告をし、院議これを是認するに決した。この場合決算と同様次の会期においては再び報告されることなく前に報告されたものにより審査した（衆先彙纂 471）。
- ・第 63（臨時）議会において常任委員の選挙に先だち、副議長発議により、建議案審査のため 45 人の常任委員を設けることに決し、予算、決算、請願、懲罰の常任委員と同時にこれを選挙することとなった。なお第 74 回議会よりは委員の数を 27 名とし、爾来これを例とする（衆先彙纂 483）。
- ・常任委員は予算、決算、請願、懲罰及び建議委員の 5 種とする。第 63 回議会において動議をもって常任委員として建議委員を設け、爾来この例により 5 種の常任委員をこくこととなった（衆委先彙纂 1）。
- ・第 6 回議会における決算委員 27 名、第 63 回議会乃至第 73 回議会における建議委員 45 名、及び第 74 回議会以降における建議委員 27 名はいずれも動議をもって設置し、その他は衆議院規則をもって種別員数を定める（衆委先彙纂 2）。
- ・常任委員は衆議院規則第 44 条により、毎会期の始めにおいて選挙されるべきもので、開院式の翌日にこれを選挙するのを例とする。但し開院式当日、開院式の翌々日、開院式より 4 日後、年末年始の休会後第 1 会議日にこれを選挙したり、開院式当日常任委員選挙の手續を省略して前議会の通り継続することに決したり、常任委員を選挙するに至らないで解散されたことがある（衆委先彙纂 8）。

第四十二條 議院ハ毎會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

| | |
|--------|------|
| 一 豫算委員 | 六十三人 |
| 二 決算委員 | 四十五人 |
| 三 懲罰委員 | 二十七人 |
| 四 請願委員 | 四十五人 |

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 17 回帝国議会明治 35 年 12 月 10 日議決)

第四十二條 議院ハ毎會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

| | |
|--------|------|
| 一 豫算委員 | 四十五人 |
| 二 決算委員 | 二十七人 |
| 三 懲罰委員 | 十八人 |
| 四 請願委員 | 三十六人 |

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 8 回帝国議會明治 28 年 2 月 5 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- 一 豫算委員 四十五人
- 二 懲罰委員 十八人
- 三 請願委員 三十六人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 11 月 27 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- 一 豫算委員 六十三人
- 二 懲罰委員 二十七人
- 三 請願委員 三十六人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

第四十五條 常任委員ハ各部ニ於テ無名投票ヲ以テ總議員中ヨリ選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

各常任委員ノ選舉ハ議院ノ命スル所ニ依リ各部同時ニ之ヲ行フヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・ 常任委員は 25 名未滿の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、按分して各派より予め候補者を申し出させ、これを各部に割り当て、各部において選挙するのを例とする。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後に所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆先彙纂 139）。
- ・ 各部において常任委員の選挙を終るときは議長は当日その結果を議院に報告するのを例とする（衆先彙纂 140）。
- ・ 常任委員の選挙は毎会期の始めこれを本会議の議事日程に掲げ、全院委員長選挙を終った後、議長は各部員直ちにその部室に参集して常任委員の選挙を行い、その結果を議長に報告すべき旨を宣告する例である（衆委先彙纂 9）。
- ・ 常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12 月 27 日）の申合せにより、常任委員は 25 名未滿の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、案分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割り当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆委先彙纂 10）。
- ・ 常任委員はその選挙当日までに召集に応じた議員中よりこれを選挙するのを例とする。但し予め交渉団体より委員候補者氏名を申出させ、これを選挙する関係上当日未だ召集に応じない議員を選挙したことなしとしない（衆委先彙纂 11）。
- ・ 常任委員の選挙は臨時議会においても成規の手續によるのを例とするが、本会議において常任委員選挙の手續を省略し、前議会通り継続するに決した。そしてその結果常任委員に欠員を生じ、また当日召集に応じない者があつたとき付託事件がある委員は補欠選挙を行い、付託事件がない

委員はこれを行わなかった（衆委先彙纂 12）。

第四十三條 常任委員ハ各部ニ於テ無名投票ヲ以テ總議員中ヨリ選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

各常任委員ヲ選舉スルハ議院ノ命スル所ニ依リ各部同一日時ニ於テスヘシ

第四十六條 各部ニ於テ當選人定マリタルトキハ部長ハ之ヲ議長ニ報告スヘシ

- ・常任委員選挙に当たり各部において当選人が定まったときは部長は直ちにこれを議長に報告し、議長は当日これを議院に報告し、且つ衆議院公報に掲載する（衆委先彙纂 16）。
- ・特別委員の指名を議長に一任されたときは議長は即日これを指名し、直ちに衆議院公報に掲載して報告するのを例とする。そして特に急を要するものについては議長は議場において指名し、なお当日の衆議院公報に掲載する（衆委先彙纂 17）。

第四十七條 數部ノ選舉ニ當選シタル者ハ其ノ所屬部ノ當選人トス所屬部ノ外ニ於テ數部ノ選舉ニ當選シタル者ハ部號ノ順序ニ從ヒ其ノ當選人トス

- ・常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12 月 27 日）の申合せにより、常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、案分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆委先彙纂 10）。

第四十八條 前條又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選舉シタル部ニ於テ補闕選舉ヲ行フヘシ

- ・補欠選挙の場合においては前任者の所属交渉団体より予め申し出た候補者を前任者選出の部において選挙する（衆先彙纂 139）。
- ・常任委員の辞任は院議に諮いてこれを決するもその暇なきときは議長がこれを許可する（衆先彙纂 150）。
- ・常任委員の補欠選挙は衆議院公報に掲載した後これを行う（衆先彙纂 151、衆委先彙纂 20）。
- ・常任委員であると特別委員であるとを問わず辞任その他の事由により欠員を生じたときは、直ちにこれの補欠選挙を行わなければならない。そして常任委員にあつては衆議院規則第 48 条によりその選挙した部においてこれを行い、その方法は欠員となった議員の所属会派より申出た候補者を推薦するのを例とする。特別委員にあつては衆議院規則第 65 条によりその選挙した方法即ち前に議長の指名によつたときは議長指名によりこれを行う（衆委先彙纂 15）。
- ・常任委員又は特別委員の辞任を許可したときは当日これを衆議院公報に掲載し、補欠委員はその選挙又は議長指名があつた日にこれを衆議院公報に掲載して報告する（衆委先彙纂 22）。
- ・委員に欠員を生じた場合は直ちにその補欠をして会議を開くのを例とする。但し常任委員については補欠選挙のため部会を開くに至らずして委員欠員のまま会議を開いたことがある（衆委先彙纂 62）。

第四十九條 委員ニ選舉セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ任ヲ辭スルコトヲ得ス

- ・常任委員の辞任は院議に諮いてこれを決するもその暇なきときは議長がこれを許可する（衆先彙纂 150、衆委先彙纂 19）。
- ・特別委員の辞任は議長においてこれを許可するのを例とする（衆先彙纂 152、衆委先彙纂 21）。

- ・委員を辞そうとするときは書面を議長に提出する（衆委先彙纂 18）。

第五十條 委員長ハ無名投票ヲ以テ互選シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス 同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

- ・常任委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 141）。
- ・特別委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 148）。
- ・委員の選挙が終わったときは議長は委員長及び理事互選の日時を指定する。そして常任委員及び開院式勅語奉答文起草の件委員その他審査急を要する特別委員にあつては議長が議場においてその日時を指定するが、その他は議長がその日時を指定し、衆議院公報をもって通知する。各委員は指定の日時に所定の委員室に参集して互選を行う。若し当日これを行うことができないときは議長より更にその日時を指定して互選を行わせるのを例とする。なお委員長の補欠選挙の場合には理事、理事の補欠選挙の場合には委員長において互選の日時を定めるものとする（衆委先彙纂 24）。
- ・常任委員の委員長及び理事互選の期日は第 24 回議会までは委員選挙の当日又は翌日以後で一様でなかったが、第 25 回議会以後は委員選挙の当日これを行う例となった。また特別委員の委員長及び理事互選は委員選挙の翌日これを行うのを例とする。但し会期切迫その他審査が急を要するため、委員選挙の当日においてまた特別の事情があるため委員選挙の翌々日以後においてこれを行ったことがある（衆委先彙纂 25）。
- ・常任委員を前議会通り継続した臨時議会において委員長及び理事互選手続を省略し、前議会の通り継続したことがある（衆委先彙纂 26）。
- ・委員長及び理事互選の場合における投票管理者については別に規定がないので、衆議院規則第 19 条の部長選挙に関する規定に準じ、出席委員中の年長者をもって投票管理者とし、互選事務を管理させるのを例とする。但し委員より推薦された者を投票管理者としたことがある（衆委先彙纂 27）。
- ・委員長及び理事の互選は衆議院規則第 50 条及び第 51 条に無名投票をもってこれを行うべきことを規定され、当初においては委員長理事共に無名投票をもってその互選を行ったことが多かったが、最近に至っては概ね委員長は推薦により、理事は委員長の指名によることとなった（衆委先彙纂 28）。
- ・委員長及び理事互選の結果は投票管理者より選挙の当日直ちにこれを議長に報告し、議長は当日衆議院公報に掲載してこれを報告する（衆委先彙纂 29）。

第五十一條 委員會ニ一名又ハ數名ノ理事ヲ置ク理事ハ無名投票ヲ以テ委員中ヨリ之ヲ互選ス 委員長故障アルトキハ理事其ノ職務ヲ代理ス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・常任委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 141）。
- ・特別委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 148）。
- ・委員会の経過及び結果の報告をすべき場合に委員長に故障があるときは理事が代わって報告をするのを例とするが、委員長及び理事が共に故障あるとき又は都合により、委員が代わって報告をしたことがある（衆先彙纂 344）。
- ・委員の選挙が終わったときは議長は委員長及び理事互選の日時を指定する。そして常任委員及び開院式勅語奉答文起草の件委員その他審査急を要する特別委員にあつては議長が議場においてその日時を指定するが、その他は議長がその日時を指定し、衆議院公報をもって通知する。各委員は指定の日時に所定の委員室に参集して互選を行う。若し当日これを行うことができないときは議長より更にその日時を指定して互選を行わせるのを例とする。なお委員長の補欠選挙の場合

には理事、理事の補欠選挙の場合には委員長において互選の日時を定めるものとする（衆委先彙纂 24）。

- ・ 常任委員の委員長及び理事互選の期日は第 24 回議会までは委員選挙の当日又は翌日以後で一様でなかったが、第 25 回議会以後は委員選挙の当日これを行う例となった。また特別委員の委員長及び理事互選は委員選挙の翌日これを行うのを例とする。但し会期切迫その他審査が急を要するため、委員選挙の当日においてまた特別の事情があるため委員選挙の翌々日以後においてこれを行ったことがある（衆委先彙纂 25）。
- ・ 常任委員を前議会通り継続した臨時議会において委員長及び理事互選手続を省略し、前議会の通り継続したことがある（衆委先彙纂 26）。
- ・ 委員長及び理事互選の場合における投票管理者については別に規定がないので、衆議院規則第 19 条の部長選挙に関する規定に準じ、出席委員中の年長者をもって投票管理者とし、互選事務を管理させるのを例とする。但し委員より推薦された者を投票管理者としたことがある（衆委先彙纂 27）。
- ・ 委員長及び理事の互選は衆議院規則第 50 条及び第 51 条に無名投票をもってこれを行うべきことを規定され、当初においては委員長理事共に無名投票をもってその互選を行ったことが多かったが、最近に至っては概ね委員長は推薦により、理事は委員長の指名によることとなった（衆委先彙纂 28）。
- ・ 委員長及び理事互選の結果は投票管理者より選挙の当日直ちにこれを議長に報告し、議長は当日衆議院公報に掲載してこれを報告する（衆委先彙纂 29）。
- ・ 理事の員数は各委員会における事務の必要により委員の動議又は委員長の発議に基づき適宜これを定めるのを例とする（衆委先彙纂 30）。
- ・ 委員会において理事の互選をした後、委員の員数を増加した場合その他特別の事由があるとき、理事の員数を増加したことがある（衆委先彙纂 31）。
- ・ 委員長が病気その他の事由により出席することができないか又は会議中退席する場合は理事がその職務を代理する。そして理事が数名ある場合においてはその代理すべき理事は委員長がこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂 32）。
- ・ 委員長よりその職務辞任の申し出があったときは委員会においてこれを決する（衆委先彙纂 33）。
- ・ 委員長が委員会の経過及び結果の報告をすべき場合に故障があるときは、理事が代わって報告をするが、委員長及び理事が俱に故障あるとき又は都合により委員が代わって報告したことがある（衆委先彙纂 222）。

第四十九條 委員會ハ無名投票ヲ以テ委員中ヨリ一名又ハ數名ノ理事ヲ互選シ委員會議録及其ノ他文書ノ事ヲ掌ラシム委員長故障アルトキハ理事之ヲ代理スヘシ但シ會議録及其ノ他文書ノ事ハ書記官ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

第五十二條 議院ニ於テ委員會ノ期日ヲ指定セサルトキハ委員長之ヲ定ム

- ・ 委員会開会の日時は院議をもってこれを指定しない限り委員長においてこれを定めるものであるが、委員長及び理事互選の日時は議長においてこれを指定する。そして開院式勅語奉答文起草の件委員会は毎会期議長が議場において委員を指名した際に直ちに委員長及び理事互選を行い、引き続き文案を起草すべきことを命じる。また審査が急を要する案件についても議長が委員を指名の際に委員長及び理事互選に引き続き審査に着手すべきことを命じたことがある。なお会期が切迫した場合又は特別の事由があるときは議長において委員会開会の日時を指定したことがある。この場合は衆議院公報をもって通知する（衆先彙纂 161）。
- ・ 日曜日及び祝祭日には委員会を開かないのを例とする。但し審査が急を要するとき又は会期切迫

- する場合においてはこれを開いたことがある（衆委先彙纂 55）。
- ・院議による議院の休会中は委員会もまた開会しないのを例とするが、特別の事由があるため開会したことがある（衆委先彙纂 56）。
 - ・委員長及び理事互選の当日は審査に入らない例であるが、会期切迫するときその他審査が急を要するときは互選に次いで審査に入ったことは少なくない。この場合においては議長の指定又は委員会の決議による（衆委先彙纂 57）。
 - ・委員会開会の日時は本会議においてこれを指定しない限り、委員長（主査、小委委員長）がこれを定めるものとする。但し委員会（分科会、小委員会）に諮ってこれを定めたことがある（衆委先彙纂 58）。
 - ・委員会開会の日時は議院において指定しない限り、委員長がこれを定めるのを例とするが、重要な議案で審査が急を要するため又は会期切迫するため議長においてその開会日時を指定したことがある。この場合においても衆議院公報をもって通知するのを例とする。但しその違がないとき議長が議場においてこれを指定したことがある（衆委先彙纂 59）。
 - ・予算、決算、請願及建議の各委員会においては審査日割りを定めるのを例とする（衆委先彙纂 60）。

第五十三條 委員會ハ議院ノ會議時間ニ於テ之ヲ開クコトヲ得ス但シ議院ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議会議決）

- ・全院委員会開会中に特別委員会開会のため同委員の退席の請求があったので、全院委員長は委員会に諮ってこれを許可した（衆先彙纂 158）。
- ・本会議中に委員会を開会しようとするときは常任委員会であると特別委員会であるとを問わずその都度議院の許可を受けることを要するが、予算委員会のように審査期限があるものその他緊急を要するもの又は重要な議案の委員会で連日開会を必要とするときは予め総括的に議院の許可を得て議院の会議時間中においてもこれを開くのを例とする。但し会期が 3 分の 2 を経過するときは議長がこれを許可する。臨時議会は会期が短いので従来会期の始めにおいて委員会は本会議中といえども随時開会できることを議決するのを例とする（衆先彙纂 159、衆委先彙纂 53、54）。
- ・本会議中に委員会を開こうとするため委員長より議院の許可を請求し、院議これを許可しないときといえども時を隔て再びこの請求をすることを妨げない（衆先彙纂 160）。

第五十一條 委員會ハ議院ノ會議時間ニ於テ之ヲ開クコトヲ得ス但シ議院ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十四條 委員會ハ其ノ付託ヲ受ケタル事件ニ關シ意見ヲ有スル議員アルトキハ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得

（改正第 50 回帝国議会議決）

- ・委員会において委員以外の議員に出席説明を求めたことは少なくない（衆委先彙纂 83）。
- ・委員でない議員より委員会に出席して質疑のため発言することを求めるときは委員長においてこれを許可し、又は委員会に諮ってこれを許可するのを例とする（衆委先彙纂 84）。
- ・委員会においてその委員でない議員の発言は討論に涉ることができないものとする（衆委先彙纂 85）。
- ・委員会において議員の意見を参考とするため、又は調査の材料を得るため、委員会の決議を以て議員全体より意見を徴したことがある（衆委先彙纂 147）。

第五十二條 委員會ハ其ノ付託ヲ受ケタル事件ニ關シ意見ヲ有スル議員アルトキハ其ノ意見ヲ聞

クコトヲ得

第五十五條 委員會議録及其ノ他參考文書ノ閲覽ヲ求ムル議員アルトキハ委員會ハ審査ノ障碍ヲ生セサル限之ヲ許スヘシ但シ議院ノ外ニ携帯スルコトヲ許サス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第五十三條 議員委員會議録及其ノ他參考文書ノ閲覽ヲ求ムル者アルトキハ審査ノ障碍ヲ生セサル限ハ之ヲ許スヘシ但シ議院ノ外ニ携帯スルコトヲ許サス

第五十六條 委員會ノ審査終ルトキハ報告書ヲ作り委員長ヨリ議長ニ提出スヘシ

委員會ノ決議ニ依リ委員長ハ口述ヲ以テ報告スルコトヲ得但シ議院ハ文書ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

委員長ハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ報告ヲ他ノ委員ニ依託スルコトヲ得

議長ニ於テ特ニ秘密ト認ムルモノノ外委員會ノ報告書ハ印刷シテ豫メ之ヲ議員ニ配付スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・委員長は付託された議案の審査を終了したときは報告書を議長に提出し、その議案が議題となる際に口頭をもって審査の経過及び結果につき報告するのを例とする。しかし付託議案の審査終了前に委員長が必要と認め、又は委員会若しくは議院の決議に基づき審査の経過につき議場において報告をしたことがある(衆先彙纂 340)。
- ・委員会において議案その他の事件の審査終了するときは衆議院規則第 56 条第 1 項に依り、委員長は報告書を議長に提出する。そして委員長欠席のため、理事がこれを代理したときは代理者の名をもって報告書を提出する(衆委先彙纂 215)。
- ・委員会報告書には付託事項に関する審査の結果のみを記載するのを例とする(衆委先彙纂 216)。
- ・委員会報告書を議長に提出した後、訂正を要するときは書面をもってすべきものとする。但し議場における委員長報告の際、口頭をもって訂正したことがある(衆委先彙纂 217)。
- ・議長に提出した委員会報告書を撤回したことがある。そして本案が議題となった後は院議を経て許可され、議題とならない以前においては議長がこれを許可する(衆委先彙纂 218)。
- ・委員会の審査終了しないものについては別に規定なきをもって報告はしないのを例とする(衆委先彙纂 219)。
- ・委員長より報告書を議長に提出した後、議案又は事件が本会議の議題となったときは委員長は口頭をもって委員会の経過及び結果を報告するのを例とする。但し議院の決議に依り口頭報告を省略することがある。そして同一委員に付託された数議案が同時に議題となったときは委員長は併せてこれを報告する例である。また報告に遺漏があるときは委員長、理事若しくは委員よりその補足をすることができる(衆委先彙纂 220)。
- ・委員長は委員会の経過及び結果を報告するに際し、その報告に併せて自己の意見を述べることができなないので、若しこれを述べようとするときは別に発言の通告をしてこれをすべきものとする(衆委先彙纂 221)。
- ・委員長が委員会の経過及び結果の報告をすべき場合に故障があるときは、理事が代わって報告をするが、委員長及び理事が俱に故障あるとき又は都合により委員が代わって報告したことがある(衆委先彙纂 222)。
- ・付託議案の審査終了前に委員長が必要と認め、若しくは委員会の決議により、又は本会議における議事進行の発言に基づき、若しくは議院の決議により、審査の経過につき議場において報告をしたことがある(衆委先彙纂 223)。

第五十四條 委員會ノ審査終ルトキハ報告書ヲ作り委員長ヨリ議長ニ提出スヘシ

委員會ノ決議ニ依リ委員長ハ口述ヲ以テ報告スルコトヲ得但シ議院ハ文書ノ報告ヲ求ムルコト

ヲ得

委員長ハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ報告ヲ他ノ委員ニ倚託スルコトヲ得

議長ニ於テ特ニ秘密ト認ムルモノノ外委員會ノ報告書ハ印刷シテ豫メ之ヲ議員ニ配付スヘシ

第五十七條 議院ハ期限ヲ定メ委員會ヲシテ審査ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

- ・議院は期限を定めて委員会をして議案審査の報告をさせることができるのは衆議院規則の規定する所である。そしてその期限を付する時期は委員付託の際であるのを例とするも、委員会の審査が遅滞するとき若しくは急を要する場合、付託後においてこれを付したことがある。また審査の期限を付した後、その期限を猶予したことがある（衆先彙纂 328）。
- ・院議をもって懲罰事犯の審査に期限を付したことがある（衆先彙纂 565、衆委先彙纂 121）。
- ・議院において委員付託の際、又は委員の審査中にその審査に期限を付されたことがある（衆委先彙纂 122）。
- ・議院において委員会の審査に期限を付し、又は委員長において分科会の審査に期限を付した場合においてその審査期限を延期したことがある。そして本会議においてその審査期限を定めたものについては議院の許可を得、また委員長において分科会に対しこれを定めたものについては委員長においてその延期を許可した（衆委先彙纂 125）。

第五十八條 委員會故ナク其ノ報告ヲ遅延スルトキハ議院ハ改メテ他ノ委員ヲ選任スルコトヲ得

第五十九條 委員會ニ於テ少數ヲ以テ廢棄セラレタル意見ヲ議院ニ提出セムトスル者出席委員三分ノ一ニ及フトキハ委員會ノ報告ト俱ニ其ノ意見書ヲ提出スルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・少数意見は議案若しくは委員長報告に対する質疑討論の通告があつても、委員長報告に次いで提出者がこれを報告する（衆先彙纂 352）。
- ・委員会において小数をもって廢棄された意見を議院に提出しようとする者が出席委員の三分の一に及ぶときはその連名をもって少数意見書を議長に提出することができる。そしてこの場合においては提出すべき旨を委員会において予告すべきものとする（衆委先彙纂 224）。
- ・少数意見書にはその理由を付記しないで主旨のみを記載するものとする（衆委先彙纂 225）。
- ・委員長が少数意見者であるときにその連名に加わつたことがある（衆委先彙纂 226）。
- ・少数意見は議案が本会議の議題となり、これに関する委員長の報告があつた後、少数意見提出者中の一人が報告者としてその報告をするのを例とする。そしてこれに遺漏があつたとき報告者又は他の委員がその補足をしたことがある（衆委先彙纂 227）。
- ・本会議において少数意見の報告をする場合は単に報告に止めるべきもので、併せて自己の意見を述べることができない。若しこれを述べようとするときは討論の場合に別に通告してこれをすべきものとする（衆委先彙纂 228）。
- ・委員長が少数意見者の一人であつた場合において、委員長報告に次いで少数意見を報告し、又は委員長報告を理事若しくは委員の一人に依託して自ら少数意見を報告したことがある（衆委先彙纂 229）。
- ・少数意見書の撤回は議場における報告前であるときは仮令議案が議題となつても議長においてこれを許可する。しかしその報告後これを撤回しようとするときは議院の許可を要するものとする（衆委先彙纂 230）。

第五十七條 委員會ニ於テ少數ヲ以テ廢棄セラレタル意見ヲ議院ニ提出セムト欲スル者出席委員三分ノ一ニ及フトキハ委員會ノ報告ト俱ニ其ノ意見書ヲ提出スルコトヲ得

第六十條 委員會ハ委員會議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ數決議ノ要領其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・第 15 回議会以来委員会に速記を付したときはその速記録をもって委員会議録とすることとなった。また開院式勅語奉答文起草の件委員会及び委員長理事互選等の場合に速記を付さなかったときは筆記録を作成し、これを会議録とする。そして委員会議録はこれを印刷に付し、議員に配付する(衆委先彙纂 264)。
- ・参考書で簡単なもの又は政府の答弁書等委員会の議事に関係あるものは委員長が必要と認め、又は委員会に諮ってこれを委員会議録に掲載したことがある(衆委先彙纂 265)。
- ・委員会における発言で軍事、外交、政策等に関し秘密を要するものと委員長において認めたときは、これを会議録に記載しない。そしてこの場合において会議録より省くべき発言の範囲については委員長において発言者その他の関係者と協議するのを例とする。掲載禁止事項に付き会議録より省かれたき旨政府その他より要求があった場合は委員長において軍事、外交、政策等に関し秘密を要するものと認めたときに限り発言者その他の関係者と協議の上これを会議録に記載しないが、単に掲載禁止事項であるの故をもって会議録より省いたことはない(衆委先彙纂 266)。
- ・会議録に掲載された事項で発言者その他の関係者よりこれの訂正を求めたときは委員長において又は委員会に諮ってこれを決する(衆委先彙纂 267)。

第五十八條 委員會ハ委員會議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ數決議ノ要領及其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ

第六十一條 委員會議録ハ委員長及理事之ニ署名シ事務局ニ保存スヘシ

第六十條 政府ニ返付スヘキ文書及所有主アルモノヲ除ク外委員ノ用ニ供シタル文書ハ其ノ任務ヲ終ヘタル後之ヲ事務局ニ保存スヘシ

(削除第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十二條 豫算委員決算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ各科ニ主査ヲ互選スヘシ

各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補足スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・予算委員、決算委員及び請願委員はその事務を捷速にするため分科を設けるのを例とする。ただ分科を設けなかったことがあり、また建議委員が分科を設けたことがある(衆委先彙纂 34)。
- ・従来審査の都合により、予算委員は 4 分科乃至 8 分科、決算委員は 4 分科乃至 7 分科、請願委員は 3 分科乃至 7 分科に分けたが、最近においては予算委員は 6 分科、決算委員及び請願委員は各 4 分科に分けるのを例とする。なお建議委員は従来 4 分科または 2 分科に分けたことがあるが、76 回議会以降は分科を設けない例となった。
- ・分科の区分は同一会期中はこれを変更しないのを例とする。但し変更したこともある(衆委先彙纂 36)。
- ・分科員の配置は略同数とするのを例とし、これを分科の本務員とする(衆委先彙纂 37)。
- ・各委員の所属分科は委員の希望を斟酌して委員長がこれを決するのを例とするが、委員の協議により又は抽籤をもってこれを定めたことがある(衆委先彙纂 38)。
- ・分科員は他の一分科または数分科に兼務することができる例で、各分科兼務員の数はこれを制限しない(衆委先彙纂 39)。
- ・委員長は分科に属せず、理事はこれに属するのを例とする(衆委先彙纂 40)。
- ・委員に異動があった場合における補欠委員の所属分科は前委員の本務員として所属した分科とする。なお補欠委員の兼務すべき分科は新たにその希望によりこれを定める(衆委先彙纂 41)。
- ・分科には主査を置き、理事を設けないのを例とする(衆委先彙纂 42)。

- ・主査はその分科所属の本務員中よりこれを選定すべきものとする（衆委先彙纂 43）。
- ・主査の互選は委員会の決議により、委員長の指名に一任するのを例とする（衆委先彙纂 44）。
- ・主査が欠席又は退席の場合は分科本務員中より主査の代理を選定する。主査の代理は主査がこれを指名し、または分科員においてこれを協議選定するのを例とする（衆委先彙纂 45）。
- ・主査よりその職務辞任の申し出があったときは委員長がこれを決し、又は委員会に諮ってこれを決する（衆委先彙纂 46）。
- ・委員会（分科会）においては付託を受けた議案その他の事件に関し、審査の方針を定め、議案若しくはある事項を調査し、修正案を起草し、政府と交渉をし、報告書若しくは意見書を起草する等のため、委員会の決議をもって委員中に小委員を設けた事例は甚だ多い。この場合においては小委員の員数その選定方法等総て委員会の決議による（衆委先彙纂 47）。
- ・小委員の会議は以前は専ら小委員相互に若しくは小委員と政府との間に協議懇談をしたので、委員長を設けたことは少なかったが、近来は総て委員会の例に倣い、小委員長を置いて小委員会に関する事務を整理させる例となった。小委員長を設けずに主査若しくは幹事を置いて小委員長の職務を行わせ、又は委員長が小委員の一員となり、若しくはならずに小委員長の職務を行ったことがある（衆委先彙纂 48）。
- ・小委員会に小委員長を置いたときは小委員会においてこれを互選するのを例とする（衆委先彙纂 49）。
- ・小委員長が病気その他の事由により出席することができないか又は会議中に退席する場合は、小委員中よりその代理者を選定する。そしてその選定は小委員長の指名又は小委員の協議による（衆委先彙纂 50）。
- ・小委員会において委員会の例に倣い、理事を置いたことがある（衆委先彙纂 51）。
- ・小委員の辞任は委員長（主査）がこれの拒否を決する。但し委員会に諮ってこれを決したことがある（衆委先彙纂 52）。
- ・分科の審査に期限を付す必要があるとき、委員長において又は委員会に諮ってこれを付したことがある。但し近来は予算委員会、決算委員会及び請願委員会においては分科の審査日割りを定めるのが例となったので、審査期限を付したことがない（衆委先彙纂 123）。
- ・小委員の審査に付するに当たり、委員長（主査）において、又は委員会（分科会）に諮って期限を付したことがある（衆委先彙纂 124）。
- ・予算委員会における本予算案の審査は先ず総会を開き、大体の質疑を終了した後、分科に移し、分科においては更に細目に互る質疑をした後、討議決定し、その報告書を委員長に提出する。そして分科の報告後、総会において審査決定をするものとする（衆委先彙纂 148）。
- ・追加予算案は総会のみにおいてこれを審査し、分科に移さないのを例とする。但し通常議会において本予算案審査中に提出される追加予算案は本予算案審査の方法と同じく分科に移して審査する。特別議会の始めに提出される追加予算案もまた分科に移して審査するのを例とするが、第 55 回（特別）議会においては分科を設けず、総て総会のみでこれを審査した。また会期切迫その他特別の事由により、審査が急を要するときは追加予算案を直ちに分科において審査し、若しくは小委員の審査に付したことがある（衆委先彙纂 149）。
- ・決算委員会における決算の審査は先ず総会を開き、大体の質疑を終了した後、分科に移し、分科会における審査の終了後その報告書を委員長に提出する。そして分科の報告後、総会において審査決定をするものとする（衆委先彙纂 150）。
- ・決算は会計検査院の検査報告と対照し、政府の弁明書を参考としてこれを審査するのを例とする（衆委先彙纂 151）。

- ・前議会又はその以前に提出された決算で、解散その他の事故により審議未了のものを後の会期において審査する場合に、分科に移さないで総会において審査し、又は小委員に付して審査したことがあり、また決算を審査の都合により分科連合会に付して審査したことがある（衆委先彙纂 152）。
- ・国有財産増減総計算書は決算委員において小委員の審査に付する（衆委先彙纂 153）。
- ・国有財産現在額総計算書は決算委員会において国有財産増減総計算書と共に小委員の審査に付する（衆委先彙纂 154）。
- ・建議案及び請願については予め審査日程を作成し、その順序によりこれを審査するのを例とする（衆委先彙纂 158）。
- ・請願については予め審査日程を作成するのを例とし、その掲載の順序は分科にあつては各省所管の順序に依り、同一省所管のものは提出順に依り、主査がこれを定め、総会にあつては分科の順序により委員長がこれを定める。建議案の審査日程もまた請願に準じ、これを作成する（衆委先彙纂 159）。
- ・建議案及び請願の審査日程は提出者又は紹介議員若しくは政府委員の都合その他の事由に依り、順序を変更することがある。そしてこの場合は委員長（主査）において又は動議によりこれを変更する（衆委先彙纂 160）。
- ・建議案又は請願の審査日程中同趣旨の建議案又は請願が数件あるときは便宜上これを一括して議題に供し、審査したことは毎会期少なくない（衆委先彙纂 161）。
- ・建議案又は請願に付き審査が急を要するときその他特別の事由あるときは、審査日程に追加してこれを審査したことなしとしない（衆委先彙纂 162）。
- ・建議案に対し提出者より本会議即決の要求があるときは、建議委員長は先ずこれを委員会に諮りその承認を得た後、その旨の要求書を議長に提出する（衆委先彙纂 167）。
- ・決算委員会は決算に付きその収入支出が適法であるか又は予算の目的に違ふことがないか否かを審査しこれを是認すべきか否を決する。そしてその是認すべからざるものについては理由を附して不法又は不当と議決し、その旨を報告する。また国有財産現在額総計算書及び国有財産増減総計算書は決算の例に準じてこれを審査する（衆委先彙纂 182）。
- ・決算委員会において決算の不法又は不当を認めた場合においてこれに関し政府にその処分を要求すべしと議決したことがある（衆委先彙纂 183）。
- ・分科において付託事件の審査を終了したときは主査より直ちに書面をもってその結果を委員長に報告する。但し請願の分科にあつてはその結果を当日の公報に掲載し、書面の報告を省略するのを例とする（衆委先彙纂 231）。
- ・分科の審査を終ったときは予算及び決算にあつては主査より報告書を提出し、請願にあつてはこれを省略するのを例とするが、主査はいずれも総会においてその分科会における審査の経過及び結果を口頭をもって報告する。但しこれを省略したことがある。そして主査に故障があるときは分科員中より代理者を選定してこれを報告させる（衆委先彙纂 232）。
- ・小委員（分科の小委員）において付託事件の審査を終了したときは、別に報告書を提出しないで小委員長より委員会（分科会）にその経過及び結果を口頭をもって報告するのを例とする。但し小委員の中より特に報告委員を選定し、その報告をさせたことがある（衆委先彙纂 233）。

第六十一條 豫算委員決算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲三分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各科ニ主査ヲ互選スヘシ
各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補助スルコトヲ得
(改正第 8 回帝国議會明治 28 年 2 月 5 日議決)

第六十一條 豫算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲ニ分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各科ニ主査ヲ互選スヘシ

各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補助スルコトヲ得

第四節 特別委員

第六十三條 特別委員ノ數ハ九名トス但シ付託事件ノ種類ニ由リ議院ノ決議ヲ以テ之ヲ増加スルコトヲ得

- ・特別委員の員数の増加は9の倍数による（衆先彙纂146）。
- ・特別委員の員数は後にこれを増加することができる（衆先彙纂327）。
- ・特別委員の名称は委員選定の際、本会議において付託された議案又は事件の件名をもって表示し、付託案件2件以上の場合は外何件委員としてこれを表示する。そして付託案件中審査を終り、又は新たに他の案件を併せ付託されても当初の名称を用い、これを変更しない例である。しかし委員併合の場合は名称を変更する（衆委先彙纂4）。
- ・特別委員の員数は衆議院規則第63条により9名とする。しかしこれを増加する場合はまた総て9の倍数によるのを例とする（衆委先彙纂5）。
- ・特別委員が既に決定した後、更に他の議案を併託され又は付託議案が重要であるのでその員数を増加したことがある。この場合においてもその増加員数は9の倍数による。なお議案の再審査に当たり、委員の員数を増加したことがある（衆委先彙纂6）。
- ・牽連する議案が異なる特別委員に付託されたため、両委員を併合したことがある。そしてこの場合においては委員の名称を変更した。また同一人にて併合の前の各特別委員の委員であった者があったため、その員数に不足を生じたので、議長においてこれを補充した（衆委先彙纂7）。

第六十四條 特別委員ハ議院ニ於テ無名投票ヲ以テ連記選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

議院ハ特別委員ノ選舉ヲ議長ニ委任スルコトヲ得

（改正第50回帝国議會大正14年3月24日議決）

- ・特別委員の選挙は議長の指名によるのを例とする。その補欠選挙もまた同じである（衆先彙纂143）。
- ・特別委員の指名は委員付託の当日に議長がこれをする（衆先彙纂144）。
- ・特別委員を議長において指名する場合はその特別委員数を各派所属議員数に応じ按分して各派に割り当て、予めその候補者を申し出させて議長はこれによって指名する。25名未満の団体には特別委員を割り当てない例であるが、儀礼に関する特別委員は従前より25名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする。特別委員は交渉団体所属議員数に異動があるときは割当員数を変更するのを例とする（衆先彙纂145）。
- ・特別委員選挙の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂147）。
- ・両院協議委員はその数を10名とし、選挙の方法は議長の指名によるのを例とする。補欠選挙は議長指名による（衆先彙纂602）。
- ・両院協議委員の選挙を省略し、既に他の回付案に付き選定した両院協議委員に、不同意に決した回付案を併せ付託したことがある（衆先彙纂606）。
- ・特別委員の選挙については、議場において委員を選挙するには少なからざる時間を要し且つ種々の不便があるので、第22回議會以来はすべて議長の指名によることとなった。そして議長が委員を指名するに当たっては交渉団体より予め委員候補者を申出させ、これによって指名する。なお儀礼に関する特別委員は従前より25名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂13）。

- ・特別委員を議長において指名する場合は委員付託を決議した翌日これを行ったことがあるが、第15回議會以来は委員付託を決議した当日これを行う例となった（衆委先彙纂14）。

第六十三條 特別委員ハ議院ニ於テ無名投票ヲ以テ連記選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

議院ハ特別委員ノ選舉ヲ議長又ハ各部ニ委任スルコトヲ得

第六十五條 特別委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選舉シタル方法ニ依リ補闕選舉ヲ行フヘシ

（追加第50回帝國議會大正14年3月24日議決）

- ・常任委員であると特別委員であるとを問わず辞任その他の事由により欠員を生じたときは、直ちにこれの補欠選舉を行わなければならない。そして常任委員にあつては衆議院規則第48条によりその選舉した部においてこれを行い、その方法は欠員となった議員の所属会派より申出た候補者を推薦するのを例とする。特別委員にあつては衆議院規則第65条によりその選舉した方法即ち前に議長の指名によつたときは議長指名によりこれを行う（衆委先彙纂15）。

第六十六條 議院ハ特別委員ニ付託シタル事件ニ連繫スル他ノ事件ヲ併セテ之ニ付託スルコトヲ得

- ・委員に付託した議案は審査の経過及び結果に付き、委員長が議場において報告をしてもその議案が議決されるまでは委員の任務はなお存続するものであるので、その議案と同種又は関連する議案はその委員に併せ付託することを得るものとする（衆先彙纂325）。
- ・各別の委員に付託された議案が関連するので、審査の便宜上、両委員を併合したことがある（衆先彙纂326）。

第六十七條 議院ハ特別委員ノ報告ヲ受ケタルノ後更ニ事件ヲ同一委員ニ付託シ又ハ他ノ委員ニ付託スルコトヲ得

- ・委員に付託した議案は審査の経過及び結果に付き、委員長が議場において報告をしてもその議案が議決されるまでは委員の任務はなお存続するものであるので、その議案と同種又は関連する議案はその委員に併せ付託することを得るものとする（衆先彙纂325）。
- ・法律案を再び委員に付託して審査するのは第一読会の続会においてこれをし、第二第三読会においてはこれをすることができない（衆先彙纂438）。
- ・委員会において審査を終了し、議院に報告した事件に就き、再び同一委員の審査に付され、又は新たに特別委員を設けてこれにその審査を付託されたことがある（衆委先彙纂126）。

第六十八條 第四十九條ヨリ第六十一條ニ至ル迄ノ規定ハ本節ニ適用ス

（改正第50回帝國議會大正14年3月24日議決）

- ・特別委員の辞任は議長においてこれを許可するのを例とする（衆先彙纂152、衆委先彙纂21）。

第六十六條 第四十七條ヨリ第六十條ニ至ルマテノ規定ハ本節ニ適用ス

第四章 議員資格審査

第六十九條 議員他ノ議員ノ資格ニ對シ異議アルトキハ異議申立書及其ノ副本ヲ作り署名シテ之ヲ議長ニ差出スヘシ

議長ハ異議申立書ヲ資格審査委員ニ付シ及其ノ副本ヲ被申立議員ニ送達シ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムヘシ

被申立議員天災事變又ハ疾病ニ因リ期間内ニ答辯書ヲ差出スコト能ハサリシコトヲ證明スルトキハ議長ハ更ニ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムルコトヲ得

（改正第50回帝國議會大正14年3月24日議決）

- ・議員の資格に対する異議申立書を受理したときは直ちにこれを資格審査委員に付する（衆先彙纂106）。

- ・異議申立書に対する答弁書の差出期日には時間を付する（衆先彙纂 107）。
- ・異議申立者が当該事件の資格審査委員を辞任する（衆先彙纂 110）。

第六十七條 議員他ノ議員ノ資格ニ對シ異議ヲ申立ツル者ハ異議申立書及其ノ副本一通ヲ作り署名シテ之ヲ議長ニ差出スヘシ

議長ハ申立書ヲ資格審査委員ニ付シ及其ノ副本ヲ被告議員ニ送達シ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムヘシ

被告議員天災事變及疾病ニ因リ期日内ニ答辯書ヲ差出スコト能ハサリシコトヲ證明スルトキハ議長ハ更ニ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムルコトヲ得

第七十條 議長被申立議員ノ答辯書ヲ受取りタルトキハ資格審査委員ニ付シ時日ヲ期シテ之ヲ審査セシムヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・資格審査期間は議長がこれを定める（衆先彙纂 108）。

第六十八條 議長被告議員ノ答辯書ヲ受取りタルトキハ資格審査委員ニ付シ時日ヲ期シテ之ヲ審査セシムヘシ

第七十一條 被申立議員期間内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ資格審査委員ハ直ニ審査ノ結果ヲ報告スルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第六十九條 被告議員期日内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ資格審査委員ハ直チニ審査ノ結果ヲ報告スルコトヲ得

第七十二條 資格審査委員ハ必要ト認ムルトキハ議長ヲ經由シテ異議申立議員及被申立議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第七十條 資格審査委員ハ必要ト認ムルトキハ議長ヲ經由シテ申立議員及被告議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

第七十三條 委員其ノ審査報告ヲ議長ニ提出シタルトキハ議長之ヲ各議員ニ配付シタル後院議ニ付スヘシ

第七十四條 被申立議員ハ自ラ議院ニ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第七十二條 被告議員ハ自ラ議院ニ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

第五章 開議散會及延會

第七十五條 會議ハ午後一時ニ始ム但シ議長必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・第 1 回議會以来開院式当日に開院式勅語に対する奉答文案の會議を開くのを例とする（衆先彙纂 238）。
- ・全院委員長及び常任委員長の選挙当日に緊急を要するため、若しくは儀礼に関する等の事由に依り、この選挙に先立ち、又は選挙終了後に他の議事を開いたことがある（衆先彙纂 239）。
- ・第 15 回議會より毎会期の始めにおいて會議日を議決し、本會議は火曜日、木曜日、土曜日とするのを例とし、会期切迫その他特殊の事情に依り、必要の場合は院議に依り、若しくは議長必要と認め、定日以外の日と雖も本會議を開いたことがあるが、第 37 回議會以来会期の始めにおいて會議日を議決する際、議長が必要と認める場合は定日以外の日と雖も本會議を開くことができる旨を議決するのを例とする。特別会においては第 36 回議會以来会期の始めにおいて會議日を定め、かつ議長必要と認めるときは任意に開會できることの議決をするのは通常議會の場

合と異なることがない。但し第 71 回議会は臨時議会と同様に会期の始めにおいて会議日を定め
ないで随時開会することができることを議決した。臨時議会の会期は短いので、第 20 回議会以
来会期の始めにおいて会議日を定めないで随時開会できることを議決するのを例とする（衆先
彙纂 240）。

- ・年末年始の休会明けの当日は会議を開くのを例とする（衆先彙纂 241）。
- ・日曜日及び祝祭日には会議を開かないのを例とする。そして特殊の事情ある場合は予め院議に諮
り又は議長が必要と認めて開会したことがある（衆先彙纂 242）。
- ・停会満了の翌日は会議を開くのを例とし、第 15 回議会においては本会議日（火曜日、木曜日、
土曜日）を定め、爾来隔日に本会議を開くこととなったが、停会満了の翌日は本会議日に相当
しない場合と雖もなお会議を開く。しかし第 18 回（特別）及び第 52 回議会においては次の本
会議日を俟って開会した（衆先彙纂 243）。
- ・年末年始の休会の議決に際して議長が必要と認める場合は休会中と雖も随時開会できる条件を付
するのを例とし、その他の事由に依って休会を議決する場合においてもこの条件を付したこと
なしとしない（衆先彙纂 244）。
- ・会議は通常午後 1 時よりこれを開くべきも、開院式勅語奉答文案の会議は開院式終了後直ちにこ
れを開きその他の場合においても必要あるときは予め院議に諮り、又は議長が必要と認め午前 9
時若しくは 10 時より開会することがある。毎會期における全院委員長及び常任委員の選挙は第
26 回議会より、また会期終了日は第 15 回議会よりいずれも午前 10 時より開会するのを例とす
る。但し第 20 回（臨時）、第 21 回、第 50 回、第 59 回、第 61 回（臨時）、第 66 回（臨時）、
第 69 回（臨時）、第 73 回、第 74 回、第 75 回、第 77 回（臨時）及び第 79 回議会の会期終了
日は会議に付すべき議案が少なかったため午後 1 時に開会した（衆先彙纂 245）。
- ・会議の開始は午後 1 時をもって定刻とし、議事日程にこれを掲載するも、実際の会議は多少遅延
する。なお当日の議事ノ順序に関して各派交渉会を開催し、定刻に至るも協議決定しない等の
ため著しく会議の遅延したことがある。なお議事日程に会議の開始時刻を定刻より遅延して掲
載したことがある（衆先彙纂 246）。

第七十三條 會議ハ通常午後一時ニ始ム

第七十六條 議事日程ニ掲ケタル議事ヲ終リタルトキハ議長ハ散會ヲ宣告ス

議事未タ終ラサルモ午後六時ニ至ルトキハ議長ハ議院ニ諮ハスシテ延會ヲ宣告スルコトヲ得但
シ緊急ノ議事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議事日程に掲載された議案にして延会されたものはこれを次会の議事日程に掲載し、各その同種
議案の首位に置く。このように延会の形式によるときは議事日程作成上不便が少なくないので
第 45 回議会以来は延会の動議を避けて、議事日程延期の動議を提出する例となった（衆先彙纂
205）。
- ・議事日程に掲載された議案で当日議了の見込みがないときは残余の議事日程を延期する動議を提
出するのを例とする。そして延期された議案は必ずしも次会の議事日程に掲載しない（衆先彙
纂 206）。
- ・議事日程を議了し更に他の事件を追加しようとする場合は議長の発議若しくは議員の動議により
院議に諮りこれを決する。そして当日の議事日程を議了するときは議長は散会を宣告すべきで
あるが、諮問又は諸般の報告があるときはこれをした後、散会を宣告するのを例とする（衆先
彙纂 234）。
- ・議事日程に掲げた議事を終わっても先に付託した議案の委員長報告を待つため、又は議事日程以

外に当日特に他の議事を開く必要あるため、議長職権又は動議に依り休憩を宣告したことがある（衆先彙纂 249）。

- ・議事日程の議事に入るに先立ち、動議に依り延会又は議事日程を延期して散会することがある。また会期の始めにおける国务大臣の施政方針演説当日はこれに対する質疑をし、議事日程に入らないで延会したことは少なくない。第 45 回議会以来はこの場合は動議により議事日程を延期して散会するのを例とする（衆先彙纂 250）。
- ・会期は終了日の夜 12 時を限り終了するので、議長において会期終了の時刻までに議事を議了することができないと認めた場合は討論中若しくは趣旨弁明中又は表決未了のまま散会を宣告する（衆先彙纂 251）。
- ・議長は会期終了日の散会に際して慰労の辞を述べるのを例とし、会期中の成績はこれを速記録に掲載する（衆先彙纂 252）。
- ・会期終了日における両院の散会は同時であることを要しない（衆先彙纂 253）。

第七十四條 議事日程ニ掲ケタル議事ヲ終リタルトキハ議長ハ議院ニ諮ハスシテ散會ヲ宣告ス議事未タ終ラサルモ午後六時ニ至ルトキハ議長ハ延會ヲ宣告スルコトヲ得但シ緊急ノ議事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十七條 議事開始ノ時刻ニ至ルトキハ議長其ノ席ニ著キ諸般ノ事項ヲ報告シテ後ニ會議ヲ開クコトヲ宣告ス

議長開議ヲ宣告セサル間ハ何人モ議事ニ付發言スルコトヲ得ス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・諸般の報告は開院式当日即ち勅語奉答文案会議の日若しくはその翌日全院委員長及び常任委員の選挙の日よりこれをする（衆先彙纂 260）。
- ・衆議院規則第 77 条により議長は会議を開く前に諸般の報告をするべきものであるが、議長が必要と認めるときは会議中又は散会前に報告をすることがある（衆先彙纂 261）。
- ・衆議院規則には諸般の事項を報告すべきことを規定するが、その事項を限定しない。従ってその事項は議長の認定によるが、従来報告した事項を挙げれば次のようである。
 - 1 議員の異動
 - 2 議案類の提出、撤回、送付若しくは回付
 - 3 議事に関する政府若しくは議員の要求又は政府貴族院の通牒
 - 4 質問主意書の提出、撤回及び政府の答弁、覆牒
 - 5 議案類、質問主意書の提出者の氏名
 - 6 委員、委員長、部長、理事の当選、辞任若しくはその補欠
 - 7 奏上、慶賀、弔慰等に関する事項。
- ・報告すべき事項と雖も、衆議院公報に掲載されたものは場合により報告を省略する（衆先彙纂 263）。
- ・議長が開議を宣告しない以前は議事については勿論、何人より何等の發言を求めてもこれを許さない（衆先彙纂 293）。
- ・議事進行に関する發言に関し、第 63 回（臨時）議会昭和 7 年 8 月 25 日の各派交渉会において今後直接議題と関係を有するもの又は直ちに処理しなければならないものを除いてはその發言を許可する機会はこれを議長の裁量に委ねることの申し合せをした。そしてその發言を許可する場合は議事日程の変更を要しない。議事進行に関する發言を求めるときは予めその要旨を記載して議長に提出すべきものとする。なお議事進行に関する發言は 1 回を原則とし、2 回に互ることができない（衆先彙纂 294）。

第七十五條 議事開始ノ時刻ニ至ルトキハ議長其ノ席ニ著キ諸般ノ通信ヲ報告シテ後ニ會議ヲ開クコトヲ宣告ス

議長開議ヲ宣告セサル間ハ何人モ議事ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第七十八條 出席議員若定數ニ充タサルトキハ議長ハ相當ノ時間ヲ經テ之ヲ計算セシム計算ニ回ニ至リ仍定數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・會議に際して 2 回に互り計算をするもなお出席議員法定議員数の 3 分の 1 に達しないときは議長は延會を宣告しなければならないが、その計算については前後 2 回の間に相當の時間を経ることを要するものとする (衆先彙纂 258)。
- ・議長は會議中に出席議員が定數を欠き、若しくは欠く虞があると認めたときは延會を宣告する。なお出席議員が定數を欠き、休憩を宣告したことがある (衆先彙纂 259)。

第七十六條 出席議員若シ定數ニ充タサルトキハ議長ハ相當ノ時間ヲ經テ之ヲ計算セシメ計算ニ回ニ至リ仍定數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ

第七十九條 議長散會延會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ議事ニ付キ發言スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・部長理事互選、常任委員の選挙及び開院式勅語奉答文起草の場合は議長より一時休憩を宣告するのを例とする。その他委員会の審査報告を待つため、あるいは出席議員の定數を欠くおそれあるにより、議長の職權をもって休憩を宣告すること少なくない。休憩の宣告は議員の發言中と雖もこれをしたことがあり、また 1 日に數回若しくは數時間にわたり休憩したことがある (衆先彙纂 248)。

第七十七條 議長散會延會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ議事ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第六章 議事日程

第八十條 議長ハ會議ノ終ニ於テ次會ノ議事日程ヲ議院ニ報告スヘシ

- ・次會の議事日程は會議の終わりに於て議院にこれを報告すべきものであるが、衆議院公報發刊以來は議事日程は必ずこれに掲載するので議長は散會の際、次會の議事日程は衆議院公報をもって報告する旨を告げ、議場における報告を省略するのを例とする。また院議をもって休會するほか、議案の都合により議長が議事日程を定めないときは自然休會とする。この場合においては前會の散會に際し、議長がこれを宣告すると否とに拘わらず、衆議院公報にその旨を掲載するのを例とする (衆先彙纂 237)。
- ・第 1 回議會以來開院式当日は開院式勅語に対する奉答文案の會議を開くのを例とし、これに引き続き他の議事を開いたことあるも、当日の會議はすべて議事日程を作成しないで會議を開く例である。なお第 80 回 (臨時) 議會においては會期終了日に議事日程を作成しないで午前 10 時より會議を開いた (衆先彙纂 247)。

第八十一條 凡テ議院ノ會議ニ付スヘキ事件及次序並開議ノ日時ハ之ヲ議事日程ニ記載スヘシ

- ・委員会において議決を要しないものと議決し、又は否決すべきものと議決した議員提出議案は特に委員長より要求あるもののほか議事日程に掲載しないのを例とする (衆先彙纂 230)。
- ・勅語に対する奉答、天機並びに御機嫌奉伺、慶賀、弔慰、請暇、辭職、委員の辭任その補欠等の件は議事日程に掲載しないのを例とする。そしてこれらの件は多くは議事日程に入るに先立ちこれを院議に諮る h b も、時に議事日程に入った後、諮ることがある。いずれの場合と雖も議事日程の変更を要しない。しかし慶賀、弔慰に関する件で上奏案、決議案として提出されたものはもとより他の議案と同様の原則に従うべきものとする (衆先彙纂 231)。
- ・議事日程は作成毎に順次号数を付し、配付後若しくは會議前停會を命じられ又は議事日程に入る

に先立ち休会若しくは散会をするに決したときと雖も次会の議事日程はその号数を新たに
（衆先彙纂 233）。

第八十二條 議事日程ハ官報ニ掲載シ及議員ニ配付スヘシ

第八十三條 議事日程ニ某議案ノ會議時刻ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ時刻ニ至リタルトキハ議長 ハ會議中ノ議事ヲ中止シテ時刻ヲ定メタル事件ノ會議ニ移ルヘシ

- ・法律案を議事日程に掲載するには成規の日時を要するが、議長において必要と認める場合はその
日時到達の時をもってその議案の會議開始の時刻とすることができる。即ち第一読会を午後 4
時に終わったときに第二読会は翌々日の午後 4 時開始と指定したことがある。この會議開始の
時刻はこれを議事日程に表示する（衆先彙纂 232）。

第八十四條 議事日程ニ記載シタル事件アルニ拘ラス他ノ緊急事件ニ付開議ノ動議ヲ起ス者アル トキ又ハ議長自ラ緊急事件ト認ムルトキハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコ トヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議事日程に記載した事件あるに拘らず議員より他の緊急事件につき議事を開く動議若しくは議事
日程の順序変更の動議が出たとき又は議長において緊急事件と認めるときは直ちにこれを議題
とし、討論を用いずに採決する。政府提出議案に先立ち議員提出議案を會議に付そうとするに
は政府の同意を要する。この場合においてはまず議事日程の変更を院議に諮い、そして後政府
の同意を求めるものとする（衆先彙纂 371）。
- ・議事日程変更の動議が提出されたときは直ちにこれを議題とし、討論を用いずしてその拒否を決
する。そして動議の趣旨は自ずから明瞭であるのでその趣旨弁明をすることなく単に議事日程
を変更して何何を議題とすることを望む旨を述べるのを例とする。しかし議事日程変更の動議
の趣旨弁明を許したことがある（衆先彙纂 372）。
- ・議事日程に掲載されたものであると否とを問わず議事日程を変更してある議案を會議に付すべし
との動議若しくは法律案に対し引続き読会を開く動議のごときは一度否決された場合において
も同日、時を隔てたときは再びこれを提出することができる。また議事日程変更につき政府が
同意しない場合においても同日、時を隔てて再びこれを提出することを妨げない（衆先彙纂 373）。
- ・議事日程変更の動議が成立してもこれに先立ち国务大臣の演説の通告があったため、議長は該動
議を保留し、先ず国务大臣の発言を許可したことがある（衆先彙纂 377）。
- ・先決問題は議題に直接の関係を有すると否とを問わず、これを議決しなければ議事を進行するこ
とができないものであるので、議事日程の変更を要しないで直ちにこれを議題とする。議題に
直接の関係を有するものには、選挙の際選挙に関する規則改正を議するの動議、趣旨弁明省略
の動議、読会省略の動議、数議案を一括して會議に付するの動議、修正の範囲に関する動議、
直ちに採決をするの動議、委員の審査に条件を付するの動議、委員付託の動議、再審査の動議、
継続委員を設くるの動議、投票漏れあるも投票を許すべからずとの動議、質疑終局の動議、討
論終局の動議、議事及び議決延期の動議、法律案の撤回を求むるの動議、予算案の編成替えを
要求するの動議、全院委員会を開くの動議がある。議題に直接の関係がないものには、議事日
程変更の動議、休会の動議、休憩の動議、議事中止の動議、国务大臣の出席要求又は希望の動
議がある。なお議事進行に関する動議、議案に附帯する動議、国务大臣若しくは議員の演説又
は議長若しくは委員長長の報告に関連する動議にして先決問題であるときは議事日程の変更を要
しないで直ちにこれを議題とする（衆先彙纂 378）。
- ・議事日程に掲載した事件を繰上げ上程すべしとする動議であると議事日程に掲載なき他の事件に
付き議事を開くべしとの動議であるとに拘わらず、議事日程変更の動議は先決問題として直ち

に採決する。そして動議の趣旨弁明はこれをしないのを例とする（衆先彙纂 378 第 2 (18)）。

- ・先決問題の提出されたときは直ちにこれを議題とし、可否を決すべきものであるが、本案と関連し、討論するのを便宜とする場合はこれを併せて議題とし、採決に当たり該動議を先にする（衆先彙纂 379）。

第八十二條 議事日程ニ記載シタル事件アルニ拘ラス他ノ緊急事件ニ付キ開議ノ動議ヲ起ス者アルトキ又ハ議長自ラ緊急事件ト認ムルトキハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得

第八十五條 議事日程ニ指定シタル日ニ於テ其ノ記載事件ノ會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ會議終局ニ至ラサルトキハ議長ハ更ニ其ノ日程ヲ定ムヘシ

第八十六條 貴族院ニ於テ既ニ會議ニ付シタル議案ト同一ナル事件ヲ議事日程ニ記載スルコトヲ得ス但シ兩議院ノ議決ヲ要セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

- ・両院の議決を要する議案で貴族院において会議に付された議案と同一の事件はこれを議事日程に掲載することができないものであるが、貴族院において審査中の議案と内容において多少異なる議案であるときはこれを同一事件と認めず議事日程に掲載したことがある（衆先彙纂 228）。

第八十七條 貴族院ヨリ提出シタル議案ハ政府ヨリ提出シタル議案ニ次キ議事日程ニ記載スヘシ

- ・議事日程を定めるのは議長の職権であるのでその順序もまた議長においてこれを定める。即ち議案にあつては政府提出議案、貴族院提出議案、議員提出議案の順序とし、政府提出議案中においては予算案、決算、国有財産計算書、法律案及び承諾案の順序に、また議員提出議案中においては法律案、上奏案、建議案、決議案、請願の順序に掲載し、そして法律案は第一読会の続会、第二読会、第三読会の順序に従って掲載するのを例とする。なお予算に係る法律案は予算案の前に掲載する例であつたが、第 56 回議會以来普通の順序により掲載する例となつた。回付案は政府提出議案、議員提出議案の順序により同種議案の首位に掲載する。また承諾案、法律案、上奏案、決議案で委員会報告を経たものは各同種議案の次位に置く。建議案、請願は他の議案と區別して、別に番号を付し議事日程の末尾に掲載する。質問は第 26 回議會において火曜日を質問日と定められてより、議事日程の首位に掲げ、別に番号を付す。議長副議長候補者選挙の件及び両院協議会委員選挙の件を議事日程に掲載する場合はこれを首位に置く。また懲罰事犯の件を議事日程に掲載する場合はこれを首位に置くのを原則とするも第 37 回、第 51 回議會の各 1 件及び第 59 回議會の 2 件は末尾に置いた。全院委員長及び常任委員長の選挙は開院式翌日の議事日程に掲載する（衆先彙纂 204）。

第七章 議事

第一節 發議、動議及撤回

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第一節 發議及動議

第八十八條 議員法律案又ハ上奏案建議案ヲ發議セムトスルトキハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ定規ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ差出シ議長ハ之ヲ印刷シテ各議員ニ配付スヘシ

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・政府又は議員提出議案は開院式後何時（停会中を除く）でもこれを提出することができる（衆先彙纂 163）。
- ・議員提出議案は提出者及び賛成者の連署した提出文を添付する。修正案もまた同じである（衆先彙纂 165）。
- ・議案の提出者又は賛成者の追加若しくは取消はその議案の配付後は誤謬を訂正するほかはこれを許さない。しかし配付後賛成者の死亡により成規の賛成を欠くに至るときは他の議員を賛成者

として補充することができる（衆先彙纂 169）。

- ・法律案は一定の用文、用字によることを要する。その他の議案もまたこれに倣う（衆先彙纂 170）。
- ・議員提出議案の様式、用字等の整理は議長がこれを行う（衆先彙纂 170）。
- ・議案は開院式後よりこれを受理する（衆先彙纂 180）。
- ・議案は停会中はこれを受理しない（衆先彙纂 181）。
- ・議員提出議案はこれを印刷に付する（衆先彙纂 187）。
- ・議員提出修正案は議長において整理した後これを印刷に付するを例とする（衆先彙纂 188）。
- ・貴族院より回付された議案、議員提出議案、修正案、委員会報告、両院協議会成案、請願特別報告にして特別の事由により緊急上程の必要ある場合若しくは会期切迫の際印刷をする暇なき場合は会議に付した後若しくは議了後にこれを印刷に付することがある（衆先彙纂 189）。
- ・議案その他の書類は議員控室内備付けの文書函にこれを配付する。至急を要する場合は議席に配付する（衆先彙纂 190）。
- ・議案は停会中はこれを配付しない（衆先彙纂 191）。

第八十六條 議員法律案又ハ上奏案建議案ヲ發議セムトスル者ハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ付シ定規ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ差出シ議長ハ印刷シテ各議員ニ配付スヘシ

第八十九條 決議ノ動議ハ二十人以上ノ賛成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

（追加第 45 回帝国議会大正 10 年 12 月 27 日議決）

- ・議案提出者の員数については何らの規定がないので 1 名をもって足りるも往々数十名に及ぶことがある。議案の賛成者は法律案、決議案は 20 人以上、上奏案、建議案は 30 人以上を要する。しかしそれ以上については別に制限がないのでほとんど全員が賛成者として署名したこともある（衆先彙纂 166）。
- ・議員にして国务大臣又は政府委員である者は概ね議案提出の賛成者として署名しないのを例とする。但し慶弔儀礼等に関する議案には署名することもある（衆先彙纂 167）。
- ・召集に応じていない議員は議案の提出者又は賛成者になることはできない（衆先彙纂 168）。
- ・決議案の提出には理由書を付するを要しない（衆先彙纂 177）。

第九十條 議院法及此ノ規則ニ於テ特ニ規定シタル場合ヲ除ク外凡ソ動議ハ一人以上ノ賛成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

- ・先にある議案の議事延期の動議が否決されたときは、理由を異にするも同日更に同一議案に対し、議事延期の動議を提出することができない（衆先彙纂 367）。
- ・議事日程に掲載された議案に対し議事延期の動議が提出されたときは院議に諮ってこれを決するも、提出者より議事延期を請求し、又は議事日程中より除くことを請求したときはその議案が未だ議題とならない以前は院議に諮ることを要しないで、議長においてこれを許可するものとする（衆先彙纂 368）。
- ・動議が議題となり、又は動議が成立するもその趣旨が消滅し又は目的が達成したため、すでに採決の必要なきに至ったときはその動議は消滅したものとする（衆先彙纂 421）。
- ・常任委員会及び特別委員会における修正の動議その他の動議の成立については別に規定がないが、全院委員会の規定に準じ、一人以上の賛成をもって成立したものと認めるのを例とする（衆先彙纂 168）。

第九十一條 議員ノ發議ニ係ル議案及動議ノ撤回ハ發議者全部ヨリ之ヲ請求スヘシ

前項ノ議案及動議ノ撤回ハ議題ト爲リタル後ハ議院ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス

（追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議案又は修正案を撤回しようとする場合は書面または口頭をもってこれをする（衆先彙纂 192）。

- ・議案の撤回は提出者全部の請求を要するも賛成者の同意を要しない（衆先彙纂 195）。
- ・議員提出議案の撤回は概ね許可されるが、議案に上った議案の撤回を許可しなかったことがある（衆先彙纂 196）。
- ・議員提出の議案にして既に議題に上ったもの又は議題に上らないものの撤回を請求するに際してその理由を述べたことがある（衆先彙纂 197）。
- ・政府又は議員提出の議案にして撤回の後再びこれを同日、翌日又は日を隔てて提出した事例は少ない（衆先彙纂 198）。
- ・少数意見書の撤回は議場における報告前であるときは仮令議案が議題となっても議長においてこれを許可する。しかしその報告後にこれを撤回しようとするときは議院の許可を要するものとする（衆先彙纂 359）。
- ・第 1 回議会以来動議撤回の申出あるときは許可されるのを例とする。しかし第 4 回議会明治 25 年 12 月 17 日において動議の撤回を許さなかった事例がある（衆先彙纂 369）。
- ・議員より提出する動議で既に議題となったもの若しくは議題とならないものの撤回を請求するに際しその理由を述べたことがある（衆先彙纂 370）。
- ・法律案の撤回を求むるの動議は先決問題として先に採決する（衆先彙纂 378 第 1（15））。
- ・委員会において審査中の議案が撤回されたことがある（衆委先彙纂 127）。

第二節 讀會

第九十二條 第一讀會ハ議案ヲ各議員ニ配付シタル後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ緊急事件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- ・法律案は議案配付後少なくとも 2 日（48 時間）を隔てて議事日程に掲載するのを要するも、政府より議院法第 27 条但書及び第 28 条但書に依り、又は単に緊急事件として議決することの要求があったときは、成規の日時にかかわらず、短縮して議事日程に掲載するのを例とする（衆先彙纂 210）。
- ・法律案を議事日程に掲載するには議案配付後少なくとも 2 日（48 時間）を隔てることを要し、会期切迫等の場合にはあらかじめ院議を経て成規の日時を短縮するのを例としたが、第 27 回議会以来会期 3 分の 2 を経過するときは議長において当然取り計らい得ることとなった（衆先彙纂 224）。
- ・臨時議会の会期は 2 日乃至 14 日、特別議会の会期は第 3 回（特別）議会及び第 13 回（特別通常）議会を除いて 14 日乃至 28 日の短期間なので第 34 回（臨時）議会及び第 39 回（特別）議会まではいずれも院議に諮うことなく成規の日時を短縮して法律案を議事日程に掲載するも、第 43 回（特別）議会及び第 47 回（臨時）議会以来はいずれも会期の始めにおいて法律案の上程は成規の日時を要しないものと議決するのを例とする（衆先彙纂 225）。
- ・第一読会は議案配付後少なくとも二日を隔て、また第二読会、第三読会は第一読会第二読会を終った後各少なくとも二日を隔て、これを開くべき規定で、第 2 回議会までは配付又は第一若しくは第二読会終了の翌日より起算して第三日目の議事日程に掲載する例であったが、第 3 回（特別）議会よりは時をもって計算し、48 時間を隔てるを要することとなった（衆先彙纂 431）。
- ・第一読会は議案を各議員に配付した後少なくとも 2 日（48 時間）を隔て、これを開くべきものであるが、緊急の場合にこの期間を短縮するには院議を経ることを要する。しかし第 27 回議会以来会期が 3 分の 2 を経過する場合は院議に諮うことなく議長において当然取り計らい得ることとなった。なお特別議会、臨時議会においては会期の始めにおいて院議をもって第一読会を開くには成規の日時を要しないものと議決するのを例とする（衆先彙纂 436）。

第九十三條 第一讀會ニ於テ議案ヲ朗讀シタル後國務大臣政府委員又ハ發議者ハ其ノ趣旨ヲ辯明

スルコトヲ得

議員ハ議案ニ對シ疑義アルトキハ國務大臣政府委員又ハ發議者ニ説明ヲ求ムルコトヲ得
議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得

- ・議案の朗讀はこれを省略するのを例とする。議案に対する修正案又は回付案等は印刷配付の違う場合は朗讀することなしとしない（衆先彙纂 264）。
- ・予算案、決算及び建議案はいずれも直ちに常任委員に付託されるので、會議においては趣旨弁明をすることなく、また貴族院提出法律案は會議に付するも趣旨弁明なく直ちに委員に付託され、その他の議案は會議に付されたとき、政府提出法律案及び承諾案にあつては國務大臣若しくは政府委員がその趣旨を弁明し、議員提出議案にあつては提出者がその趣旨を弁明するのを例とする。但し委員の審査省略の要求があつた追加予算案が會議に付されたときは國務大臣若しくは政府委員、即決の要求があつた建議案が會議に付されたときは提出者がその趣旨を弁明する。なお提出者の申し出若しくは院議に依り趣旨弁明を省略することがある。また提出者が議席にいないときは議長が趣旨弁明を省略したものと見做し、直ちに委員に付託したことがある（衆先彙纂 265）。
- ・議案の趣旨を弁明するのは提出者のうち1名似てこれをするのを例とするが、時に兩名にてこれをしたことがある。なお政府提出議案につき内閣総理大臣がまず一般的趣旨を弁明し、次いで主務大臣が詳細な弁明をしたことがある（衆先彙纂 266）。
- ・議案の賛成者にして提出者に代わつて議案の趣旨弁明をしたことは第1回議會以来その事例は少なくない。なお議案の趣旨弁明は提出者又は賛成者以外の者はこれをするにはできないものとする（衆先彙纂 267）。
- ・数個の議案にして提出者同一であるか又は同種若しくは関連するときにこれを一括議題とした場合、提出者が同一であるときはその一人が数案の趣旨弁明をし、提出者が異なるときは順次に提出者をして趣旨弁明をさせる（衆先彙纂 269）。
- ・政府提出法律案及び議員提出議案が初めて會議に付せられたときはその趣旨を弁明するのを例とするが、議案の趣旨弁明者が議場にいないときに便宜その議事を一時延期し、また議員提出議案にあつては趣旨弁明を省略したものと認めて直ちに委員に付託したことがある（衆先彙纂 270）。
- ・修正案若しくは動議の趣旨弁明をするにあたり、その発言が趣旨弁明の範囲を超え、討論に涉り、もしくは自己の意見を述べるものと認めるときは議長はその発言を中止する（衆先彙纂 273）。
- ・議員提出法律案の趣旨弁明については議長發議若しくは動議により又は各派交渉会の申し合わせに依り趣旨弁明の時間を制限したことがある（衆先彙纂 274）。
- ・会期切迫の場合に院議をもつて議員提出法律案の趣旨弁明を省略して、直ちに委員に付託したことがある。そしてこの場合においては議長において承認する程度の簡明な理由書又はその補足書を速記録に掲載することを許す（衆先彙纂 275）。
- ・前議會に議決した決議案と同一趣旨であるため、また提案の理由本文に明らかなるの故をもつて趣旨弁明を省略して即決したことがある（衆先彙纂 276）。
- ・質疑その範囲を超え、議題外に涉り、あるいは討論に涉るものと認められるときは議長は注意をし、その発言を中止する（衆先彙纂 286）。
- ・議題となつた議案に関連があるため、委員付託中の議案若しくは未だ議題となつていない議案につき質疑をしたことがある（衆先彙纂 290）。
- ・質疑に対する質疑はこれを許さないのを例とするが、特に院議を経てこれを許可したことがある（衆先彙纂 291）。

- ・第 69 回（特別）議会昭和 11 年 5 月 11 日及び第 70 回議会昭和 12 年 2 月 25 日の各派交渉会において、議案に対する質疑は一人 30 分以内とする申し合せをし、各質疑者はいずれもこの申し合せによった。爾来毎会期の申し合せにより一人 15 分乃至 30 分以内とするのを例とする（衆先彙纂 292）。
- ・発言の順位は通告の順序によりこれを許すべきことは衆議院規則に規定する所であるが、通告同時にして多数に上ったときは通告者間の協議又は抽選によりその順位を定め、あるいは通告者の属する会派幹部の会合を求めその協議により発言の順位を定めたが、第 51 回議会大正 15 年 2 月 10 日の各派交渉会において将来は通告の前後を問わず質疑及び討論の通告に限りすべて所属会派議員数の按分率により発言の順位を定めることになった。爾来毎会期各派交渉会においてこの例により協定している（衆先彙纂 307）。
- ・予算案、決算、建議案及び貴族院提出の議案を除き、その他の議案については提出者より先ずその趣旨を弁明し、然る後、委員に付託するのを例とする。しかし会期切迫等の事由に依り、院議をもって議員提出議案の趣旨弁明を省略し、直ちに委員に付託したことがある（衆先彙纂 321）。
- ・議案の趣旨弁明を省略するの動議は先決問題としてこれを採決する。そしてこの動議は概ね委員付託若しくは即決の動議を伴うので、議長はこれを一括して採決するのを例とする（衆先彙纂 378 第 1 (2)）。

第九十四條 前條ノ手續ヲ終リタルトキハ政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ハ之ヲ委員ニ付託スヘシ

議院ハ委員ノ報告ヲ待チ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

議員ヨリ提出シタル議案ハ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ若委員ニ付託スルノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其ノ報告ヲ待チ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ヲ廢棄シタルモノトス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・予算案、決算、建議案及び貴族院提出の議案を除き、その他の議案については提出者より先ずその趣旨を弁明し、然る後、委員に付託するのを例とする。しかし会期切迫等の事由に依り、院議をもって議員提出議案の趣旨弁明を省略し、直ちに委員に付託したことがある（衆先彙纂 321）。
- ・政府又は貴族院提出議案は委員に付託しなければならないが、議員提出議案（建議案は常任委員に付託するので除く）は動議を俟ってこれを委員に付託する。そして委員付託の動議は議長の討論終局宣告前に若しくは討論終局の動議を採択する旨の宣告前にこれを提出しなければならない。思うに討論終局するときはその案につき採決をする外にないからである（衆先彙纂 322）。
- ・政府又は貴族院提出法律案は委員に付託して審査させるのを原則とし、議員提出法律案は別段の規定がないので、委員に付託して審査させるを要しないものであるが、概ね委員に付託するのを例とする（衆先彙纂 329）。
- ・第二読会においては議案に対する委員会若しくは議員提出の修正案につき討論をするもので、議案に対する大体の討論は第一読会においてするのを原則とする。従って第二読会において議案に対する大体の討論をしたのは特に院議をもってする場合に限るが、第 50 回議会以来法律案に対し、修正案が提出されたときは第一読会の続会においてすべき大体の討論は院議に諮ることなく便宜上第二読会において修正案の趣旨弁明後、修正案に対する討論と併せてこれをする例となった（衆先彙纂 366）。
- ・第 8 回議会以来委員付託の動議が提出されるときは他の通告者の発言前であると討論に入ったとを問わず先決問題として直ちにこれを採決するのを例とする（衆先彙纂 378 第 1 (8)）。

- ・委員付託の動議と討論終局の動議と相次いで提出されたときはまず委員付託の動議を採決する。委員に付託するか否かは討論終局前に決定すべき事項だからである（衆先彙纂 380）。
- ・政府及び貴族院提出の議案は委員の審査に付し、その報告を俟って議決するのを原則とし、また議員提出議案も概ね委員に付託するのでその審査の報告を俟ってこれを議決するのを例とする。但し議員提出議案にあつては委員に付託する場合により委員長報告を省略して議決することもなしとしない（衆先彙纂 422）。
- ・第二読会においては議案全体に渉る大体論はこれを述べるできないのを原則とし、第 50 回議会までは特に院議をもってするのでなければ第二読会における大体論を許さなかったが、第 50 回議会以来、法律案に対し修正案提出されたときは、第一読会の続会においてすべき大体の討論は院議に諮うことなく、便宜第二読会における修正案の趣旨弁明後に、修正案に対する討論と併せてこれをさせる例となった（衆先彙纂 440）。
- ・政府提出の法律案、承諾案及び貴族院提出の法律案は議院法第 28 条及び衆議院規則第 94 条により、これを特別委員に付託するのを原則とし、議員提出の議案は本会議における委員付託の動議により、特別委員を設けて審査させる。また開院式勅語奉答文案は第 21 回議会以来毎会期必ず特別委員をして起草させる。その他文案の起草、ある事項の調査、ある事件に付き政府と交渉をさせるため、議院法第 78 条により議員の資格を審査させるため、衆議院規則第 100 条により修正議決の結果の整理をさせるため、同第 127 条により特に起案をさせるためにもまた特別委員を設ける（衆委先彙纂 3）。

第九十條 前條ノ手續ヲ終リタルトキハ政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ハ之ヲ委員ニ付託スヘシ

議院ハ委員ノ報告ヲ待チ大體ニ付キ討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

議員ヨリ提出シタル議案ハ大體ニ付キ討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ若シ委員ニ付託スルノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其ノ報告ヲ待チ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ヲ廢棄シタルモノトス

第九十五條 第二讀會ハ第一讀會ヲ終リタル後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ議長ハ議院ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第一讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

- ・第一読会は議案配付後少なくとも二日を隔て、また第二読会、第三読会は第一読会第二読会を終った後各少なくとも二日を隔て、これを開くべき規定で、第 2 回議会までは配付又は第一若しくは第二読会終了の翌日より起算して第三日目の議事日程に掲載する例であったが、第 3 回（特別）議会よりは時をもって計算し、48 時間を隔てるを要することとなった（衆先彙纂 431）。

第九十六條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條朗讀シテ之ヲ議決スヘシ

議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得

- ・第二読会における審議方法は第 27 回議会以来逐条審議によったことはなく、法律案は全条を一括して議題とし、委員会報告が可決のときは全条を一括して採決し、委員長報告が修正であるとき又は修正案があるときは修正の部分とこれを除いた部分とに分けて採決し、あるいは便宜一括して採決するのが例となった。なお便宜上法律案中の重要部分とその他の部分とに分けて採決したことがある（衆先彙纂 439）。

第九十七條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

議員ハ讀會ノ前豫メ修正案ヲ議長ニ提出スルコトヲ得

- ・修正案の提出には理由書を付するを要しない（衆先彙纂 178）。
- ・少数意見は委員長報告に次いで報告させるものであるが、法律案に対する少数意見で修正である

ときは議場において成規の賛成を俟って修正案として成立するので、第 51 回議會以来第二読会においてこれを報告させるのを例とする（衆先彙纂 353）。

- ・法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをしなければならないが、政府より読会省略の要求があった場合又は第一読会若しくはその続会において第二、第三読会を省略することに決したときは本案の議決前は何時でもこれを提出できるものとする（衆先彙纂 361）。
- ・討論終局の動議が成立するときは先決問題として直ちに採決すべきものであるので、修正の動議は討論終局の動議成立前にこれを提出すべきものとする（衆先彙纂 362）。
- ・法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをすべきものであるが、三読会の順序を省略され、又は第一読会若しくはその続会において第二第三読会を省略されたときは本案議決前に何時にても修正動議を提出することができる（衆先彙纂 434）。
- ・第二読会においては議案全体に渉る大体論はこれを述べることをできないのを原則とし、第 50 回議會までは特に院議をもってするのでなければ第二読会における大体論を許さなかったが、第 50 回議會以来、法律案に対し修正案提出されたときは、第一読会の続会においてすべき大体の討論は院議に諮うことなく、便宜第二読会における修正案の趣旨弁明後に、修正案に対する討論と併せてこれをさせる例となった（衆先彙纂 440）。

第九十八條 委員ノ報告ニ係ル修正ハ賛成ヲ待タスシテ議題ト爲スヘシ

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第九十四條 委員ノ報告ニ係ル修正ハ賛成ヲ待タスシテ議題トナスヘシ

第九十九條 議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得但シ議員ヨリ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成者アルトキハ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・第二読会における審議方法は第 27 回議會以来逐條審議によったことはなく、法律案は全条を一括して議題とし、委員会報告が可決のときは全条を一括して採決し、委員長報告が修正であるとき又は修正案があるときは修正の部分とこれを除いた部分とに分けて採決し、あるいは便宜一括して採決するのが例となった。なお便宜上法律案中の重要部分とその他の部分とに分けて採決したことがある（衆先彙纂 439）。

第九十五條 議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得但シ議員異議ヲ提出スル者アルトキハ其ノ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第百條 第二讀會ノ終リニ於テ議院ハ修正決議ノ條項及字句ノ整理ヲ委員ニ付託シ又ハ議長ニ依託スルコトヲ得

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・第三読会において議案議決の結果より生じる字句の整理を議長に委任し、また議案中互に抵触する事項の修正を議長に委任することがある（衆先彙纂 427）。
- ・第二読会においては修正議決した条項及び字句の整理のための外、法律案を委員に付託することができないものとする（衆先彙纂 441）。
- ・第 3 回議會明治 25 年 6 月 8 日の本會議において法律案を修正議決し、その条項及び字句の整理のため 9 名の委員を設けた（衆委先彙纂 3）。

第九十六條 第二讀會ノ終ニ於テ議院ハ便宜ニヨリ議案ヲ委員ニ付託シテ修正決議ノ條項及字句ヲ整理セシムルコトヲ得

第百一條 第三讀會ハ第二讀會ノ後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ議長ハ議院ニ諮ヒ時日

ヲ短縮シ又ハ第二讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

- ・第一讀会は議案配付後少なくとも二日を隔て、また第二讀会、第三讀会は第一讀会第二讀会を終った後各少なくとも二日を隔て、これを開くべき規定で、第 2 回議會までは配付又は第一若しくは第二讀会終了の翌日より起算して第三日目の議事日程に掲載する例であったが、第 3 回（特別）議會よりは時をもって計算し、48 時間を隔てるを要することとなった（衆先彙纂 431）。

第二百二條 第三讀會ニ於テハ議案全體ノ可否ヲ議決スヘシ

- ・第三讀会においては議案全体の可否を決すべきものであるが故に、その討論は議案の全体に涉つてすべきものとする。

第二百三條 第三讀會ニ於テハ文字ヲ更正スルノ外修正ノ動議ヲ爲スコトヲ得ス但シ議案中互ニ牴觸スル事項又ハ現行法律ト牴觸スル事項アルコトヲ發見シタルトキ必要ノ修正ヲ動議スルハ此ノ限ニ在ラス

第三節 討論

第二百四條 議事日程ニ記載シタル議題ニ對シ發言セムト欲スル者ハ會議開始前ニ豫メ其ノ氏名及反對又ハ賛成ノ旨ヲ記シテ書記官ニ通告スルコトヲ得

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議長の命により書記官長又は書記官が演壇において發言する（衆先彙纂 304）。
- ・第 1 回及び第 2 回議會においては議案に対する發言の通告はその議案の議事日程掲載前においてもこれをする者があつたが、第 3 回（特別）議會以来は議事日程掲載後でなければこれを受理しないこととなった。議事日程を変更し、若しくは追加して上程する議案に対し又は動議に対してする發言の通告は議長がこれを會議に付する宣告を俟って受理する。發言通告者は別に定める用紙に氏名、件名、反対、賛成等の事項を記入し、これを書記官に交付し、書記官はこれにより發言表を作成する（衆先彙纂 305）。
- ・政府又は貴族院提出の議案は委員に付託されるものであるので、討論は委員会の報告後においてすべきものである。従つて討論の通告は委員の審査を省略する場合の外は委員会報告後にその議案が議事日程に掲載された後、これを受理する。法律案の討論通告につき、第 12 回（特別）議會の始めにおいて議長は政府及び貴族院提出法律案の第一讀会においての討論發言通告は必ず委員会報告後にその議案が議事日程に掲載された後、受理することと定めた旨を各部に掲示した（衆先彙纂 306）。
- ・發言の順位は通告の順序によりこれを許すべきことは衆議院規則に規定する所であるが、通告同時にして多数に上ったときは通告者間の協議又は抽選によりその順位を定め、あるいは通告者の属する会派幹部の会合を求めその協議により發言の順位を定めたが、第 51 回議會大正 15 年 2 月 10 日の各派交渉会において将来は通告の前後を問わず質疑及び討論の通告に限りすべて所属会派議員数の按分率により發言の順位を定めることになった。爾來毎会期各派交渉会においてこの例により協定している（衆先彙纂 307）。
- ・法律案に対する質疑討論の通告をした者が議事の都合により發言することができなかつた場合においてはその議案の同一讀会中は通告の効を失わないので、該議案の前会の続において發言することができる。然れども通告の効力は次の讀会に継続しないので、次の讀会において質疑討論をしようとする者は改めて發言の通告をすることを要する（衆先彙纂 310）。

第二百五條 議事日程ニ記載シタル議題ニ對シ發言セムト欲スル者ハ會議開始ノ前ニ豫メ其ノ氏名及反對又ハ賛成ノ旨ヲ記シテ書記官ニ通告スルコトヲ得

第二百五條 書記官ハ前條通告ノ順序ニ由リ之ヲ發言表ニ記入シ議長ニ通告スヘシ議長ハ討論ヲ始ムルニ當リ發言表ニ依リ反對者ヲシテ最初ニ發言セシメ次ニ賛成者及反對者ヲ可成交互ニ指名

シテ發言セシムヘシ

前項ノ指名ニ應セサル者ハ通告ノ效ヲ失フ

- ・議員は發言の許可により發言権を得るのであるが、これを放棄するのは自由であるので、議事の都合により、又は議場が喧騒のため、これを放棄したことは少なくない。なお議長において發言通告順に依り、發言を許可したが、議員が議席にいないかつた故をもつて發言権を放棄したものと見做されたことはしばしばある（衆先彙纂 303）。
- ・發言の順位は通告の順序によりこれを許すべきことは衆議院規則に規定する所であるが、通告同時にして多数に上ったときは通告者間の協議又は抽選によりその順位を定め、あるいは通告者の属する会派幹部の会合を求めその協議により發言の順位を定めたが、第 51 回議會大正 15 年 2 月 10 日の各派交渉会において将来は通告の前後を問わず質疑及び討論の通告に限りすべて所属会派議員数の按分率により發言の順位を定めることになった。爾來毎會期各派交渉会においてこの例により協定している（衆先彙纂 307）。
- ・委員に付託しなかつた議案はその趣旨弁明、質疑を終わった後、討論に入り、先ず反対者をして發言させ、次いで賛成者と交互に討論させるものとする。委員に付託した議案は委員長の報告後に討論に入るが、委員長報告が可決の場合はまず原案反対者より討論に入るが、委員長報告が修正又は否決の場合は委員長報告に引続き原案反対者をして發言させるときは原案に対し反対論を重ねることとなるので、この場合においては先ず委員長報告に反対即ち原案に賛成者より討論に入る。なお委員長報告修正で、且つ修正案が出され、原案支持者がないため、委員長報告に係る修正に賛成反対を交互に發言させた。委員長報告の可決、否決であると又は修正であるとを問わず、議員より修正案が提出され、その趣旨弁明後に討論に入る場合はこれに引続き原案反対者をして發言させるときは反対論を重ねることとなるので、修正案に反対即ち原案賛成者より討論に入る。また各派より修正案が提出され、原案支持者なきため、各々その趣旨弁明後に多数党提出の修正案賛成者より順次發言させたことがある。少数意見が修正又は否決である場合は、原案に対してもまた反対であるので、委員長報告の内容如何に拘わらず原案賛成者より發言をし、修正又は否決の委員長報告に次いで可決の少数意見報告後討論に入るときは原案反対者より發言をするものとする（衆先彙纂 365）。

第百六條 通告ヲ爲ササル議員ハ通告ヲ爲シタル議員總テ發言ヲ終リタル後ニ非サレハ發言ヲ求ムルコトヲ得ス

通告ヲ爲シタル甲方ノ議員未タ發言ヲ終ラスト雖乙方ノ議員既ニ發言ヲ終リタルトキハ通告ヲ爲ササル乙方ノ議員發言ヲ求ムルコトヲ得

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第百二條 通告ヲ爲ササル議員ハ通告ヲ爲シタル議員總テ發言ヲ終リタル後ニアラサレハ發言ヲ求ムルコトヲ得ス

通告ヲ爲シタル甲方ノ議員未タ發言ヲ終ラスト雖乙方ノ議員既ニ發言ヲ終リタルトキハ通告ヲ爲ササル乙方ノ議員發言ヲ求ムルコトヲ得

第百七條 通告ヲ爲サスシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名ヲ告ケ議長ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第百三條 通告ヲ爲サスシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名若クハ番號ヲ告ケ議長ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

（改正第 1 回帝國議會明治 23 年 12 月 19 日議決）

第百三條 通告ヲ爲サスシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名ヲ告ケ議長

ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

第百八條 二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指名シテ發言セシム

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四條 二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指シテ發言セシメ
同時ノ起立ナルトキハ議長ノ指定スル所ニ依ル

第百九條 延會又ハ議事中止ノトキ發言ヲ終ラサル議員ハ更ニ其ノ議事ヲ始ムルトキニ於テ前ノ
發言ヲ繼續スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・發言中に議場が騷擾等のため、散会したときは次の會議日においてその發言に係る事件が議題となった際に前の發言を繼續させる (衆先彙纂 302)。

第百五條 延會又ハ議事中止ノトキ發言ヲ終ラサル議員ハ更ニ討論ヲ始ムルトキニ於テ前ノ發言
ヲ繼續スルコトヲ得

第百十條 凡テ發言ハ演壇ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ極メテ簡單ナル發言及特ニ議長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議案の趣旨弁明は登壇してこれをするのを例とするが、提出者が自席より簡単な趣旨弁明をすることを求めるときは議長はこれを許可するのを例とする (衆先彙纂 272)。
- ・議員の發言は演壇においてすべきものであるが、自席より簡単な發言をすることを求めるときは議長はこれを許可するのを例とする。然れども議長が必要と認めるときは自席における發言者を登壇させる。その事例は少なくない (衆先彙纂 297)。
- ・委員長の報告は登壇してこれをするのを原則とするが、簡単なときは委員長は自席より報告することを求めることがある。議長はおおむねこれを許可する (衆先彙纂 343)。
- ・議員の質疑に対する國務大臣又は政府委員の答弁は登壇してこれをするべきものであるが、病気のためその席より發言したことがある (衆先彙纂 598)。

第百六條 凡テ發言ハ演壇ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ極メテ簡短ナル發言及特ニ議長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第百十一條 議長ハ何時ニテモ議席ニ於テ發言スル議員ヲシテ演壇ニ登ラシムルコトヲ得

- ・議案の趣旨弁明は登壇してこれをするのを例とするが、提出者が自席より簡単な趣旨弁明をすることを求めるときは議長はこれを許可するのを例とする (衆先彙纂 272)。
- ・議員の發言は演壇においてすべきものであるが、自席より簡単な發言をすることを求めるときは議長はこれを許可するのを例とする。然れども議長が必要と認めるときは自席における發言者を登壇させる。その事例は少なくない (衆先彙纂 297)。

第百十二條 討論ハ議題外ニ渉ルコトヲ得ス

- ・修正案若しくは動議の趣旨弁明をするにあたり、その發言が趣旨弁明の範囲を超え、討論に渉り、もしくは自己の意見を述べるものと認めるときは議長はその發言を中止する (衆先彙纂 273)。
- ・質疑その範囲を超え、議題外に渉り、あるいは討論に渉るものと認められるときは議長は注意をし、その發言を中止する (衆先彙纂 286)。
- ・議長は議員の發言が議題外、許可の範囲外に渉り若しくは議事妨害と認めその發言を制止したことは少なくない。また不穩当と認め、その發言の取り消しを命じたことがある。なお取り消しを命じられた言辭は速記録中よりこれを削除する (衆先彙纂 311)。

第百十三條 議員ハ同一ノ議題ニ付發言二回ニ及フコトヲ得ス但シ質疑應答ハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・毎会期の始めにおいて内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣の演説に対して議員より質疑の通告をするのを例とする。そして通告者多数に上ったときは議院の協議会において発言の順位を定め、その順序によりこれを許可するのを例とする (衆先彙纂 277)。
- ・毎会期の始めにおける内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣の演説に対する質疑は第 35 回議会以来数日に亘ってこれをするのを例とする。そして第 45 回議会以来質疑数日に亘り、未だ終わらないときは他の議事日程を議了した後、残余の質疑を継続したことは少なくない(衆先彙纂 278)。
- ・国務大臣の演説に対する質疑継続中に内閣が更迭し、前内閣の政策を踏襲するが、質疑の通告はこれを更新する (衆先彙纂 279)。
- ・会期の始めにおける国務大臣の演説に対する質疑にして数項に渉る場合、一問一答をしないでまず質疑事項の全部を述べ、然る後に国務大臣がこれに答弁するのを例とする (衆先彙纂 280)。
- ・会期の始めにおいて内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣の演説があるのを例とし、これに対する質疑は必ずしも上記国務大臣のみに限らず、他の国務大臣に対してもこれを行うことができる。そして第 44 回議会の始めにおける各派交渉会において「開會ノ始に於ケル國務大臣ノ演説ニ対スル質疑ハ政務全般ニ渉リ之ヲ爲スコトヲ得ルモ自己ノ意見ノ主張ハ成ルヘク之ヲ避クルコト」の申し合わせをし、爾来これによる (衆先彙纂 281)。
- ・国務大臣の演説に対する質疑の答弁は口頭をもってするのを例とするが、口頭答弁の後、更に書面をもって答弁したことがある。また質疑を受けた国務大臣の出席がなかったため、後日にその国務大臣より書面をもって答弁をしたことがある (衆先彙纂 282)。
- ・会期の始めにおける国務大臣の演説に対する質疑であると、又は議案に対する質疑であるとを問わず、第 44 回議会以来、質疑はその答弁に対する質疑とを通じて 3 回まで行うことができる。しかもその質疑応答は継続することを要するものとする (衆先彙纂 285)。
- ・議案に対する質疑中その発言中止を命じられたときは、同一議題につき更に質疑の通告をしてもこれを許可しない (衆先彙纂 287)。

第百九條 議員ハ同一ノ議題ニ付キ發言二回ニ及フコトヲ得ス但シ質疑應答又ハ注意ノ喚起ハ此ノ限ニ在ラス

第百十四條 委員長又ハ報告者ハ其ノ報告ノ趣旨ヲ辯明スル爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得
國務大臣政府委員發議者及動議者ハ議案又ハ發議動議ノ趣旨ヲ辯明スル爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

- ・議案の趣旨弁明の補足は一度趣旨弁明をした提出者がこれを行うことができるのみならず、他の提出者と雖もまたこれを行うことができる。そして趣旨弁明の補足は討論中と雖もこれを行うことができる (衆先彙纂 268)。
- ・国務大臣の演説又は議案の趣旨弁明に対して質疑をした場合に、政府委員がこれの答弁をすることは少なくない。またある国務大臣に対してした質疑につき、他の国務大臣より答弁をしたことがある (衆先彙纂 283)。
- ・同一議題については討論のための発言は 2 回に及ぶことができないが、議案の提出者は趣旨弁明のため、委員長はその報告のため、数回の発言を行うことができるので、同一議題中と雖も趣旨弁明若しくは委員長報告の補足として、再度の発言を行うことができるのは勿論、趣旨弁明又は委員長報告 (少数意見の報告) 後、討論者の資格をもってするときは賛否の討論をも行うことができるものとする。また質疑をした後、討論に加わった事例は少なくない。これらの場合と雖もその発言はもとより通告順による (衆先彙纂 300)。
- ・議案に対する修正案の提出者がその趣旨を弁明しようとするときは他の発言通告者があってもこ

れに先立ち趣旨弁明を許可されるのを例とする（衆先彙纂 308）。

- ・委員長報告若しくは少数意見の報告はその議案が議題となったときこれをするのを例とするので、その補足の申し出があるときは他の発言通告に先立ちこれをする事ができるものとする（衆先彙纂 309）。
- ・委員長報告に遺漏があるときは委員長、理事又は委員は発言通告の順序に拘わらず、さらにその報告を補足することができる（衆先彙纂 345）。
- ・委員の審査を経た議案が議題となったときはまず委員会の経過及び結果の報告をするのであるが、委員長若しくは理事等の報告をする者が議席にないときは便宜その議事を一時延期するのを例とする（衆先彙纂 346）。
- ・少数意見の報告者若しくは他の少数意見者は発言の順序に拘わらず更にその報告を補足することができる（衆先彙纂 358）。

第百十五條 資格ニ付異議ヲ申立ラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかつたことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の発言をできるが、議長の職権をもって懲罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の會議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする（衆先彙纂 295）。
- ・議事進行に関する発言若しくは身上に関する弁明は自らその発言の範囲がある。しかるにその限界を乱し、許可された発言の範囲を超えるときはその発言を中止される（衆先彙纂 296）。
- ・第 1 回議會以来、懲罰委員に付するの動議が提出されたときは、事犯ありと告げられた議員はその採決前に弁明をするのを例とする。そして第 45 回議會においては事犯ありと告げられた議員がその席にいなかったため特のその採決を後日に延期し、出席を待つて弁明をさせたことがある（衆先彙纂 560）。

第百十一條 資格ニ付キ異議ヲ申立ラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

第百十六條 會議ニ於テ意見書又ハ理由書ヲ朗讀スルコトヲ得ス但シ引證若ハ報告ノ爲ニ簡單ナル文書ヲ朗讀スルハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・會議においては自己の意見書又は理由書を朗讀することができない。しかし演説の引証又はある事項を報告するため、簡単な文書を朗讀することを妨げない。そしてその朗讀は議員自らこれをするのを例とするが、書記官長若しくは書記官をしてこれをさせたことがある。しかし第 4 回議會において意見書であるにかかわらず、これを他人の文書として朗讀を許可したことがある（衆先彙纂 315）。

第百十二條 會議ニ於テ意見書又ハ理由書ヲ朗讀スルコトヲ得ス但シ引證若ハ報告ノ爲ニ文書ヲ朗讀スルハ此ノ限ニ在ラス

第百十七條 議長自ラ討論ニ與カラムトスルトキハ豫メ之ヲ通告シ議席ニ著キ副議長ヲシテ議長席ニ著カシムヘシ

第百十八條 議長討論ニ與カリタルトキハ其ノ問題ノ表決ヲ終ル迄議長席ニ復スルコトヲ得ス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第百十四條 議長討論ニ與カリタルトキハ其ノ問題ノ表決ニ至ルマテ議長席ニ復スルコトヲ得ス

第百十九條 議長ハ討論ノ終局ヲ宣告ス

第百二十條 發言者未タ盡キスト雖議員討論終局ノ動議ヲ提出シ二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・政府又は貴族院提出議案は委員に付託しなければならないが、議員提出議案（建議案は常任委員に付託するので除く）は動議を俟ってこれを委員に付託する。そして委員付託の動議は議長の討論終局宣告前に若しくは討論終局の動議を採択する旨の宣告前にこれを提出しなければならない。思うに討論終局するときはその案につき採決をする外にないからである（衆先彙纂 322）。
- ・質疑終局の動議起こるときは通告者中未だ質疑をしない者があっても先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1 (12)）。
- ・討論終局の動議起こるときは通告者中未だ討論をしない者があっても先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1 (13)）。
- ・委員付託の動議と討論終局の動議と相次いで提出されたときはまず委員付託の動議を採決する。委員に付託するか否かは討論終局前に決定すべき事項だからである（衆先彙纂 380）。
- ・議事延期の動議と討論終局の動議と相次いで提出されたときは先ず議事延期の動議を採決する（衆先彙纂 385）。
- ・討論終局の動議は先決問題であるので、通告者中未だ発言をしないものがあっても討論を用いずに直ちに採決するものとする（衆先彙纂 388）。
- ・討論終局の動議は先決問題であるが、議長が発言を許可後はその発言を終るまで、他人の発言中にこれを提出することができない。書面をもって提出されたときは議長は発言を終るのを俟ってこれを採決する（衆先彙纂 389）。

第百十六條 發言者未タ盡キスト雖議員討論終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 11 月 27 日議決)

第百十六條 發言者未タ盡キスト雖議員ハ討論終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第百二十一條 討論終局シタルトキハ質疑ハ之ヲ許サス

質疑ヲ終局セムトスルトキハ前條ノ例ニ依ル

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議案に対する質疑は委員付託の動議提出前はこれをすることができるが、動議成立後はこれを許さない。また討論中に質疑を許可したことがあるが、討論終局の動議成立後はこれを許さない（衆先彙纂 288）。
- ・討論に対する質疑をしようとする者があるときはこれを許したことがあるが、討論終局の動議成立後は直ちにその動議を採択するほかないのでこれを許さない（衆先彙纂 289）。
- ・同一議題については討論のための発言は 2 回に及ぶことができないが、議案の提出者は趣旨弁明のため、委員長はその報告のため、数回の発言をすることができるので、同一議題中と雖も趣旨弁明若しくは委員長報告の補足として、再度の発言をすることができるのは勿論、趣旨弁明又は委員長報告（少数意見の報告）後、討論者の資格をもってするときには賛否の討論をもすることができるものとする。また質疑をした後、討論に加わった事例は少なくない。これらの場合と雖もその発言はもとより通告順による（衆先彙纂 300）。
- ・質疑終局の動議起こるときは通告者中未だ質疑をしない者があっても先決問題として直ちにこれ

を採決する（衆先彙纂 378 第 1（12））。

- ・ 質疑延期の動議と質疑終局の動議と相次いで提出されたときは先ず質疑延期の動議を採決する（衆先彙纂 386）。
- ・ 討論終局の動議が成立後は直ちにその動議を採決するほかはないので、質疑、修正は勿論、趣旨弁明の補足、身上弁明等もこれを許さないものとする（衆先彙纂 390）。

第百十七條 議院規則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得
（第二百二十二條へ移動第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

第四節 修正

第百二十二條 議案ニ對スル修正ノ動議ハ其ノ案ヲ具ヘ議長ニ提出スヘシ

- ・ 一議案に対して数個の修正案が提出されたときは順次その趣旨弁明をさせる（衆先彙纂 271）。
- ・ 議案に対する修正動議は予めその案を具えこれを議長に提出することを要する（衆先彙纂 360）。
- ・ 議案修正の範囲は頗る広汎で、字句の修正は勿論、議案を分割若しくは併合し、又はその内容を変更、拡張若しくは縮小し、又は種別若しくは表題を変更するのはすべてこれを修正と認める。議案を分割したもの、二個の政府提出法律案を併合したもの、政府提出法律案と議員提出法律案とを併合したもの、数個の議員提出法律案を併合したもの、議員提出法律案と建議案とを併合したもの、数個の建議案を併合したもの、建議案と決議案とを併合したもの、政府提出議案の内容を変更したもの、議員提出議案の内容を変更したもの、議案の表題を変更したものがあ
る（衆先彙纂 363）。
- ・ 予算返付の動議は予算案の編成替を求めるため、政府ニ返付するの同義であり、同一人にして修正案を提出し、次いで返付の動議を提出しようとするのは相容れない二個の動議を提出するものであるので、先ず修正案を撤回することを要する（衆先彙纂 364）。
- ・ 議案のある条項を削除すべしとの意見は議案全体よりこれを見れば一の修正に外ならないが、逐条審議をする場合においては原案に対する反対論と見るべきものなので、原案に付き採決しなければならない。しかし第 28 回議会以来、採決の方法は逐条審議によらないで、便宜議案の全部を一括し若しくは修正ある部分とそうでない部分とに分けてこれをする例となったので、委員会において削除するもの又は議員よりの削除の意見も本案に対する修正として採決するのを例とする（衆先彙纂 420）。
- ・ 委員会において数議案を併合して一案とし、修正議決すべきものと報告し、院議で委員会報告通りに議決する事例は少なくない（衆先彙纂 424）。

第百二十三條 議員ノ提出シタル修正案ハ委員會ノ提出シタル修正案ニ先チテ決ヲ取ルヘシ

- ・ 議案に対し数個の修正案が提出されたときは議員提出の修正案は委員会の修正案に先だち採決し、議員提出の修正案の間にあつては原案に最も遠いものより先にすべきは衆議院規則の定めるところである。そして原案に対する遠近を区別し難い場合においてはその採決の順序は議長がこれを定める（衆先彙纂 416）。
- ・ 少数意見が修正である場合は成規の賛成を俟って修正案として成立する。故に少数意見による修正案は議員提出に係る修正案と異なるところがない。従って委員会の修正案に先だちこれを採決する（衆先彙纂 419）。

第百二十四條 同一ノ議題ニ付數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テハ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最遠キモノヨリ先ニス若議員異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・ 議案に対し数個の修正案が提出され、その修正案に共通部分があるときは、共通の部分の先に採

- 決することがある。また共通の点を除いた部分より先に採決することがある（衆先彙纂 417）。
- ・議案に対し数個の修正案が提出された場合、互いに共通の部分があっても、院議に諮いこれを別個のものとして看做し、各案毎に採決することがある（衆先彙纂 418）。
 - ・同一事件を内容とする議案が数件あるときに一議案を議決したときは、その結果として他の議案は議決を要しないものとする。同一事件を内容とする数議案が同日の会議に上程され、その一議案が議決されたときは他の議案に付き、議長は院議に諮い又は諮うことなくして、議決を要しない旨を宣告するのを例とする。また同日の会議に上程しないとき他の議案はこれを本会議未決、消滅若しくは議決不要とする等その取扱いは区々であるが、第 62 回（臨時）議会以来、議決不要として処理することとなった。また表題を同じくし、かつ内容に同一事項があっても議案の趣旨よりこれを別案とするのが妥当であるとするときは、各別に採決することなしとしない（衆先彙纂 425）。

第二百十條 同一ノ議題ニ付數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最モ速キモノヨリ先ニス若議員ノ異議アルトキハ其ノ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第二百五條 既ニ成立シタル修正ノ動議ハ議院ノ許可ヲ經ルニ非サレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス

一議員ノ撤回シタル動議ハ他ノ議員定規ノ賛成者ト共ニ之ヲ繼續スルコトヲ得

- ・第 1 回議会以来動議撤回の申出あるときは許可されるのを例とする。しかし第 4 回議会明治 25 年 12 月 17 日において動議の撤回を許さなかつた事例がある（衆先彙纂 369）。

第二百六條 修正案總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ決ヲ採ルヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

第二百二條 修正案總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ決ヲ取ルヘシ

第二百七條 修正案原案共ニ過半數ノ賛成ヲ得サル場合ニ當リ議院ニ於テ廢棄スヘカラサルモノト議決スルトキハ特ニ委員ヲシテ其ノ案ヲ起サシメ會議ニ付スルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・修正案原案共に否決され、しかも廢棄すべからざるものと認めるときは、先ずその旨を議決し、しかる後委員をして案を起草させるものとする（衆先彙纂 423）。
- ・予算案審議に当たり、憲法第 67 条の歳出の修正に付き詔勅を賜つたため、更に審議を尽くす必要を生じ、予算案の一部を再び予算委員の審査に付したことがある。なお予算案に付き逐項審議をした際、ある項目に付き修正案原案共に過半数の賛成を得なかつたとき、これを廢棄すべからざるものと議決し、特別委員を設けて調査立案を命じたことがある。また憲法第 67 条の費目の削減に付き政府と協議させるため特別委員を設けたことがある（衆先彙纂 457）。
- ・第 1 回議会明治 24 年 2 月 14 日の本会議において明治 24 年度歳入歳出総予算案中文部省所管に付き、原案修正案共に否決となつたとき、起案をさせるため 9 名の委員を設けた。また第 6 回議会明治 27 年 5 月 24 日の本会議において法律案の原案修正案共に否決となつたとき、起案をさせるため 9 名の委員を設けた（衆委先彙纂 3）。

第二百三條 修正案原案共ニ過半數ノ賛成ヲ得サル場合ニ當リ議院ニ於テ廢棄スヘカラサルモノト議決スルトキハ特ニ委員ヲシテ其案ヲ起サシメ會議ニ付スルコトヲ得

第五節 表決

第二百八條 表決ノ際議場ニ現在セサル議員ハ表決ニ加ハルコトヲ得ス

- ・表決の際議場にいない議員は表決に加わることができないが、議場内の議員の表決権に関しては何らの規定がないので第 1 回議会以来これを放棄することを認めた（衆先彙纂 392）。

- ・投票の際、議長は投票漏れの有無を注意するが、なお投票しないものが往々にしてある。この場合議長は表決権を放棄したものと看做す旨を宣告する。その事例は少なくない。従って無名投票の場合において球数が名刺の数に達しないときもまた棄権したものと看做す。

**第二百二十九條 議長表決ヲ採ラムトスルトキハ表決ニ付スヘキ問題ヲ議院ニ宣告スヘシ
議長問題ヲ宣告シタル後ハ何人モ議題ニ付發言スルコトヲ得ス**

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議事延期の動議と即決の動議と相次いで提出されたときは先ず議事延期の動議を採決する(衆先彙纂 384)。
- ・議題となる問題を議すべからずとの発議はその発議に対し賛成者あると否とに拘らず、また理由の如何に拘らず、問題をして消極的に終わらしめ、否決と同一の結果を来たそうとするものであるので、反対説と認めるべきもので、先決問題ではない(衆先彙纂 387)。
- ・表題の修正は本文と併せて採決するのを例とする。建議案の表題を修正することは毎会期にその事例は少なくない。これまた本文と併せて採決するのを例とする(衆先彙纂 413)。
- ・同種又は関連するため若しくは便宜上数議案を一括して議題とすることは少なくない。この場合において採決は一括してすることがあり、また各別にこれを行うことがあり、必ずしも一定しない。建議案、請願は一括して議題とし、その採決も一括してこれを行うのを例とするが、異議ある建議案、請願については別にこれを採決する(衆先彙纂 414)。
- ・一法律に対する政府提出改正案及び議員提出廃止案の二案同日の議事日程に掲載されたとき、議事日程の順序を繰り上げ、議員提出の廃止案を先に會議に付したことがある。また政府提出改正案と議員提出廃止案とを一括して議題とし、廃止案を先に採決したことがある(衆先彙纂 415)。
- ・議案はその条項中に欠字のままこれを議決すべからざるものであるが、政府提出法律案に付き、已むことを得ざる場合にその附則中引用法律の号数を欠字のまま議決したことがある(衆先彙纂 426)。
- ・決算の會議においては全部を議題とし、その採決は委員長の報告通り是認するや否に付きこれをし、是認しない部分については不法又は不当と議決する(衆先彙纂 466)。
- ・決算中に不法且つ不当の支出と議決する事項に関し政府の処分を求める決議案を提出し、院議之を可決し、即日右決議を政府に通牒したことがある(衆先彙纂 467)。
- ・議長は決算の採決に当たり、委員会の報告通り是認するや否に付き採決をし、附帯決議については単に議決の理由又は希望に過ぎないので、採決をしないのを例とする。しかし委員会報告中の附帯決議を特に採決したことがある(衆先彙纂 468)。

**第二百五條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ表決ニ付スヘキ問題ヲ議院ニ宣告スヘシ
議長表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告シタル後ハ何人モ議題ニ付キ發言スルコトヲ得ス**

第三十條 議長表決ヲ採ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多少ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ若認定シ難キトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・起立をもって採決をした際に議長においてその多少を認定し難いときは、記名投票をもってこれを決すべきものであるが、時に反対者を起立させて採決をすることなくはない(衆先彙纂 393)。
- ・表決は問題を可とするものよりこれを採用するのが原則とするが、議長において便宜と認めるときは問題を否とするもの即ち採用すべからず若しくは同意すべからずとの側より採決することないとし(衆先彙纂 394)。
- ・起立表決の結果を宣告したときは、その宣告に対する異議申立ては議長が次の議題を宣告する以

前にこれをすべきものとする（衆先彙纂 395）。

- ・第 1 回議会以来、議員の進退又は身上に関する事件を表決に付した総数は 92 件で、その内 49 件は起立の方法を用いた。そして第 51 回議会以降においては議員辞職の件及び議員行動調査に関する件の採決は概ね諮問の方法により、議員の処決を促す件及び懲罰委員に付するの動議の採決はすべて起立の方法による（衆先彙纂 410）。

第二百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多數ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名若クハ番號ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ

點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

（改正第 2 回帝国議会明治 24 年 11 月 27 日議決）

第二百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多數ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立ル者アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名若クハ番號ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ

點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

（改正第 1 回帝国議会明治 23 年 12 月 19 日議決）

第二百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多數ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立ル者アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ氏名點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

第三百一十一條 議長必要ト認ムルトキ又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用キスシテ記名若クハ無名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議長は表決の際、単に異議がないかを院議に諮い、あるいは起立の方法をもって採決するのを例とするが、議長が必要と認め、若しくは院議に諮い、又は議員 30 人以上の要求により、直ちに記名若しくは無名投票をもって採決したことがある。そして重要な議案に対してはこの方法を用いることが少なくない（衆先彙纂 396）。
- ・議長において必要と認め、記名又は無名投票をもって表決するとの宣告に対し、他の表決方法をもって採決すべしとの動議が出たときは先ずその動議を採決するのを例とする（衆先彙纂 397）。
- ・採決に際し、議員より記名投票によるべしとの要求と無名投票によるべしとの要求と二種の要求があったときは、議長は院議に諮い又は職権をもってその孰れの方法によるべきかを決する。そして院議に諮う場合の表決方法は議長がこれを決定するが、起立をもって決したもの、記名投票をもって決したもの、無名投票をもって決したもの、職権をもって決定した例がある。なお採決に際し、記名及び無名の各要求があり、議長がその孰れを用いるべきかを院議に諮うた結果、その決定を議長に委任され、議長において決定したことがある（衆先彙纂 398）。

第二百二十七條 議長必要ト認ムルトキ又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用キスシテ記名若クハ無名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

第三百三十二條 記名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白票ニ問題ヲ否トスル議員ハ

青票ニ各其ノ氏名ヲ記シ投票函ニ投入スヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・第 1 回議会以来、記名投票は混雑を避けるため書記官が演壇において投票を受取り、代わって投函するのを例とする (衆先彙纂 401)。
- ・記名投票の際、議員が病気その他の事故により登壇できない場合は、書記官がその議席に至り、投票を受取り代わってこれを投函するのを例とする (衆先彙纂 402)。
- ・記名投票の際、誤って他人の木札の名刺を用いたとき、これに対し議長において無効の宣告をしたことがあり、また院議に諮りこれを有効と認めたことがある (衆先彙纂 405)。
- ・記名投票をもって採決をするにあたり、議長が投票の開始を宣告し、投票は開始されたが、議場が喧囂のため、議長の宣告が徹底しなかったので、議長は更に宣告をすると同時に今迄に既に投票をした諸君は議長の宣告を諒解するものと認めるので、投票したものはこれを有効とする旨を告げ、投票を継続したことがある (衆先彙纂 407)。
- ・記名投票を行う場合に賛成又は反対の議員のみが投票をし、他の一方は投票しなかったことがある (衆先彙纂 409)。

第二百二十八條 記名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白色票ニ問題ヲ否トスル議員ハ青色票ニ各々其ノ氏名ヲ記シ投票函ニ投入スヘシ

第二百三十三條 無名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白球ヲ問題ヲ否トスル議員ハ黒球ヲ投票函ニ投入シ同時ニ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ若球數カ名刺ノ數ニ超過シタルトキハ再投票ヲ行フ但シ可否ノ結果ニ異動ヲ及ホササルトキハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・無名投票は演壇において書記官に木札の名刺を渡し、問題を可とする者は白球を、問題を否とするものは黒球を議員自ら投票箱に投入する (衆先彙纂 403)。
- ・無名投票の際、書記官に木札の名刺のみを渡し、球を投入しないで降壇したときは投票権を放棄したものと看做し、改めて球の投入を許さない (衆先彙纂 406)。

第二百二十九條 無名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白球ヲ問題ヲ否トスル議員ハ黒球ヲ特ニ設ケタル函ニ投入シ同時ニ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ若シ球數ト名刺ノ數ト同シカラサルトキハ再投票ヲ行フ

第二百三十四條 記名又ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・表決の際、議場閉鎖は議長の宣告により守衛がこれを執行するものとする (衆先彙纂 399)。
- ・議場閉鎖中に病気その他の事由により退場しようとするときは議長の許可を要するものとする。そして退場は議長席の後方よりするものとする (衆先彙纂 400)。

第二百三十條 點呼又ハ記名若ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ

(改正第 1 回帝国議会明治 23 年 12 月 19 日議決)

第二百三十條 氏名點呼又ハ記名若ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ

第二百三十五條 總テ投票ヲ終リタルトキハ議長ハ其ノ結果ヲ宣告スヘシ

- ・議長が表決に付するの宣告、表決方法若しくは表決の結果の宣告をした後、その宣告を訂正したことがある (衆先彙纂 412)。
- ・議長の執る議事整理の処置に付き、又は委員会の議案審査上執る措置に付き、院議に付してその当否又は是非を議決したことがある (衆先彙纂 428)。
- ・議長の宣告が徹底したか否かを議決する (衆先彙纂 429)。

第二百三十六條 議員ハ自己表決ノ更正ヲ求ムルコトヲ得ス

- ・一度投函した投票は構成することを許さない（衆先彙纂 408）。

第六節 豫算會議

第三百三十七條 豫算委員豫算案ヲ數部ニ分割シタルトキハ每部ノ審査終ルニ從ヒ會議ヲ開クコトヲ得

豫算各部ノ議事ヲ終リタルトキハ總額ニ付確定ノ議決ヲ爲スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・本予算案は提出があつたときは直ちに予算委員に付託され、本會議においては國務大臣が財政計画に付き、大体の方針を演説し、議員はその演説に対し質疑をするが、予算委員会の審査を終つた後、その報告を俟つてこれを會議に付する。追加予算案もまた本予算案と同様直ちに委員会に付託され、その審査報告を俟つてこれを會議に付するが、政府より議院法第 28 条但書により議決することの要求があるときは直ちに會議に付し、大蔵大臣がその趣旨を弁明し、審議に入るのを例とする（衆先彙纂 446）。
- ・予算案は第 1 回議會においては逐項審議の方法により、第 21 回、第 24 回及び第 26 回議會を除きこれに倣つたが、第 28 回議會以来議案全部を議題とし、逐項議によらないのを例とする。なお採決に際しては総予算案甲号歳出經常部第一款皇室費は憲法第 66 条に基づき協賛を要しない費目であるのでこれを除く旨を宣告する（衆先彙纂 450）。
- ・憲法第 67 条の費目に対し修正議決をしたため、政府の同意を求める時期については、第 21 回議會においてその費目の修正に対し予め政府の同意を求めたことがある外、予算案の款項の全部を議了しその確定議前若しくは款項の修正議決をした際、同意を求める手続きを執つた。そしてその方法は口頭又は書面をもつてした（衆先彙纂 454）。

第三百三十三條 豫算委員豫算案ヲ數部ニ分割シタルトキハ每部ノ審査終ルニ從ヒ會議ヲ開クコトヲ得

豫算各部ノ議事ヲ終リタルトキハ總額ニ付キ確定ノ議決ヲ爲スヘシ

第三百三十八條 豫算ノ會議ニ於テ更ニ審査ヲ必要トスル事項ヲ發見シタルトキハ其ノ事項ヲ限り再ヒ豫算委員ニ付託シ之ヲ審査セシムルコトヲ得

- ・予算案審議に当たり、憲法第 67 条の歳出の修正に付き詔勅を賜つたため、更に審議を尽くす必要を生じ、予算案の一部を再び予算委員の審査に付したことがある。なお予算案に付き逐項審議をした際、ある項目に付き修正案原案共に過半数の賛成を得なかつたとき、これを廃棄すべからざるものと議決し、特別委員を設けて調査立案を命じたことがある。また憲法第 67 条の費目の削減に付き政府と協議させるため特別委員を設けたことがある（衆先彙纂 457）。
- ・本會議において予算案の一部を予算委員をして再び審査させることに決し予算委員に再び付託されたことがある（衆委先彙纂 111）。
- ・委員会において審査を終了し、議院に報告した事件に就き、再び同一委員の審査に付され、又は新たに特別委員を設けてこれにその審査を付託されたことがある（衆委先彙纂 126）。

第七章 議事録及速記録

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第七章 議事録決議録及速記録

（改正第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決）

第七章 議事録及速記録

第一節 議事録

第三百三十九條 議事録ハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 議院成立及開會閉會停會ニ關スル事項及年月日時

- 二 開議延會中止及散會ノ月日時
- 三 出席國務大臣及政府委員ノ氏名
- 四 勅語及勅旨
- 五 議長及委員長報告
- 六 會議ニ付シタル議案ノ題目
- 七 議題ト爲リタル動議及動議者ノ氏名
- 八 決議ノ事項
- 九 表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數
- 十 議院ニ於テ必要ト認メタル事項

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議事録及速記録は召集当日よりこれを作成する (衆先彙纂 579)。
- ・議事録は衆議院規則第 139 条の事項を記載して 2 部作成し、議長及び書記官長が署名して議院に保存する (衆先彙纂 580)。

第百三十五條 議事録ハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 議院成立及開會閉會ニ關スル事項及年月日時
- 二 開議延會中止及散會ノ月日時
- 三 出席國務大臣及政府委員ノ氏名
- 四 勅語及勅旨
- 五 議長及委員長報告ノ件
- 六 會議ニ付シタル議案ノ題目
- 七 議題トナリタル動議及動議者ノ氏名
- 八 決議ノ事件
- 九 表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數
- 十 議院ニ於テ必要ト認メタル事項

第百三十六條 決議録ハ議場ノ決議ヲ記載ス

(削除第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

(追加第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決)

第百四十條 議員議事録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百三十七條 議員議事録決議録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決)

第百三十六條 議員議事録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

第百四十一條 議事録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百三十八條 議事録決議録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又

ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決)

第百三十七條 議事録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

第二節 速記録

第百四十二條 議事速記録ハ議事日程議案議事投票者氏名及諸般ノ報告其ノ他必要ナル事項ヲ掲載ス

議事ハ速記法ニ依リ速記ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議事録及速記録は召集当日よりこれを作成する (衆先彙纂 579)。
- ・速記録は速記法によって速記した議事の外議事日程、議案、投票者氏名及び諸般の報告その他必要な事項を掲載する。そして速記録は翌日の官報号外として各議員に配布する。しかし特殊の事情があったため、閉会後に配付し、又は議案の内容を省略して速記録に掲載したことなしとしない (衆先彙纂 581)。
- ・議場における発言はすべて速記録に記載すべきものであるが、新聞紙法、出版法、及び新聞紙等掲載制限令等において掲載若しくは発売頒布を禁じられた事項に関する発言又は秘密会議の内容に涉る点は、院議により又は議長の宣告によりこれを記載しない (衆先彙纂 582)。
- ・質問主意書、答弁書、委員会報告書等は朗読を経ざるもこれを速記録に掲載するのを例とし、また議長の許可を経たときは参考書、理由書等をもこれを掲載する (衆先彙纂 584)。
- ・記名投票における可否両者の氏名、無名投票における投票者の氏名、議長候補者選挙投票者氏名、副議長候補者選挙投票者氏名、全院委員長選挙投票者氏名は速記録に掲載する (衆先彙纂 585)。

第百三十九條 議事速記録ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス

第百四十三條 議員其ノ演説ノ参考トシテ簡單ナル文書ヲ速記録ニ掲載セムトスルトキハ議長ノ許可ヲ請フヘシ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議案の趣旨弁明、質疑若しくは質問に際し、又は委員長報告に当たり、簡単な参考文書を速記録に掲載することを請求するときは議長はその内容を調査し、差支えないと認めるときはこれを許可する。しかし発売頒布を禁じられたもの若しくは浩瀚のものは院議に依り、又は議長においてこれを許可しない (衆先彙纂 316)。
- ・質問主意書、答弁書、委員会報告書等は朗読を経ざるもこれを速記録に掲載するのを例とし、また議長の許可を経たときは参考書、理由書等をもこれを掲載する (衆先彙纂 584)。

第百四十四條 議院法第八十七條ニ依リ議長取消ヲ命シタル發言ハ速記録ニ記載セス

- ・議員の発言中不穩の言語があったときは院議に依りこれを取消させ、また院議に依りその言語を速記録に記載しなかったことがある。そして既に速記録に記載後において取消しと決した場合は取消された言語の記載箇所を示して削除する旨を速記録に掲載する (衆先彙纂 312)。
- ・議員の発言で議院法第 87 条により議長より取消しを命じられた部分はこれを速記録に記載しないのは衆議院規則の定めるところであるが、議員、国务大臣及び政府委員が議場において自ら取消した言辞もまた速記録に記載しない。なお既に速記録に掲載後、これを取消したときは後の速記録に当該部分削除の旨を付記する (衆先彙纂 583)。

第百四十五條 演説シタル議員ハ速記録配付ノ當日午後七時迄ニ訂正ヲ求ムルコトヲ得但シ訂正ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス

速記録ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ議

院ノ決ヲ採ルヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議長は議員の発言で既に速記録に掲載された後、不穩の言辞があると認めるときはその言辞につき、発言者に対し注意をし、その結果、あるいはこれを取消させ、あるいはこれを正誤する（衆先彙纂 314）。

第百四十一條 演説シタル議員ハ速記録配付ノ當日午後七時迄ニ訂正ヲ求ムルコトヲ得但シ訂正ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス

速記録ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

第九章 質問

第百四十六條 議員政府ニ對スル質問ニ付國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得スト認ムルトキハ議場ニ出席ヲ求メ更ニ精細ノ質問ヲ爲スコトヲ得

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・第 26 回議會明治 43 年 2 月 5 日の各派交渉会において質問は毎火曜日の議事日程の首位に置き、その件名及び提出者を表示し、別に番号を付すことに決定し、同月 8 日の議事日程よりこれを実施した。爾來質問は議事日程の首位に掲載するのを例とする。しかし第 52 回議會昭和 2 年 3 月 25 日（会期終了日）の議事日程は法律案、決議案、請願等 699 件の多きに上ったため、当日の議事日程には質問を末尾に掲載し、爾來会期終了日の議事日程はこの例による（衆先彙纂 218）。
- ・質問は火曜日の議事日程にこれを掲載するのを例とするも、會議に付すべき議案の都合により議長が必要と認めるときは質問日に非ざるも特にこれを掲載し、また質問日と雖もこれを掲載しないことは少なくない。國務大臣の演説に対する質疑継続中又は本予算案審査中は質問日と雖も質問を掲載しないのを例とする（衆先彙纂 219）。
- ・口頭質問は火曜日にこれをする。口頭質問に先だち書面答弁を受領するときはその旨これを報告し、該質問は議事日程よりこれを省き口頭質問を許さない。質問が緊急を要するときには議院の許可を得て何時にてもこれを行うことができる。緊急質問の提出は普通質問の如く主意書を要しない。単に件名並びに提出者及び賛成者の記載をもって足りる。そして政府は緊急質問に対しては即時口頭をもって答弁をするのを例とする（衆先彙纂 508）。
- ・口頭質問の順序は便宜、議長がこれを前後し、又は提出者間の協議によりこれを変更することができる（衆先彙纂 509）。
- ・口頭質問は答弁書が到達前であることを要する。なお答弁が要領を得ない故をもって再質問若しくは第三質問を提出することがなくはない（衆先彙纂 510）。
- ・口頭質問の時間はこれを 20 分以内に制限する。但し議長において特別の事情があると認めるものに限り 30 分までこれを許容することができる（衆先彙纂 511）。
- ・口頭質問はその答弁に対する質問と通じて 3 回を超えざるを例とする（衆先彙纂 512）。
- ・口頭質問に対する質疑はこれを許さない（衆先彙纂 513）。
- ・施政方針に関する演説がなかったため、緊急質問をしたことがある（衆先彙纂 514）。
- ・口頭質問に際し、特に院議をもって当該國務大臣の出席を要求し、又は院議によらないで質問者よりその出席を希望したことがある（衆先彙纂 515）。
- ・口頭質問に際し、國務大臣の出席なきときは所管政府委員が出席して答弁するのを例とするが、主管大臣の出席がないため、緊急質問を延期したことがある（衆先彙纂 516）。
- ・質問の提出者二人以上であるときと雖も口頭質問は一人にてするのを例とするが、提出者が兩名でこれをしたことがある（衆先彙纂 517）。

- ・会期終了日に提出された質問に付き、院議をもって口頭質問を許可しなかったことがある（衆先彙纂 518）。
- ・質問主意書は提出者が口頭質問をしたときにこれを速記録に掲載するが、提出者より口頭質問省略の申出あるときは答弁書の到達するのを俟って、併せて質問日の速記録に掲載するのを例とする（衆先彙纂 519）。
- ・質問主意書は口頭質問の後、若しくは答弁書受領後にこれを速記録に掲載し、参考書は議長の許可を得て、これを速記録に掲載するが、特別の事由があるときは院議をもってこれを掲載しなかったことがある（衆先彙纂 520）。
- ・質問は議事日程に掲載されたと否とを問わず、提出者より撤回の申出があったときは議長がこれを許可し、その旨を議院に報告するに止まり、議院の許可を要しないのを例とする（衆先彙纂 521）。
- ・質問に対する国务大臣の答弁が要領を得ないので、更に精細な質問をするため、衆議院規則第 146 条により国务大臣の出席を求めたことがある（衆先彙纂 527）。
- ・質問に対し政府より答弁書を受領するとき、提出者よりその答弁に対する意見の陳述を請求することは第 4 回議会以来その事例は少なくない。この場合議長は当日の口頭質問終了後若しくは議事日程議了後若しくは次の質問日等議長が適当と認める機会においてこれを許可する。そしてこの意見陳述に対しては政府は別に答弁をしないのを例とする（衆先彙纂 529）。

第百四十二條 議員政府ニ對スル質問ニ付國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得サルトキハ議場ニ出席ヲ求メ更ニ精細ノ質問ヲ爲スコトヲ得

第百四十七條 質問ニ對スル答辯若ハ答辯ヲ爲ササル理由ニ付動議ヲ提出スルモノアリ三十人以上ノ賛成アルトキハ之ヲ議題ト爲スコトヲ得

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・第 44 回議会大正 10 年 1 月 23 日の各派交渉会において質問の答弁に対し、提出者以外の者よりなるべく質疑をしないことの申合せをし、爾来これに従い質問者以外は答弁に対する関連質疑はこれをしないのを例とする（衆先彙纂 528）。

第百四十三條 質問ニ對スル答辯者ハ答辯ヲ爲ササル理由ニ付動議ヲ提出スルモノアリ三十人以上ノ賛成アルトキハ之ヲ議題ト爲スコトヲ得

第十章 上奏建議及議案ノ奏上

第百四十八條 議院上奏シ又ハ勅語及勅旨ニ對シ奉答ノ敬禮ヲ表セムトスルトキハ議長ハ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ請ヒ勅許ヲ經テ後參内スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・上奏又は奉答に対し勅語を賜る（衆先彙纂 477）。
- ・上奏に対し勅問を賜る（衆先彙纂 478）。
- ・勅語、詔勅、勅問に対し奉答書を奉呈する（衆先彙纂 479）。
- ・上奏書、奉答書は謁見を賜わりて奉呈し、又は宮内大臣を経て奉呈する（衆先彙纂 480）。

第百四十四條 議院上奏シ又ハ勅諭ニ對シ奉答ノ敬禮ヲ表セムトスルトキハ議長ハ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ乞ヒ勅許ヲ經テ後參内スヘシ

第百四十九條 議院ノ建議書ハ議長ヨリ内閣總理大臣ニ呈出スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・建議案が議決されたときは議長より即日内閣総理大臣に宛てこれを提出するのを例とする（衆先彙纂 487）。

第百四十五條 議院ノ建議書ハ議長ヨリ内閣總理大臣ニ差出スヘシ

第百五十條 議案ヲ奏上スル場合ハ内閣總理大臣ヲ經由スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等両院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る両院協議会成案を可決し議案が両院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣總理大臣を經由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかつたときは、議長は内閣總理大臣を經由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する (衆先彙纂 199)。
- ・議案奏上の文例は一定の様式による。そして奏上書には議長書記官長の署名のみにして捺印はしない。かつ別に内閣總理大臣宛の添書を用い、議長書記官長が署名捺印する (衆先彙纂 200)。
- ・奏上の議案は印本を用いる (衆先彙纂 201)。

第百四十六條 政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ヲ可決シタルトキハ左ノ言辭ヲ用キ内閣總理大臣ヲ經由シテ奏上スヘシ

衆議院ハ兩院ノ議ヲ經タル某案ノ裁可ヲ奉請ス

第百四十七條 政府ヨリ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ左ノ言辭ヲ用キ内閣總理大臣ヲ經由シテ奏上スヘシ

衆議院ハ某案ニ付テ更ニ廟議ヲ盡サレムコトヲ奉請ス

第十一章 請願

第百五十一條 議院ハ請願者ノ住所職業年齢ヲ記シ各自署名捺印シタル請願書ニ非サレハ受理セス請願者自ラ署名スルコト能ハス他人ヲシテ代書セシムルトキハ代書シタル人其ノ由ヲ附記シ之ニ署名捺印スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・請願は一定の体式を備え、議院法及び衆議院規則に従うのを必要とし、これに合わないものは議長においてこれを受理することができないものとする (衆先彙纂 491)。
- ・規程に合わない請願書は議院法第 63 条第 2 項に依りこれを却下すべきものと議決し、その旨議長に報告する。そして議長は紹介議員を経てこれを却下する。然しながら請願書中に請願者の 1 名又は数名の職業年齢等の記載に一部不備の点があるとき、これらの請願者を削除して完備した部分に付きこれを審査したことがある (衆委先彙纂 185)。

第百四十八條 議院ハ請願者ノ住所身分職業年齢ヲ記シ各自署名捺印シタル請願書ニ非サレハ受理セス請願者自ラ署名スルコト能ハス他人ヲシテ代書セシムルトキハ代書シタル人其ノ由ヲ付記シ之ニ署名捺印スヘシ

第百五十二條 法人ノ請願書ハ代表者之ニ署名シ法人ノ印章ヲ捺スヘシ

第百五十三條 請願書ハ普通ノ邦文ヲ用フヘシ若シ外國語ヲ用キサルヲ得サルトキハ之ニ註解ヲ附スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・外国語は已むを得ざる場合の外使用することができないのを原則とするも慣用語又は簡単なものはこれを認容するのを例とする。但し請願書は普通の邦文を用い若しくは外国語を用いざるを得ないときは注解を付すべきことは衆議遺規則第 153 条の規定する所である (衆先彙纂 299)。

第百五十條 請願書ハ普通ノ邦文ヲ用フヘシ若シ外國語ヲ用キサルヲ得サルトキハ之ニ註解ヲ附スヘシ

第百五十四條 請願ヲ紹介スル議員ハ請願書ノ表紙ニ紹介議員某ト書スヘシ

第百五十五條 請願委員ハ請願呈出ノ順序ニ依リ之ヲ審査スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・建議案及び請願については予め審査日程を作成し、その順序によりこれを審査するのを例とする(衆委先彙纂 158)。
- ・請願については予め審査日程を作成するのを例とし、その掲載の順序は分科にあつては各省所管の順序に依り、同一省所管のものは提出順に依り、主査がこれを定め、總會にあつては分科の順序により委員長がこれを定める。建議案の審査日程もまた請願に準じ、これを作成する(衆委先彙纂 159)。
- ・建議案及び請願の審査日程は提出者又は紹介議員若しくは政府委員の都合その他の事由に依り、順序を変更することがある。そしてこの場合は委員長(主査)において又は動議によりこれを変更する(衆委先彙纂 160)。
- ・建議案又は請願の審査日程中同趣旨の建議案又は請願が数件あるときは便宜上これを一括して議題に供し、審査したことは毎会期少なくない(衆委先彙纂 161)。
- ・建議案又は請願に付き審査が急を要するときその他特別の事由あるときは、審査日程に追加してこれを審査したことなしとしない(衆委先彙纂 162)。
- ・請願についてはその紹介説明を待つてこれの審査をするのを例とするが、紹介議員が病気その他の事由に依り出席しない場合において、他の議員がまたその紹介説明をしないときは文書表又は請願書によってこれの審査をするのを例とする(衆委先彙纂 163)。
- ・請願分科において既に審査を終り、委員会に報告した請願と同一趣旨の請願が提出されたときは文書表を作成するが、これを分科の審査に付すことなく總會においてこれを審査する(衆委先彙纂 164)。
- ・請願委員会において既に審査を終った請願と同一趣旨の請願が提出されたときは文書表を作成するが、これの審査を省略し、前の請願と同一の議決をしたものと認め、直ちに議院に報告する(衆委先彙纂 165)。
- ・請願の内容にして数分科の所管に互る場合は主たる事項の属する分科においてこれを審査するのを例とする(衆委先彙纂 166)。

第百五十二條 請願委員ハ請願提出ノ順序ニ依リ之ヲ審査スヘシ

第百五十六條 議員簡單ナル説明書ヲ以テノ請願ニ對シ至急ノ審査ヲ議院ニ請求スルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採リ時日ヲ限り請願委員ニ付託スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議員より請願に対し至急審査の請求があり、院議でこれを可決するときは、議長においてその審査期限を定める。そしてこの審査期限は 1 週間以内とするのを例とする(衆先彙纂 492、衆委先彙纂 119)。

第百五十三條 議員簡短ナル説明書ヲ以テノ請願ニ對シ至急ノ審査ヲ議院ニ請求スルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取り時日ヲ限り請願委員ニ付託スヘシ

第百五十七條 請願文書表ニハ請願ノ趣旨呈出ノ年月日請願者ノ住所職業氏名紹介議員ノ氏名ヲ記スヘシ

請願者數名アルトキハ請願者某外幾名ト記スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百五十四條 請願文書表ニハ請願ノ趣旨提出ノ年月日請願者ノ住所身分職業氏名紹介議員ノ氏名ヲ記スヘシ

請願者數名アルトキハ請願者某及外幾名ト記スヘシ

第百五十八條 請願文書表ハ議長之ヲ印刷セシメテ毎週一回議員ニ配付スヘシ

請願書ハ議院ノ決議ニ依ルニ非サレハ印刷配付セス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百五十五條 請願文書表ハ議長之ヲ印刷セシメテ毎週一回議員ニ配付スヘシ

請願書ハ議院ノ決議ニ依ルニアラサレハ印刷配付セス

第百五十九條 請願委員ハ審査ノ結果ニ從ヒ左ノ區別ヲ爲スヘシ

一 議院ノ會議ニ付スヘイトスルモノ

二 議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルモノ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・請願委員会において衆議院規則第 159 条第 2 項に依り、議院の會議に付するを要しないとする請願を参考として政府に送付し、又は請願と同一趣旨の法律案若しくは建議案を委員会において審査中であるとき、議案審査の参考に供するため、これをその委員会に参考送付すべきものと議決したことがある。そしてこの場合においてはその旨特種報告をする。特種報告に係る請願は衆議院規則第 161 条第 2 項により議員より 1 週間以内に會議に付するの要求がないときは委員長の報告をもって確定とする（衆委先彙纂 188）。

第百五十六條 請願委員ハ審査ノ結果ニ從ヒ左ノ區別ヲ爲シ其ノ大要ヲ記シ議院ニ報告スヘシ

一 議院ノ會議ニ付スヘイトスルモノ

二 議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルモノ

第百六十條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スヘイトスルノ請願ニ付テハ意見書案ヲ附シタル特別ノ報告ヲ爲スヘシ

前項ノ請願中法律ノ制定ニ關スル請願ハ法律案ヲ具シテ報告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請願委員長ヲ以テ提出者トス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・請願は議院においてこれを受理したときは請願委員に付託されたものとし、衆議院規則第 160 条による特別の報告があった後、これを議事日程に掲載する。しかし特別報告に係る請願とその目的を同じくする法律案、建議案が提出されるときはその法律案又は建議案を議了するまで請願の議事を延期するため、議事日程に掲載しない。第 22 回議會（明治 39 年 3 月 19 日）以来は請願特別報告ですでに議決された法律案、建議案とその目的を同じくするものであるときは当然議決を要しないものとされ、議案議決の結果により採択若しくは不採択と見做されるので、これを議事日程に掲載することはない。なお会期終了日の議事日程には未決の議案と目的を同じくする特別報告に係る請願があっても、すべてこれを掲載する。そして他の議案が議決されたときはその請願は採択又は不採択と見做され、議長は議事日程より省く旨を宣告するのを例とする（衆先彙纂 215）。
- ・特別報告に係る請願の議事日程掲載の順序は委員会の報告順による。特別報告に係る請願は議事日程中、別に番号を付す（衆先彙纂 216）。
- ・會議に付すべき議案がないために特別報告に係る請願のみをもって議事日程を作成したことがある（衆先彙纂 217）。
- ・請願委員長提出の法律案は委員に付託することなくして議決するのを例とする（衆先彙纂 330）。
- ・特別報告に係る請願の委員長報告は委員長が必要と認めるのもの外は一括してこれをするのを例とする（衆先彙纂 493）。
- ・特別報告に係る請願は一括して議題とし、且つ一括して採決するが、反対ある請願は別にこれを採決する（衆先彙纂 494）。

- ・特別報告に係る請願は採択するや否を議決するに止まり、修正の余地がないが、これに付すべき意見書案については修正をすることができるので、これを修正してその請願を採択したことがある（衆先彙纂 496）。
- ・法律案の提出には 20 人以上の賛成を要することは議院法の定めるところであるが、請願委員長より提出する法律案は請願委員会の決議により提出するものであるため、賛成者の署名を要しない。当然成規の賛成あるものと看做し、請願委員長が趣旨弁明をする。この場合趣旨弁明の後に紹介議員が請願の理由を説明したことがある（衆先彙纂 502）。
- ・請願委員長提出法律案は委員に付託することなく議決するのを例とする。しかし特別委員に付託してその審査をさせたことがある（衆先彙纂 503）。
- ・請願委員会において法律制定に関する請願を採択すべきものと議決するに当たり、衆議院規則第 160 条第 2 項に依り法律案を具して議決したことがある。そしてその法律案は委員会又は分科会において小委員を設けてこれを起草させた（衆委先彙纂 209）。

第百五十七條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スヘシトスルノ請願ニ付テハ特別ノ報告ヲ爲スヘシ

第百六十一條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルノ報告ニ付テハ其ノ大要ヲ附シタル特種ノ報告ヲ爲スヘシ

前項ノ報告ニ係ル請願ニ對シ一週間内ニ議員ヨリ會議ニ付スルノ要求ヲ爲ス者ナキトキハ委員會ノ決議ヲ以テ確定トス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・請願委員会において議院の會議に付するを要しないとの請願に対しては従来、委員会において不採択、政府に参考送付、委員会に参考送付の 3 種区別し、特殊の報告をする慣例である。そしてこの種の請願に対し 1 週間以内に議員より會議に付する要求をする者がいないときは委員会の決議をもって確定とする。従って参考送付の請願は 1 週間を経過した後、政府又は委員会に送付する（衆先彙纂 500）。
- ・請願委員会において會議に付するを要しないとの特殊報告をした請願に対し議員 30 名以上より會議に付する要求があるときは、議事日程に掲げて該請願を會議に付する。そしてこの請願には特別報告に係る請願と同様、意見書案を付するのを例とする（衆先彙纂 501）。

第百五十八條 請願委員ニ於テ議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルノ報告ニ對シ一週間内ニ議員ヨリ會議ニ付スルノ要求ヲ爲ス者ナキトキハ委員會ノ決議ヲ以テ確定トス

第百五十九條 請願書ハ會議ニ付スルモ之ヲ朗讀セス但シ議員朗讀ヲ要求スル者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採ルヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第百五十九條 請願書ハ會議ニ付スルモ之ヲ朗讀セス但シ議員朗讀ヲ要求スル者アルトキハ議院ハ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第十二章 請暇及辭職

第一節 請暇

第百六十三條 議員事故ノ爲ニ數日間議院ニ出席スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ日數ヲ定メテ豫メ請暇書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ公務又ハ疾病若ハ一時已ムヲ得サル事故アリテ議院ニ出席スルコトヲ得サルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ闕席届書ヲ差出スヘシ

- ・1 週間以上の請暇と雖も休会中は議長がこれを許可する（衆先彙纂 99）。
- ・請暇はその理由が正当と認めないときはこれを許可しない（衆先彙纂 100）。
- ・忌服の届出あるときは請暇を要しない（衆先彙纂 102）。

第百六十四條 請暇ノ許可ヲ得議院所在ノ地ヲ離ルル者ハ其ノ出發及歸著ノ時ニ於テ議長ニ届出

ヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百六十一條 請暇ノ許可ヲ得議院所在ノ地ヲ離ル者ハ其ノ出發及歸著ノ時ニ於テ議長ニ届出
ヘシ

第百六十五條 議員請暇ノ許可ヲ得タル日限ニ至リ事故ニ由リ仍議院ニ出席スルコトヲ得サルト
キハ其ノ理由ヲ具ヘ日數ヲ定メテ更ニ請暇書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ但シ臨時事變ノ爲ニ此ノ
手續ヲ爲ス能ハサルトキハ後日其ノ理由ヲ申告シ承認ヲ受クヘシ

第百六十六條 請暇ノ許可ヲ得タル議員其ノ請暇ノ期限内ニ議院ニ出席スルトキハ請暇許可ノ效
ヲ失フ

第二節 辭職

第百六十七條 議員辭職セムトスルトキハ辭表ヲ議長ニ差出スヘシ

- ・議員が辞表を提出したときは議長より留職の勧告をするのを例とする。但し特別の事情がある場合はこの限りでない（衆先彙纂 111）。
- ・議員が辞表提出につき理由を述べる（衆先彙纂 113）。

第百六十八條 議長ハ辭表ヲ朗讀セシメ討論ヲ用キスシテ其ノ許否ヲ議決セシムヘシ若シ閉會中
ナルトキハ議長之ヲ處分スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議員が辞表を提出したときは議長より留職の勧告をするのを例とする。但し特別の事情がある場合はこの限りでない（衆先彙纂 111）。

第百六十五條 議長ハ辭表ヲ朗讀セシメ討論ヲ用キスシテ其ノ許否ヲ議決セシムヘシ其ノ閉會中
ニ於テハ議長之ヲ處分シ次會期ノ始ニ於テ議院ニ報告スルコトヲ得

第百六十九條 辭表中不敬又ハ無禮ノ文辭アリト認ムルトキハ議長ハ朗讀ヲ禁止シテ其ノ要領ヲ
議院ニ報告スルコトヲ得

第百七十條 前條ノ場合ニ於テハ議長ハ其ノ辭表ヲ懲罰委員ニ付シテ審査セシムルコトヲ得

第十三章 警察及秩序

第一節 警察

第百七十一條 議長ハ守衛及警察官吏ヲ指揮シテ議院内部ノ警察權ヲ施行ス

第百七十二條 守衛ハ議事堂内警察官吏ハ議事堂外ノ警察ヲ爲ス但シ議長ノ特ニ命シタル場合ニ
於テハ警察官吏議事堂内ノ警察ヲ行フコトアルヘシ

- ・議長が院内取締り又は傍聴人の件に付き弁明する（衆先彙纂 539）。

第百七十三條 議院内部ノ防火點燈導水煖爐及衛生ニ關スル事項ハ守衛之ヲ監督ス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百七十條 院内ノ防火點燈導水煖爐及室内掃除ノ事ハ守衛之ヲ監督ス

第百七十四條 議院内部ニ於テ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ノ現行犯人アルトキハ守衛又ハ警察官吏ハ
之ヲ逮捕シテ議長ノ命令ヲ請フヘシ但シ議場ニ於テハ議長ノ命令ヲ待タスシテ逮捕スルコトヲ
得ス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百七十一條 議院内部ニ於テ重罪輕罪ノ現行犯人アルトキハ守衛又ハ警察官吏ハ之ヲ逮捕シテ
議長ノ命令ヲ請フヘシ但シ議場ニ於テハ議長ノ命令ヲ待タスシテ逮捕スルコトヲ得ス

第二節 議場内ノ秩序

第百七十五條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ
著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス但シ無地又ハ之ニ準スヘキ折襟脊廣服ノ着用ヲ妨ケス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議場においては略服又は異様の服装を許さない。但し無地若しくはこれに準ずべき折襟背広服又は国民服の着用を妨げない(衆先彙纂 534)。
- ・議員の徽章は事務局においてこれを調整し、総選挙後の議会召集当日に各議員に配付し、爾後毎会期召集日よりこれを佩用する(衆先彙纂 654)。
- ・議員徽章は宮城出入りの御門鑑に代用される(衆先彙纂 655)。
- ・会期中は徽章を佩用するのでなければ議院に出入りすることを許さない(衆先彙纂 656)。

第百七十二條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス但シ無地又ハ之ニ準スヘキ折襟脊廣服ノ着用ヲ妨ケス

(改正第 43 回帝国議会大正 9 年 7 月 28 日議決)

第百七十二條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス

第百七十六條 議場ニ入ルモノハ帽子外套傘杖ノ類ヲ着用携帯スヘカラス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・疾病又は負傷のため、歩行不自由の議員は議長の許可を得て、給仕を付し、又は杖を用い、あるいは守衛に倚って議場に入ることができる(衆先彙纂 536)。
- ・議員が疾病又は負傷のため、襟巻又は繃帯をしたまま議場に入り、又は登壇しようとするときは議長の許可を受けることを要する(衆先彙纂 537)。

第百七十三條 議場ニ入ルモノハ外套傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス帽子ヲ著スヘカラス

第百七十七條 議場内ニ於テ喫煙スヘカラス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百七十四條 議場内ニ於テ吸烟スヘカラス

第百七十八條 議事中ハ参考ノ爲ニスルモノヲ除クノ外新聞紙及書籍等ヲ閱讀スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議場内においては議事の参考のためにするものを除く外、新聞紙書類等を配付することを許さない(衆先彙纂 535)。

第百七十五條 議事中ハ参考ノ爲ニスルモノヲ除ク外新聞紙及書籍ヲ閱讀スルコトヲ得ス

第百七十九條 何人モ議事中贊聲否聲ヲ發シ又ハ喧噪シテ他人ノ演説及朗讀ヲ妨クルコトヲ得ス

第百八十條 何人モ議長ノ許可ナクシテ演壇ニ登ルコトヲ得ス

(追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十一條 議長號鈴ヲ鳴ラストキハ何人モ總テ沈黙スヘシ

- ・議場が喧騒し、議長が静肅を注意すること数次に及んでもなお静肅に至らないで、喧騒が益々甚だしいときは、議長が号令を鳴らす(衆先彙纂 544)。

第百八十二條 散會ニ際シ議員ハ議長退席ノ後ニ非サレハ退席スルコトヲ得ス

(第百八十一條と第百八十二條の前後入替第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十三條 凡ソ秩序ノ問題ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

- ・議長が議事若しくは議場整理に関し、弁明又は注意する(衆先彙纂 538)。

第十四章 傍聽

第百八十四條 傍聽席ヲ分テ皇族席外國交際官席貴族院議員席官吏席公衆席及新聞記者席トス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十條 傍聽席ヲ分テ皇族席、外國交際官席、貴族院議員席、公衆席及新聞記者席トス

第百八十五條 外國交際官ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ外務省ノ照會ニ依リ書記官長ハ議長ノ指

揮ヲ受ケ其ノ員數ヲ限り傍聴券ヲ該省ニ送付スヘシ

第百八十六條 官吏ノ傍聴ヲ求ムル者アルトキハ所屬官廳ノ照會ニ依リ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ其ノ員數ヲ限り傍聴券ヲ其ノ官廳ニ送付スヘシ

第百八十七條 公衆ノ傍聴ヲ求ムル者ハ議員ノ紹介ニ依ルヘシ

書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ豫メ公衆傍聴券ノ員數ヲ定メ之ヲ各議員ニ配付ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

・公衆傍聴券は召集当日議員に交付する(衆先彙纂 577)。

第百八十三條 公衆ノ傍聴ヲ求ムル者ハ議員ノ紹介ニ依ルヘシ

書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ豫メ公衆傍聴券ノ員數ヲ定メ之ヲ部長ニ送付シ部長ハ之ヲ部員ニ配付ス

第百八十八條 新聞社及通信社ノ爲ニ一會期ニ通スル傍聴章ヲ交付ス

前項傍聴章ノ員數ハ每會期ノ始ニ於テ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ定ム

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十四條 在東京日刊新聞社ニハ一會期ニ通スル傍聴券二十五枚在地方日刊新聞社ニハ十枚ヲ交付シ各社ノ協議ヲ以テ之ヲ分配セシムヘシ

第百八十九條 議事開始ノ後一時間ヲ經過シ仍傍聴席ニ空位アリテ議員ノ紹介アルトキハ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ傍聴券ヲ交付スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十五條 議事開始ノ後一時間ヲ經過シ仍傍聴席空位アリテ議員ノ紹介アルトキハ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ傍聴券ヲ交付スルコトヲ得

第百九十條 議員傍聴人ヲ紹介スルトキハ傍聴人紹介人トモ其氏名ヲ各傍聴券ニ記入スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十六條 議員傍聴人ヲ紹介スルトキハ傍聴人紹介人トモ其氏名ヲ傍聴券ニ記入スヘシ

第百九十一條 議長必要ト認ムルトキハ守衛又ハ警察官吏ヲシテ傍聴人ノ身體搜查ヲ爲サシムルコトヲ得

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

・議長が必要と認めたときは守衛又は警察官吏をして傍聴人の身体搜查をさせ、また取締上必要あるとき仮令傍聴券を所持するものと雖も傍聴を許さない。なお 12 歳未満の児童の傍聴は第 25 回議會以来、これを禁止したので、第 50 回議會において衆議院規則改正の際、これを明記した(衆先彙纂 578)。

第百九十二條 戎器兇器ヲ携帯シタル者酩酊シタル者十二歳未満ノ者其ノ他議長ニ於テ取締上必要アリト認ムル者ハ傍聴券ヲ有スト雖傍聴席ニ入ルコトヲ許サス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

・傍聴席にあつては大礼服着用若しくは正装の場合と雖も帯剣することができない(衆先彙纂 576)。
・議長が必要と認めたときは守衛又は警察官吏をして傍聴人の身体搜查をさせ、また取締上必要あるとき仮令傍聴券を所持するものと雖も傍聴を許さない。なお 12 歳未満の児童の傍聴は第 25 回議會以来、これを禁止したので、第 50 回議會において衆議院規則改正の際、これを明記した(衆先彙纂 578)。

第百八十九條 戎器兇器ヲ携帯シタル者及酩酊シタル者ハ傍聴席ニ入ルコトヲ許サス

第百九十三條 議長ニ於テ取締上必要アリト認ムルトキハ傍聴人ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

・議長が必要と認めたときは守衛又は警察官吏をして傍聴人の身体搜查をさせ、また取締上必要あ

るとき仮令傍聴券を所持するものと雖も傍聴を許さない。なお 12 歳未満の児童の傍聴は第 25 回議会以来、これを禁止したので、第 50 回議会において衆議院規則改正の際、これを明記した（衆先彙纂 578）。

第百九十四條 傍聴人ハ傍聴券又ハ傍聴章ヲ守衛ニ示シ其ノ指示スル所ノ席ニ著クヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・第 2 回議会以来、開院式当日勅語奉答文案の会議より傍聴を許すのを例とする。なお第 18 回議会以来、新聞通信記者に限り、議院成立に関する集会より記者席に入場することを黙許した（衆先彙纂 574）。

第百八十七條 傍聴人ハ傍聴券ヲ守衛ニ示シ其ノ指示スル所ノ席ニ著クヘシ

第百九十五條 凡ソ傍聴席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 羽織若ハ袴又ハ洋服ヲ著スヘシ
- 二 帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス
- 三 傘杖鞆包物ノ類ヲ携帯スヘカラス
- 四 飲食又ハ喫煙スヘカラス
- 五 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 六 喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スヘカラス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

第百八十八條 凡ソ傍聴席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 羽織若ハ袴又ハ洋服ヲ著スヘシ
- 二 帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス
- 三 傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス
- 四 飲食又ハ吸烟スヘカラス
- 五 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 六 喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スヘカラス

第百九十六條 何等ノ事由アルモ傍聴人ハ議場ニ入ルコトヲ得ス

第百九十七條 秘密會議ヲ開クノ決議アリタルトキ又ハ傍聴席騷擾ナルニ由リ總テノ傍聴人ヲ退場セシムルトキハ議長ハ守衛ヲシテ其ノ命令ヲ執行セシムヘシ

- ・政府より秘密會議を要求し、また懲罰事犯の秘密會議を開く場合は議長において秘密會議を開く旨を宣告すると同時に傍聴人を退場させる。しかし議長又は議員 10 人以上より秘密會議の發議があつた場合は衆議院規則により議長は先ずこれを開くや否を採決し、秘密會議を開くに決したとき傍聴人を退場させるのを例とする（衆先彙纂 530）。

第十五章 懲罰

第百九十八條 會議ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ會議ヲ中止シ又ハ事犯者ヲ退場セシムルコトヲ得

- ・議員は自己の懲罰事犯の會議に列席することができないが、懲罰委員に付するの動議を採決する場合は、事犯ありと告げられた議員は退席する必要がないものとする（衆先彙纂 561）。
- ・議長が懲罰事犯があると認め、會議中に議長職権を以て議員を懲罰委員に付して、會議を中止して散会したことがある（衆先彙纂 563）。

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

第百九十二條 會議ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ會議ヲ中止シ又ハ犯人ヲ退場セシムルコトヲ得

第百九十九條 委員會ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長ハ委員會ヲ中止スルコトヲ得

第二百條 部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ部長ノ處分ハ委員長ノ例ニ同シ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百九十四條 部ニ於テ懲罰事犯アルトキ部長ノ處分ハ委員長ノ例ニ同シ

第二百一條 會議委員會部ノ外議院内部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ之ヲ懲罰委員ニ付スヘシ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかったことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の発言をできるが、議長の職権をもって懲罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の會議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする (衆先彙纂 295)。
- ・議員は 20 人以上の賛成がなければ懲罰の動議を提出することができないが、議長は議事規則又は議場の秩序を紊す者に対し、警戒し、制止し、又は発言の取消しを命じ、これに従わないときは職権をもって直ちに懲罰委員に付することができる。そして第 50 回議會において衆議院規則改正の際、議長の懲罰委員に付する件の範囲を拡張し、會議、委員会、部の外、議院内部における事犯も懲罰委員に付することができるに至った結果、その事実の調査等に時日を要することがあるので、第 51 回議會大正 15 年 3 月 13 日の會議において議長は議長の職権により懲罰委員に付する宣告は懲罰動議の如く事犯後 3 日以内の期間に拘束されないものと解するに異議なきやを諮い、院議異議なくこれを承認した。議長職権をもって懲罰委員に付した場合は、議院の体面を汚した場合、議院の騷擾を醸した場合、院議に服従しない場合、議長の制止又は退場の命に従わない場合、議長の取消しの命に従わない場合、守衛の公務執行を妨げた場合、委員会において懲罰事犯を起こした場合である (衆先彙纂 556)。

第二百二條 議長委員長又ハ部長ニ於テ懲罰事犯ト認メサル事件ニ付テモ議員ハ議院法第九十八條ニ依リ懲罰ノ動議ヲ議院ニ提出スルノ權ヲ失ハス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百九十五條 委員長又ハ部長ニ於テ懲罰事犯ト認メサル事件ニ付テモ委員又ハ部員ハ議院法第九十八條ニ依リ懲罰ノ動議ヲ議院ニ提出スルノ權ヲ失ハス

第二百三條 懲罰ノ動議ヲ提出セラレタルトキハ直ニ之ヲ會議ニ付スヘシ散會後提出セラレタルトキハ最近ノ會議ニ於テ之ヲ議題ト爲スヘシ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・懲罰委員に付するの動議と雖も発言中は議題としないのを例とする。懲罰委員に付するの動議が提出され、これを會議に付したのは第 1 回議會以来、開議宣告の際、諮問を終った際、あるいは議案を議了した際、若しくは趣旨弁明、質疑、討論、議事続行、身上弁明等の発言を終った際であるのを例とする。しかし発言中その発言の一部に関して懲罰委員に付するの動議が提出されたため、一時その発言を中止して懲罰動議の採決をしたことがある (衆先彙纂 557)。
- ・懲罰委員に付するの動議が提出されたときは討論を用いずに直ちにこれを會議にするべきものであるが、院議に諮いその趣旨弁明を保留し、又は議長が必要と認め、若しくは提出者の申出によりその採決を保留したことがある。なお秘密會議中に提出された懲罰動議は議長がこれを保留し、公開議場において処理する。

第二百四條 議院法第九十八條第一項ノ場合ニ於テハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取り之ヲ懲罰委員ニ付スヘシ

- ・議院の体面を汚し、議場の騒擾を醸し、議院の命令に従わず、若しくは無礼の言語を用い、又は無届欠席等の理由により、懲罰委員に付するの動議が成立するときは衆議院規則により、議長は討論を用いずに議院の決を採り、懲罰委員に付するか否を決する。そして懲罰委員に付するの動議は事犯があった後、3日以内にこれを提出すべきは議院法第98条第2項に規定されるところであるが、この期間は事犯があった日よりこれを起算すべきものとする（衆先彙纂556）。
- ・懲罰委員に付するの動議と雖も発言中は議題としないのを例とする。懲罰委員に付するの動議が提出され、これを会議に付したのは第1回議會以来、開議宣告の際、諮問を終った際、あるいは議案を議了した際、若しくは趣旨弁明、質疑、討論、議事続行、身上弁明等の発言を終った際であるのを例とする。しかし発言中その発言の一部に関して懲罰委員に付するの動議が提出されたため、一時その発言を中止して懲罰動議の採決をしたことがある（衆先彙纂557）。

第二百五條 議長ノ制止又ハ取消ノ命ニ従ハサル者ハ議長ハ議院法第八十七條ニ依リ之ヲ處スルノ外仍懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付スルコトヲ得

（改正第50回帝國議會大正14年3月24日議決）

- ・身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかったことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の発言をできるが、議長の職権をもって懲罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の會議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする（衆先彙纂295）。
- ・議員は20人以上の賛成がなければ懲罰の動議を提出することができないが、議長は議事規則又は議場の秩序を紊す者に対し、警戒し、制止し、又は発言の取消しを命じ、これに従わないときは職権をもって直ちに懲罰委員に付することができる。そして第50回議會において衆議院規則改正の際、議長の懲罰委員に付する件の範囲を拡張し、會議、委員会、部の外、議院内部における事犯も懲罰委員に付することができるに至った結果、その事実の調査等に時日を要することがあるので、第51回議會大正15年3月13日の會議において議長は議長の職権により懲罰委員に付する宣告は懲罰動議の如く事犯後3日以内の期間に拘束されないものと解するに異議なきやを諮り、院議異議なくこれを承認した。議長職権をもって懲罰委員に付した場合は、議院の体面を汚した場合、議院の騒擾を醸した場合、院議に服従しない場合、議長の制止又は退場の命に従わない場合、議長の取消しの命に従わない場合、守衛の公務執行を妨げた場合、委員会において懲罰事犯を起こした場合である（衆先彙纂556）。
- ・議長が議員に退場を命じても、その命に従わないのでこれを執行させるため、又は議場が混乱に陥った際に秩序維持のため、守衛を派することがある。この場合において守衛の公務執行を妨げる者があるときは議長はこれを懲罰委員に付する（衆先彙纂561）。

第二百條 議長ノ制止又ハ取消ノ命ニ従ハサル者ハ議長議院法第八十七條ニ依リ之ヲ處スルノ外仍懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付スルコトヲ得

第二百六條 懲罰事犯ノ議事ハ秘密會議ヲ以テス

- ・政府より秘密會議を要求し、また懲罰事犯の秘密會議を開く場合は議長において秘密會議を開く旨を宣告すると同時に傍聴人を退場させる。しかし議長又は議員10人以上より秘密會議の發議があった場合は衆議院規則により議長は先ずこれを開くや否を採決し、秘密會議を開くに決したとき傍聴人を退場させるのを例とする（衆先彙纂530）。

第二百七條 議員ハ自己ノ懲罰事犯ノ會議ニ列席スルコトヲ得ス但シ議長ノ許可ヲ經テ自ラ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

- ・身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかったことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の発言をできるが、議長の職権をもって懲罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の会議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする（衆先彙纂 295）。
- ・議員は自己の懲罰事犯の会議に列席することができないが、事犯に関し自ら弁明するときには議長の許可を得てこれをすることができる。但し弁明を終わったときは退席しなければならない。しかし懲罰事犯の会議でない限り身上に関する議事中と雖も関係議員は退席することを要しない（衆先彙纂 545）。
- ・議員は自己の懲罰事犯の会議に列席することができないが、懲罰委員に付するの動議を採決する場合は、事犯ありと告げられた議員は退席する必要がないものとする（衆先彙纂 561）。

第二百八條 懲罰委員ハ議長ヲ經由シテ本人及關係議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

第二百九條 公開議場ニ於テ謝辭ヲ表セシメムトスルトキハ懲罰委員ハ謝辭ノ要領ヲ起草シ其ノ報告ト共ニ之ヲ議長ニ提出スヘシ

- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、謝辞を表させた場合がある（衆先彙纂 569）。

第二百二條 議院ノ命令ニ抵抗シ又ハ議長ヲ侮辱シタル者及同會期中譴責セラル、コト三回ニ至リ更ニ譴責ニ當ルヘキ事犯アル者ハ出席ヲ停止スルコトヲ得

（削除第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第二百十條 出席停止ハ三十日ヲ超ユルコトヲ得ス

數箇ノ懲罰事犯併發シタル場合ニ於テモ出席停止ハ前項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・出席停止は 30 日を超えない範囲内において命じられ、その起算は宣告の日よりし、且つ休日をも包含するものとする（衆先彙纂 571）。

第二百三條 出席停止ハ二週間ヲ超ユルコトヲ得ス

第二百十一條 出席ヲ停止セラレタル者委員ナルトキハ其ノ任ハ解ケタルモノトス

- ・委員が出席停止を命じられたときは法規により解任されたものとする（衆先彙纂 572、衆委先彙纂 23）。

第二百十二條 出席ヲ停止セラレタル者其ノ停止期間内ニ議場ニ入ルトキハ議長ハ直ニ退去ヲ命シ其ノ命ニ從ハサルトキハ必要ノ處分ヲ爲シ更ニ懲罰委員ニ付スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第二百五條 出席ヲ停止セラレタル者其ノ停止期限内ニ議場ニ入ルトキハ議長ハ直ニ退去ヲ命シ其ノ命ニ從ハサルトキハ必要ノ處分ヲ爲シ更ニ懲罰委員ニ付スヘシ

第二百十三條 凡ソ議院ノ騷擾ヲ醸シ又ハ議院ノ體面ヲ汚スヘキ所行ニシテ其ノ情重キ者ハ出席ヲ停止シ又ハ除名スルコトヲ得

- ・除名の決議はこれを本人に通知する（衆先彙纂 119）。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、出席を停止された場合がある（衆先彙纂 570）。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、除名された場合がある（衆先彙纂 573）。

第二百十四條 議院懲罰ヲ議決シタルトキハ議長ハ公開議場ニ於テ之ヲ宣告ス

- ・懲罰事犯の秘密会議において懲罰を議決したときは議長は公開議場においてその結果を宣告すべきは法規の定めるところであるが、懲罰事犯に非ずと議決するときと雖も議長は公開議場においてこれを報告し、また懲罰事犯以外の秘密会議においても会議公開に復した際、議長は会議

の結果を報告するのを例とする（衆先彙纂 533）。

- ・懲罰は懲罰事犯の件が議決され、公開議場において議長がこれを宣告することによって執行され、又はその効力が発生するものとする（衆先彙纂 567）。

第二百十五條 議長ハ懲罰事犯ト認ムル所ノ言論ノ一部又ハ全部ヲ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

議院ニ於テ懲罰事犯ナシト議決シタルトキハ議長ノ命令ハ自ラ消滅ス

第十六章 貴族院ニ對スル關係

第二百十六條 議案ヲ貴族院ニ移ストキハ議長ハ書記官長ヲシテ之ヲ貴族院議長ニ傳達セシム

第二百十七條 貴族院ヨリ議案ヲ受取りタルトキハ議長ハ之ヲ議院ニ報告スヘシ

第二百十八條 協議委員ノ選舉ハ第六十四條ノ例ニ依ル

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・両院協議委員はその数を 10 名とし、選挙の方法は議長の指名によるのを例とする。補欠選挙は議長指名による（衆先彙纂 602）。
- ・両院協議委員の選挙については議長候補者選挙の如く投票数が名刺数に超過した場合の規定を欠くが、第 56 回議會昭和 4 年 3 月 20 日において投票数が名刺数に超過したときは議長候補者選挙に関する衆議院規則第 6 条但書に準拠して選挙の有効無効を決定した（衆先彙纂 603）。
- ・両院協議委員の選挙においてその点検をするに際し、投票中同一のものは便宜 50 票宛合算して読み上げるのを例とする（衆先彙纂 604）。
- ・両院協議委員の選挙において配付した投票用紙以外の用紙に便宜上選挙される者の氏名を印刷し、これを投票として用いたことがあり、この場合にこれを有効と認めるのを例とする（衆先彙纂 605）。
- ・両院協議委員の選挙を省略し、既に他の回付案に付き選定した両院協議委員に、不同意に決した回付案を併せ付託したことがある（衆先彙纂 606）。
- ・両院協議委員の選挙は第 56 回議會までは議長指名又は議場選挙等により一様でなかったが、第 63 回議會以後はすべて議長の指名によった。両院協議委員の補欠選挙は必ずしも前の選挙と同一の方法によらないで、議長指名によるのを例とする（衆委先彙纂 234）。

第二百十一條 協議委員ノ選舉ハ第六十三條ノ例ニ依ル

第二百十九條 議院法第五十五條ニ依リ貴族院ヨリ回付シタル修正案ヲ議シ及協議會ノ報告ヲ議スルニハ三讀會ヲ經ルヲ要セス

第二百二十條 協議會ニ於ケル衆議院ノ委員ハ其ノ報告委員ヲ互選スルコトヲ得

- ・両院協議會の経過及び結果は議場において協議委員議長がこれを報告する。但し他の協議委員がこれを報告したことがある（衆委先彙纂 252）。

第二百二十一條 協議委員ノ數協議會ノ定數及決議ノ方法竝協議會議長ノ權限ハ議院法第六十一條ニ依リ委員ヲ派シ兩院協議シテ之ヲ定ムヘシ

第十七章 補則

（追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

第二百二十二條 議院規則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

（第百十七條から繰下げ第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議長が議院規則の疑義を決する（衆先彙纂 87）。
- ・請願と同一趣旨の他ノ議案との關係に付き疑義が存したので、第 27 回議會明治 44 年 2 月 3 日の請願委員協議會において照會をするに決し、翌 4 日書面をもって議長に差出し、同月 10 日議長より回答に接した（衆委先彙纂 190）。

附 則

明治三十九年三月二十二日議決法律ノ制定ニ關スル請願取扱規則及明治四十二年十二月二十五日
議決投票ニ關スル規則ハ之ヲ廢止ス

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)